

令和3年度

税務統計

尼崎市資産統括局税務管理部

I	市税及 一般会 計	■■■■■■■■■■
II	市民税	■■■■■■■■■■
III	固定資産税 都市計画税	■■■■■■■■■■
IV	軽自動車税	■■■■■■■■■■
V	市たばこ税	■■■■■■■■■■
VI	特別土地保有税	■■■■■■■■■■
VII	入湯税	■■■■■■■■■■
VIII	事業所税	■■■■■■■■■■
IX	滞納処分	■■■■■■■■■■
X	口座振替	■■■■■■■■■■
XI	税外収入	■■■■■■■■■■
XII	徴収経費	■■■■■■■■■■
XIII	税務機構	■■■■■■■■■■
XIV	参考	■■■■■■■■■■

目 次

I	市税及び一般会計	1
	(1) 人口・世帯数等に関する調	2
	(2) 市税負担額等に関する調	2
	(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較	4
	[図表1] 令和2年度一般会計歳入歳出決算額（構成割合）	6
	[図表2] 令和2年度市税決算額の税目別構成比	7
	[図表3] 令和3年度市税当初予算額の税目別構成比	7
	(4) 令和2年度市税税目別決算状況	8
	(5) 令和2年度市税決算の概要	11
	(6) 当初及び最終予算額累年比較	16
	(7) 市税予算額・決算額の推移	18
	[図表4] 市税決算額の推移	19
	(8) 市税決算状況の推移	20
	(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較	22
	[図表5] 市税収入率の推移	24
II	市民税	25
1	個人	28
	(1) 納税義務者数の推移	28
	(2) 所得控除額等の推移	30
	(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移	36
	(4) 所得区分別納税義務者の推移（所得割）	36
	(5) 所得区分別所得金額の推移（所得割）	36
	(6) 所得区分別税額の推移（所得割）	36
	(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数	38
	(8) 扶養控除人員	40
	(9) 給与所得の収入金額等の推移	41
	(10) 青色申告者及び事業専従者の推移	41
	(11) 個人市民税課税標準額別納税義務者数及び所得割額	42
	(12) 給与所得控除額及び公的年金等控除額	43
2	法人	44
	(1) 法人税割産業分類別調定額の推移	44
	(2) 法人税割月別調定額の推移	46
	(3) 資本金段階別法人数の推移	46
3	県民税払込案分率	48

III	固定資産税・都市計画税	49
1	固定資産税	51
	(1) 納税義務者数の推移	52
	(2) 地目別総地積の推移	52
	(3) 地目別総筆数の推移	52
	(4) 地目別決定価格の推移	52
	(5) 地目別課税標準額の推移	54
	(6) 地目別平均価格の推移 (㎡単位当たり価格)	54
	(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移	54
	(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移	54
	(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移	56
	(10) 償却資産に係る決定価格の推移	56
	(11) 償却資産に係る課税標準額の推移	56
2	国有資産等所在市町村交付金に関する調	56
3	都市計画税	58
	(1) 納税義務者数の推移	58
	(2) 課税標準額等の推移	58
IV	軽自動車税	59
	(1) 課税台数の推移	62
	(2) 調定額の推移	62
V	市たばこ税	65
	(1) 年度別調定状況	66
	(2) 年度別月別調定状況	67
VI	特別土地保有税	69
	(1) 納税義務者数の推移	71
	(2) 地積の推移	71
	(3) 調定額の推移	71
	(4) 特別土地保有税の推移	72
VII	入湯税	73
	年度別調定状況	74
VIII	事業所税	75
	調定額等に関する調	78
IX	滞納処分	81
	(1) 滞納処分の停止額税目別明細	82
	(2) 不納欠損額税目別明細	82
	(3) 財産差押状況の推移	82
X	口座振替	85
	口座振替加入率等の推移	86

XI	税外収入（税務関係分）	87
	（1） 税外収入決算状況の推移（税務関係分）	88
	（2） 自動車重量譲与税に関する調	90
	（3） 特別とん譲与税に関する調	90
	（4） 地方揮発油譲与税に関する調	90
	（5） 地方道路譲与税に関する調	90
	（6） 森林環境譲与税に関する調	90
	（7） 利子割交付金に関する調	90
	（8） 配当割交付金に関する調	90
	（9） 株式等譲渡所得割交付金に関する調	90
	（10） 法人事業税交付金に関する調	91
	（11） 地方消費税交付金に関する調	91
	（12） 自動車取得税交付金に関する調	91
	（13） 環境性能割交付金に関する調	91
	（14） 地方特例交付金に関する調	91
	（15） 交通安全対策特別交付金に関する調	91
	（16） 県税徴収交付金に関する調	91
	（17） 税務関係証明書の発行等に関する調	92
XII	徴収経費	93
	徴収経費決算状況の推移	94
XIII	税務機構	97
	（1） 税務機構の変遷	98
	（2） 現在の税務機構及び事務分掌	110
	（3） 税務管理部職員の課・係別人員内訳の推移	111
XIV	参 考	113
	（1） 全国市町村税の税目別収入額推移	114
	（2） 全国と尼崎市の市税収入率比較（決算）	118
	（3） 租税体系	119
	（4） 地方税制の変遷（市町村税関係）	120
	（5） 住民税及び所得税の諸控除一覧	122
	ア 所得控除	122
	イ 税額控除	124
	（6） 市税税率の変遷	126
	（7） 尼崎市の税制	128
	（8） 譲与税・交付金要領	130
	（9） 前納報奨金交付状況の推移	138

I 市 税 及 び 計
一 般 会 計



I 市税及び一般会計

(1) 人口・世帯数等に関する調

区 分	人 口	世 帯 数	面 積	一世帯当たり 人 口	一平方キロ
					人 口
平成24年度	450,182人	210,222世帯	49.97km ²	2.14人	9,009人
25	449,236人	211,080世帯	50.27km ²	2.13人	8,936人
26	447,597人	211,786世帯	50.27km ²	2.11人	8,904人
27	446,125人	212,765世帯	50.27km ²	2.10人	8,875人
28	451,915人	211,178世帯	50.72km ²	2.14人	8,910人
29	450,765人	212,950世帯	50.72km ²	2.12人	8,887人
30	450,721人	214,858世帯	50.72km ²	2.10人	8,886人
令和元年度	451,179人	217,387世帯	50.72km ²	2.08人	8,895人
2	451,481人	219,735世帯	50.72km ²	2.05人	8,901人
3	458,686人	222,032世帯	50.72km ²	2.07人	9,043人

(注) 人口・世帯数：各年の4月1日現在の推計人口による。

(2) 市税負担額等に関する調

区 分	一 般 会 計 歳 入 総 額 (ア)	市 税 歳 入	一 般 会 計 に 占 め る 割 合 (イ)/(ア)	人 口 一 人 当 たり 市 税 負 担 額	一 世 帯 当 たり 市 税 負 担 額
		総 額 (イ)			
平成23年度	193,367,051千円	78,469,229千円	40.6%	173,629円	374,718円
24	189,300,007千円	77,454,095千円	40.9%	172,051円	368,440円
25	190,688,358千円	76,679,351千円	40.2%	170,688円	363,272円
26	198,189,615千円	77,892,183千円	39.3%	174,023円	367,787円
27	206,535,275千円	77,459,503千円	37.5%	173,627円	364,061円
28	205,175,362千円	77,659,392千円	37.9%	171,845円	367,744円
29	200,813,369千円	78,767,750千円	39.2%	174,742円	369,888円
30	205,885,923千円	79,238,902千円	38.5%	175,805円	368,797円
令和元年度	205,121,933千円	80,591,085千円	39.3%	178,623円	370,726円
2	264,031,807千円	79,557,367千円	30.1%	176,214円	362,061円

メートル当たり 世帯数	税務職員数	税務職員一人当たり		
		人口	世帯数	面積
4,207世帯	110人	4,093人	1,911世帯	0.4543km ²
4,199世帯	108人	4,160人	1,954世帯	0.4655km ²
4,213世帯	111人	4,032人	1,908世帯	0.4529km ²
4,232世帯	117人	3,813人	1,819世帯	0.4297km ²
4,164世帯	115人	3,930人	1,836世帯	0.4410km ²
4,199世帯	118人	3,820人	1,805世帯	0.4298km ²
4,236世帯	121人	3,725人	1,776世帯	0.4192km ²
4,286世帯	125人	3,609人	1,739世帯	0.4058km ²
4,332世帯	124人	3,641人	1,772世帯	0.4090km ²
4,378世帯	118人	3,887人	1,882世帯	0.4298km ²

基準財政 収入額(ウ)	基準財政 需要額(エ)	前年比			
		(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
59,355,969千円	72,545,249千円	100.2%	99.9%	101.0%	100.9%
59,989,405千円	72,081,117千円	97.9%	98.7%	101.1%	99.4%
58,317,020千円	71,377,177千円	100.7%	99.0%	97.2%	99.0%
57,683,451千円	71,388,093千円	103.9%	101.6%	98.9%	100.0%
60,152,079千円	72,969,597千円	104.2%	99.4%	104.3%	102.2%
60,155,905千円	73,395,909千円	99.3%	100.3%	100.0%	100.6%
62,174,711千円	73,872,070千円	97.9%	101.4%	103.4%	100.6%
62,928,021千円	75,354,939千円	102.5%	100.6%	101.2%	102.0%
64,856,521千円	76,971,245千円	99.6%	101.7%	103.1%	102.1%
63,981,151千円	76,750,717千円	128.7%	98.7%	98.7%	99.7%

(3) 一般会計歳入・歳出決算額累年比較

区 分	平成 28 年 度		平成 29 年 度	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
歳 入 総 額	205,175,362	100.0%	200,813,369	100.0%
市 税	77,659,392	37.8%	78,767,750	39.2%
地 方 譲 与 税	770,842	0.4%	768,808	0.4%
利 子 割 交 付 金	87,089	0.0%	131,754	0.1%
配 当 割 交 付 金	347,475	0.2%	474,105	0.2%
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	218,128	0.1%	478,887	0.2%
法 人 事 業 税 交 付 金	0	0.0%	0	0.0%
地 方 消 費 税 交 付 金	7,414,112	3.6%	7,666,290	3.8%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	220,282	0.1%	280,200	0.1%
環 境 性 能 割 交 付 金	0	0.0%	0	0.0%
地 方 特 例 交 付 金	311,791	0.2%	321,208	0.2%
地 方 交 付 税	13,679,248	6.7%	11,395,874	5.7%
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	70,041	0.0%	66,272	0.0%
分 担 金 及 び 負 担 金	1,565,513	0.8%	1,600,952	0.8%
使 用 料 及 び 手 数 料	6,798,394	3.3%	6,744,570	3.4%
国 庫 支 出 金	47,039,233	22.9%	47,557,139	23.7%
県 支 出 金	11,532,163	5.6%	12,164,330	6.1%
財 産 収 入	3,334,097	1.6%	3,013,320	1.5%
寄 付 金	109,432	0.1%	233,027	0.1%
繰 入 金	1,780,418	0.9%	1,528,252	0.8%
繰 越 金	508,623	0.2%	646,152	0.3%
諸 収 入	8,124,035	4.0%	6,450,256	3.2%
市 債	23,605,054	11.5%	20,524,223	10.2%

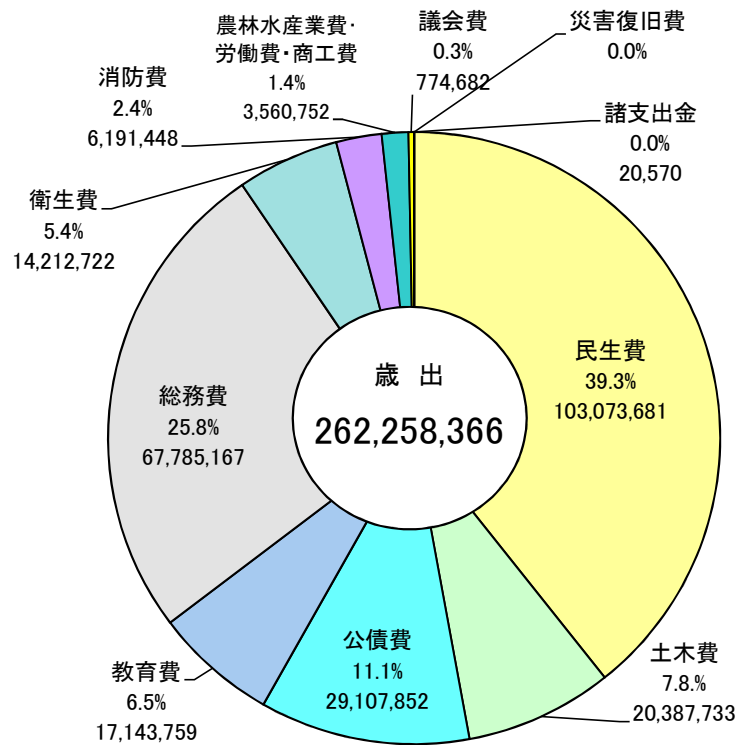
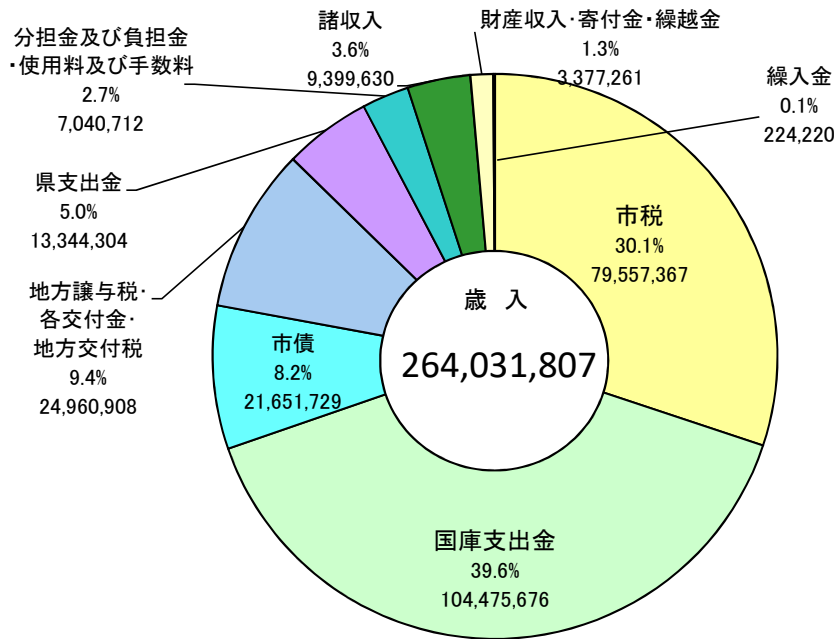
歳 出 総 額	204,529,210	100.0%	200,419,083	100.0%
議 会 費	795,328	0.4%	782,600	0.4%
総 務 費	17,984,442	8.8%	15,986,266	8.0%
民 生 費	97,925,209	47.9%	100,745,850	50.3%
衛 生 費	14,068,582	6.9%	13,480,196	6.7%
労 働 費	151,168	0.1%	152,051	0.1%
農 林 水 産 業 費	106,502	0.0%	122,017	0.0%
商 工 費	1,625,463	0.8%	1,392,240	0.7%
土 木 費	22,317,103	10.9%	18,728,797	9.3%
消 防 費	4,714,358	2.3%	4,748,433	2.4%
教 育 費	19,074,899	9.3%	18,297,477	9.1%
災 害 復 旧 費	0	0.0%	0	0.0%
公 債 費	25,729,069	12.6%	25,955,945	13.0%
諸 支 出 金	37,087	0.0%	27,211	0.0%

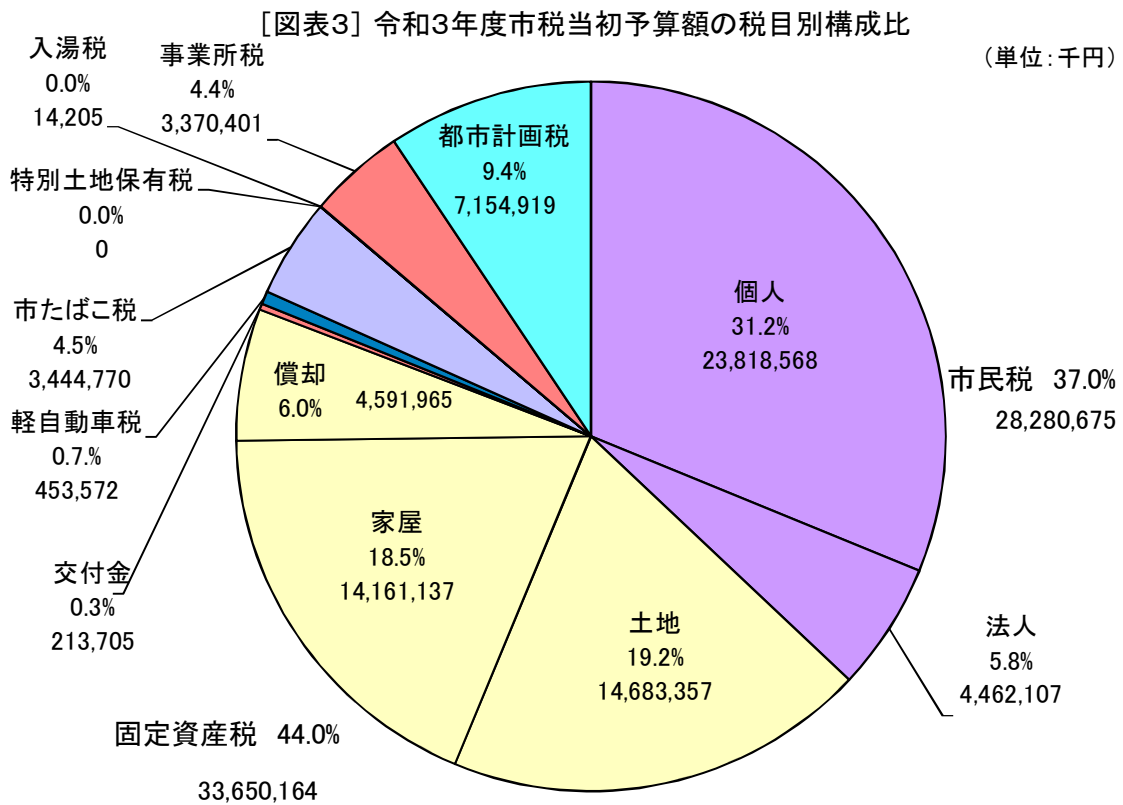
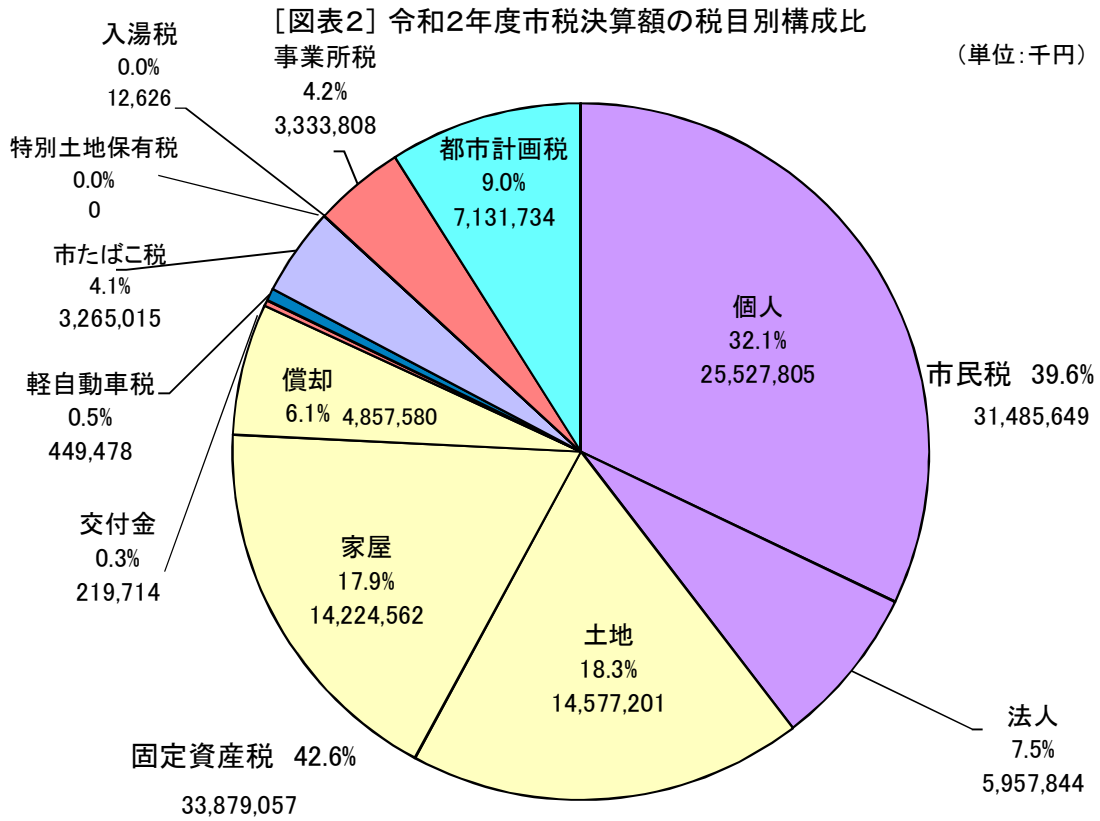
(単位：千円)

平成30年度		令和元年度		令和2年度	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
205,885,923	100.0%	205,121,933	100.0%	264,031,807	100.0%
79,238,902	38.5%	80,591,085	39.3%	79,557,367	30.1%
775,527	0.4%	785,900	0.4%	795,041	0.3%
132,149	0.1%	68,530	0.0%	73,373	0.0%
395,966	0.2%	444,120	0.2%	411,788	0.2%
313,846	0.1%	238,078	0.1%	478,104	0.2%
0	0.0%	0	0.0%	654,466	0.2%
8,055,974	3.9%	7,757,202	3.8%	9,427,900	3.6%
341,742	0.2%	160,749	0.1%	48	0.0%
0	0.0%	45,283	0.0%	91,334	0.0%
384,750	0.2%	936,996	0.5%	459,443	0.2%
12,190,178	5.9%	12,845,538	6.3%	12,499,119	4.7%
62,621	0.0%	63,270	0.0%	70,292	0.0%
1,509,019	0.7%	1,142,684	0.6%	697,767	0.3%
6,889,838	3.3%	6,799,270	3.3%	6,342,945	2.4%
47,098,493	22.9%	48,489,422	23.6%	104,475,676	39.6%
11,527,129	5.6%	12,658,709	6.2%	13,344,304	5.0%
2,645,787	1.3%	5,653,424	2.7%	2,409,494	0.9%
214,541	0.1%	46,007	0.0%	216,234	0.1%
963,655	0.5%	2,741,703	1.3%	224,220	0.1%
404,884	0.2%	769,646	0.4%	751,533	0.3%
6,604,856	3.2%	6,528,039	3.2%	9,399,630	3.6%
26,136,066	12.7%	16,356,278	8.0%	21,651,729	8.2%
205,116,277	100.0%	204,376,824	100.0%	262,258,366	100.0%
828,253	0.4%	814,071	0.4%	774,682	0.3%
17,018,106	8.3%	19,951,348	9.7%	67,785,167	25.8%
98,305,625	47.9%	101,148,539	49.5%	103,073,681	39.3%
13,204,833	6.5%	13,145,880	6.4%	14,212,722	5.4%
164,175	0.1%	157,322	0.1%	167,715	0.1%
116,341	0.1%	146,806	0.1%	145,143	0.1%
1,389,347	0.7%	1,832,617	0.9%	3,247,894	1.2%
20,573,811	10.0%	17,733,218	8.7%	20,387,733	7.8%
4,906,269	2.4%	4,858,555	2.4%	6,191,448	2.4%
16,688,898	8.1%	15,433,718	7.5%	17,143,759	6.5%
30,264	0.0%	174,829	0.1%	0	0.0%
31,863,262	15.5%	28,957,612	14.2%	29,107,852	11.1%
27,093	0.0%	22,309	0.0%	20,570	0.0%

[図表1]令和2年度 一般会計歳入歳出決算額(構成割合)

(単位:千円)





(4) 令和2年度 市税税目別決算状況 No.1

(単位:円)

	最終予算額 O	調定額 A	決算額 B = C + D	純収入済額 C	調定外過額納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F = A - C - E	収入率		対予算	
								B/A	前年度	B - O	B/O
市税合計	79,111,977,000	82,312,493,115	79,557,366,713	79,540,527,479	16,839,234	110,786,571	2,661,179,065	96.7%	96.8%	445,389,713	100.8%
現年課税分	78,299,331,000	79,816,773,795	78,702,342,916	78,685,766,486	16,576,430	586,607	1,130,440,702	98.6%	99.0%	403,011,916	100.3%
現年度分	77,886,391,000	79,370,780,205	78,295,618,529	78,282,597,146	13,021,380	496,690	1,087,686,369	98.8%	99.1%	409,227,526	100.3%
過年度分	412,940,000	445,993,590	406,724,390	403,169,340	3,555,050	69,917	42,754,333	91.2%	91.6%	△ 62,156,610	98.5%
滞納繰越分	812,646,000	2,485,719,320	855,023,797	854,760,993	262,804	110,219,964	1,530,738,363	34.3%	32.7%	42,377,797	105.2%
1 市民税	31,310,302,000	32,938,268,140	31,485,648,634	31,475,163,174	10,485,460	60,519,625	1,402,585,341	95.5%	95.5%	175,346,634	100.6%
現年課税分	30,846,388,000	31,494,243,175	31,017,284,014	31,006,815,014	10,469,000	371,707	487,056,454	98.5%	98.6%	170,896,014	100.6%
現年度分	30,465,321,000	31,113,481,695	30,671,624,967	30,664,693,667	6,930,900	301,790	448,486,228	98.9%	98.7%	206,303,567	100.7%
過年度分	381,067,000	380,761,490	345,659,447	342,121,347	3,538,100	69,917	38,570,226	90.4%	90.4%	△ 35,407,563	90.7%
滞納繰越分	463,914,000	1,444,024,965	468,364,620	468,348,160	16,460	60,147,918	915,528,887	32.4%	31.7%	4,450,620	101.0%
(1) 個人市民税	25,400,004,000	26,881,175,117	25,527,804,804	25,527,804,804	0	56,092,949	1,297,277,364	94.9%	94.4%	127,800,804	100.3%
現年課税分	24,947,556,000	25,489,852,575	25,075,771,958	25,075,771,958	0	103,707	413,976,910	98.4%	98.3%	128,235,958	100.5%
均等割	762,708,000	785,965,510	774,188,280	774,188,280	0	3,210	11,774,020	98.5%	98.5%	11,480,280	101.5%
所得割	24,184,828,000	24,703,887,065	24,301,583,678	24,301,583,678	0	100,497	402,202,890	98.4%	98.3%	116,755,678	100.5%
現年度分	24,790,791,000	25,352,987,285	24,973,751,696	24,973,751,696	0	33,790	379,201,799	98.5%	98.4%	182,960,696	100.7%
均等割	760,801,000	784,589,200	773,162,370	773,162,370	0	1,050	11,495,780	98.5%	98.5%	12,361,370	101.6%
所得割	24,029,990,000	24,568,398,085	24,200,589,326	24,200,589,326	0	32,740	367,776,019	98.5%	98.3%	170,599,326	100.7%
普徴徴収	4,625,736,000	5,171,067,694	4,831,430,445	4,831,430,445	0	2,821	339,634,418	93.4%	92.9%	205,694,445	104.4%
給与特徴	19,265,989,000	19,291,013,309	19,251,441,787	19,251,441,787	0	30,969	39,540,553	99.9%	99.8%	△ 14,547,213	99.9%
年金特徴	899,066,000	890,906,292	890,879,464	890,879,464	0	0	26,828	100.0%	100.0%	△ 8,186,536	99.1%
過年度分	156,745,000	136,865,290	102,020,262	102,020,262	0	69,917	34,775,111	74.5%	83.1%	△ 94,724,738	65.1%
均等割	1,907,000	1,376,310	1,025,910	1,025,910	0	2,160	348,240	74.5%	83.1%	△ 881,090	53.8%
所得割	154,838,000	135,488,980	100,994,352	100,994,352	0	67,757	34,426,871	74.5%	83.1%	△ 53,843,648	65.2%
滞納繰越分	452,468,000	1,391,322,542	452,032,846	452,032,846	0	55,989,242	883,300,454	32.5%	32.0%	△ 435,154	99.9%
均等割	14,331,000	43,931,000	14,272,930	14,272,930	0	1,767,860	27,890,210	32.5%	32.0%	△ 58,070	99.8%
所得割	438,137,000	1,347,391,542	437,759,916	437,759,916	0	54,221,382	855,410,244	32.5%	32.0%	△ 377,084	99.9%
(2) 法人市民税	5,910,298,000	6,057,093,023	5,957,843,830	5,947,358,370	10,485,460	4,426,676	105,307,977	98.4%	99.3%	47,545,830	100.3%
現年課税分	5,898,852,000	6,004,390,600	5,941,512,056	5,931,043,056	10,469,000	288,000	73,079,544	99.0%	99.9%	42,660,056	100.7%
均等割	1,537,629,000	1,540,757,500	1,524,321,300	1,522,947,070	2,274,230	70,210	18,640,220	98.9%	99.9%	△ 13,307,700	99.1%
税割	4,361,223,000	4,463,633,100	4,417,190,756	4,408,995,986	8,194,770	197,790	54,439,324	99.0%	99.9%	55,967,756	101.3%
現年度分	5,674,530,000	5,760,494,400	5,697,872,871	5,690,941,971	6,930,900	288,000	69,284,429	98.9%	99.9%	23,342,871	100.4%
均等割	1,511,418,000	1,509,154,500	1,492,751,520	1,490,935,740	1,815,780	70,210	18,148,550	98.9%	99.9%	△ 18,666,480	98.8%
税割	4,163,112,000	4,251,339,900	4,205,121,351	4,200,006,231	5,115,120	197,790	51,135,879	98.9%	99.9%	42,009,351	101.0%
過年度分	224,322,000	243,896,200	243,639,185	240,101,085	3,538,100	0	3,795,115	99.9%	97.2%	19,317,185	108.6%
均等割	26,211,000	31,603,000	31,569,780	31,111,330	458,450	0	491,670	99.9%	97.2%	5,358,790	120.4%
税割	198,111,000	212,293,200	212,069,405	208,989,755	3,079,650	0	3,303,445	99.9%	97.2%	13,958,405	107.0%
滞納繰越分	11,446,000	52,702,423	16,331,774	16,315,314	16,460	4,158,676	32,228,433	31.0%	22.7%	4,885,774	142.7%
均等割	2,627,000	11,349,830	3,517,150	3,513,610	3,540	895,590	6,940,690	31.0%	22.7%	890,150	133.9%
税割	8,819,000	41,352,593	12,814,624	12,801,704	12,920	3,263,086	25,287,803	31.0%	22.7%	3,995,624	145.3%

(4) 令和2年度 市税税目別決算状況 No.2

(単位:円)

	最終予算額 O	調定額 A	決算額 B = C + D	純収入済額 C	調定外過額納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F = A - C - E	収入率 B/A	前年度 前年度	対 予 算	
										B - O	O / B
2 固定資産税	33,723,441,000	34,892,422,859	33,879,057,111	33,876,433,147	2,723,964	38,498,414	97,591,298	97.1%	97.5%	155,616,111	100.5%
現年課税分	33,451,721,000	34,080,545,045	33,577,645,583	33,575,104,563	2,541,020	151,340	505,289,142	98.5%	99.2%	125,924,583	100.4%
過年度分	33,440,150,000	34,029,709,945	33,530,266,242	33,527,738,432	2,527,810	151,340	501,820,173	98.2%	99.2%	90,116,242	100.3%
滞納繰越分	1,571,000	50,835,100	47,379,341	47,366,131	13,210	0	3,468,969	93.2%	81.6%	35,808,341	409.5%
滞納繰越分	271,720,000	811,877,814	301,411,528	301,228,584	182,944	38,347,074	472,302,156	37.1%	34.0%	29,691,528	110.9%
(1) 純固定資産税	33,504,076,000	34,672,708,559	33,659,342,811	33,656,618,847	2,723,964	38,498,414	977,591,298	97.1%	97.4%	155,266,611	100.5%
現年課税分	33,292,956,000	33,860,830,745	33,357,931,283	33,355,990,263	2,541,020	151,340	505,289,142	98.5%	99.2%	125,575,283	100.4%
土地	14,382,360,000	14,617,467,535	14,424,584,493	14,423,548,673	1,035,820	76,590	193,842,272	98.7%	99.1%	42,224,493	100.3%
家屋	14,051,689,000	14,267,679,210	14,079,171,640	14,078,159,240	1,012,400	74,750	189,445,220	98.7%	99.1%	27,482,640	100.2%
償却	4,798,307,000	4,975,684,000	4,854,179,150	4,853,682,350	492,800	0	122,001,650	97.6%	100.0%	55,868,150	101.2%
現年度分	33,220,785,000	33,809,995,645	33,310,551,942	33,308,024,132	2,527,810	151,340	501,820,173	98.5%	99.2%	89,766,942	100.3%
土地	14,379,093,000	14,615,754,535	14,422,896,542	14,422,866,992	1,029,850	76,590	192,811,253	98.7%	99.1%	44,803,542	100.3%
家屋	14,048,713,000	14,265,597,010	14,078,335,450	14,077,330,290	1,005,160	74,750	188,191,970	98.7%	99.1%	29,622,450	100.2%
償却	4,792,979,000	4,928,644,100	4,808,319,950	4,807,827,150	492,800	0	120,816,950	97.6%	100.0%	15,340,950	100.3%
過年度分	11,571,000	50,835,100	47,379,341	47,366,131	13,210	0	3,468,969	93.2%	81.6%	35,808,341	409.5%
土地	3,267,000	1,713,000	687,951	681,981	5,970	0	1,031,019	40.2%	66.7%	△ 2,579,049	21.1%
家屋	2,976,000	2,082,200	836,190	828,950	7,240	0	1,253,250	40.2%	66.7%	△ 2,139,810	28.1%
償却	5,328,000	47,039,900	45,855,200	45,855,200	0	0	1,184,700	97.5%	99.7%	40,527,200	860.6%
滞納繰越分	271,720,000	811,877,814	301,411,528	301,228,584	182,944	38,347,074	472,302,156	37.1%	34.0%	29,691,528	110.9%
土地	137,877,000	412,306,628	152,615,277	152,521,583	93,694	19,495,365	240,289,680	37.0%	33.9%	14,738,277	110.7%
家屋	130,045,000	392,791,060	145,391,580	145,302,330	89,250	18,572,580	228,916,150	37.0%	33.9%	15,346,580	111.8%
償却	3,798,000	6,780,126	3,404,671	3,404,671	0	279,129	3,086,326	50.2%	37.8%	△ 393,329	89.6%
(2) 交付金	219,363,000	219,714,300	219,714,300	219,714,300	0	0	0	100.0%	100.0%	349,300	100.2%
3 自動車税	441,901,000	489,677,251	449,478,069	449,324,769	153,300	2,281,462	38,071,020	91.8%	90.8%	7,577,069	101.7%
環境性能別割	22,075,000	17,918,600	17,918,600	17,918,600	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 4,156,400	81.2%
別割	419,826,000	471,758,651	431,559,469	431,406,169	153,300	2,281,462	38,071,020	91.5%	90.7%	11,733,469	102.8%
現年課税分	410,288,000	432,898,300	420,993,300	420,858,000	135,300	6,000	12,034,300	97.2%	96.6%	10,705,300	102.6%
現年度分	410,024,000	432,568,400	420,692,700	420,557,400	135,300	6,000	12,005,000	97.3%	96.6%	10,668,700	102.6%
過年度分	264,000	329,900	300,600	300,600	0	0	29,300	91.1%	90.1%	36,600	113.9%
滞納繰越分	9,538,000	38,860,351	10,566,169	10,548,169	18,000	2,275,462	26,036,720	27.2%	25.9%	1,028,169	110.8%
4 市たばこ税	3,195,555,000	3,265,032,937	3,265,015,306	3,265,015,306	0	0	17,631	100.0%	100.0%	69,460,306	102.2%
5 特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
現年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
6 入湯税	19,522,000	12,626,283	12,626,283	12,626,283	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 6,895,717	64.7%
現年課税分	19,522,000	12,626,283	12,626,283	12,626,283	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 6,895,717	64.7%
現年度分	19,522,000	12,626,283	12,626,283	12,626,283	0	0	0	100.0%	100.0%	△ 6,895,717	64.7%
過年度分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0
7 事業所税	3,316,580,000	3,362,345,300	3,333,807,100	3,330,883,600	2,923,500	0	31,461,700	99.2%	100.0%	17,227,100	100.5%
現年課税分	3,315,755,000	3,361,236,500	3,333,099,100	3,330,175,600	2,923,500	0	31,060,900	99.2%	100.0%	17,344,100	100.5%
現年度分	3,297,306,000	3,348,246,800	3,320,146,758	3,317,223,258	2,923,500	0	31,023,542	99.2%	100.0%	22,840,758	100.7%
過年度分	18,449,000	12,989,700	12,952,342	12,952,342	0	0	37,358	99.7%	100.0%	△ 5,496,658	70.2%
滞納繰越分	825,000	1,108,800	708,000	708,000	0	0	400,800	63.9%	94.7%	△ 117,000	85.8%

(4) 令和2年度 市税税目別決算状況 No.3

(単位:円)

	最終予算額 O	調定額 A	決算額 B = C + D	純収入済額 C	調定外過誤納金 D	不納欠損額 E	実質収入未済額 F = A - C - E	収入率		対予算	
								B/A	前年度	B - O	B/O
8 都市計画税	7,104,676,000	7,352,120,345	7,131,734,210	7,131,181,200	553,010	9,487,070	211,452,075	97.0%	97.0%	27,058,210	100.4%
現年課税分	7,038,027,000	7,152,272,955	7,057,760,730	7,057,253,120	507,610	37,560	94,982,275	98.7%	99.1%	19,733,730	100.3%
土地	3,927,602,000	3,993,032,015	3,940,252,130	3,939,968,640	283,490	20,970	53,042,405	98.7%	99.1%	12,650,130	100.3%
家屋	3,110,425,000	3,159,240,940	3,117,508,600	3,117,284,480	224,120	16,590	41,939,870	98.7%	99.1%	7,083,600	100.2%
現年度分	7,036,438,000	7,151,195,555	7,057,328,070	7,056,824,200	503,870	37,560	94,333,795	98.7%	99.1%	20,890,070	100.3%
土地	3,926,591,000	3,992,405,215	3,940,000,410	3,939,719,100	281,310	20,970	52,665,145	98.7%	99.1%	13,409,410	100.3%
家屋	3,109,847,000	3,158,790,340	3,117,327,660	3,117,105,100	222,560	16,590	41,668,650	98.7%	99.1%	7,480,660	100.2%
過年度分	1,589,000	1,077,400	432,660	428,920	3,740	0	648,480	40.2%	66.7%	△ 1,156,340	27.2%
土地	1,011,000	626,800	251,720	249,540	2,180	0	377,260	40.2%	66.7%	△ 759,280	24.9%
家屋	578,000	450,600	180,940	179,380	1,560	0	271,220	40.2%	66.7%	△ 397,060	31.3%
滞納繰越分	66,649,000	199,847,390	73,973,480	73,928,080	45,400	9,449,510	116,469,800	37.0%	33.9%	7,324,480	111.0%
土地	37,763,000	112,563,650	41,665,430	41,639,850	25,580	5,322,420	65,601,380	37.0%	33.9%	3,902,430	110.3%
家屋	28,886,000	87,283,740	32,308,050	32,288,230	19,820	4,127,090	50,868,420	37.0%	33.9%	3,422,050	111.8%

(5) 令和2年度市税決算の概要

令和2年度市税決算額は、総額 795億5,736万7千円 と、前年度に比べ 10億3,371万8千円、率にして 1.3% の減となった。

市税の一般会計の歳入における構成比は 30.1% で、前年度に比べ 9.2 ポイント 低下 した。

税目別の収入で見ると、個人市民税が 255億2,780万5千円（前年度比 1.9% 増）、法人市民税 59億5,784万4千円（同 22.0% 減）、固定資産税 338億7,905万7千円（同 0.6% 増）、軽自動車税 4億4,947万8千円（同 6.5% 増）、市たばこ税 32億6,501万5千円（同 1.1% 減）、入湯税 1,262万6千円（同 34.4% 減）、事業所税 33億3,380万8千円（同 1.2% 減）、都市計画税 71億3,173万4千円（同 0.5% 増）となった。

〈個人市民税〉

個人市民税は 255億2,780万5千円 と、前年度に比べ 4億7,843万9千円、率にして 1.9% 増となった。これは主に、納税義務者数等が増加したことによるものである。

市税収入全体に占める割合は 32.1% で前年度より 1.0ポイント 上昇 した。

〈法人市民税〉

法人市民税は、59億5,784万4千円 と、前年度に比べ 16億8,303万7千円、率にして 22.0% 減となった。これは主に、税制改正により法人市民税率が引下げられたことや、企業収益が減少したことによるものである。

市税収入全体に占める割合は 7.5% で前年度より 0.2ポイント 低下 した。

法人税割調定額は、現年度分においては 42億5,134万円 と、前年度に比べ 17億388万6千円、率にして 28.6% 減となった。

これは主に、製造業では、化学工業において5億8,566万3千円と前年度に比べ5億8,003万8千円、率にして49.8%、機械器具において4億3,273万3千円と前年度に比べ3億3,600万7千円、率にして43.7%の減少となっており、その他の業種では、卸売・小売業において7億5,881万2千円と前年度に比べ2億2,894万2千円、率にして23.2%、サービス業において4億9,696万4千円と前年度に比べ1億8,957万5千円、率にして27.6%減少したことによるものである。（15ページに、分類ごとの法人税割調定額の比較表を掲載）。

〈固定資産税〉

固定資産税は全体で 338億7,905万7千円 と、前年度に比べ 1億9,373万円、率にして 0.6% 増となった。

土地は 145億7,720万1千円、前年度に比べ3,182万6千円、率にして 0.2% 減、家屋は 142億2,456万2千円 と、前年度に比べ 2億4,994万6千円、率にして 1.8% 増となった。これは主に、新增築等による家屋の増によるものである。

償却資産は 48億5,758万円 と、前年度に比べ 1,782万9千円、率にして 0.4% 減となった。

交付金は 2億1,971万4千円 と、前年度に比べ 656万1千円、率にして 2.9% 減となった。

市税収入全体に占める割合は 42.6% で前年度より 0.8ポイント 上昇 した。

〈軽自動車税〉

軽自動車税は 4億4,947万8千円 と、前年度に比べ 2,736万8千円、率にして 6.5% 増となった。これは主に、環境性能割の通年化及び軽四乗用自家用車の新規登録台数の増加によるものである。

環境性能割は1,791万9千円と前年度に比べ1,173万5千円、率にして189.8%増となった。

種別割は4億3,155万9千円と、前年度に比べ1,563万3千円、率にして3.8%増となった。

市税収入全体に占める割合は 0.6% で前年度より 0.1ポイント 上昇 した。

〈市たばこ税〉

市たばこ税は 32億6,501万5千円 と、前年度に比べ 3,682万2千円 、率にして 1.1% 減 となった。これは主に、税制改正により税率が引き上げられたものの、売渡し本数が減少したことによるものである。

市税収入全体に占める割合は 4.1% と前年度と同じであった。

〈特別土地保有税〉

特別土地保有税は、平成18年度の徴収猶予の取り消しによる課税の後、新たな課税は発生していない。

〈入湯税〉

入湯税は 1,262万6千円 と、前年度に比べ 663万千円 、率にして 34.4% 減 となった。

〈事業所税〉

事業所税は 33億3,380万8千円 と、前年度に比べ 3,960万7千円 、率にして 1.2% 減 となった。これは主に、徴収の猶予制度の特例[※]に伴うものである。

市税収入全体に占める割合は 4.2% と前年度と同じであった。

※徴収の猶予制度の特例：新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例（令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納付期限をむかえる税目）

〈都市計画税〉

都市計画税は 71億3,173万4千円 と、前年度に比べ 3,284万1千円 、率にして 0.5% 増 となった。

土地は 39億8,191万8千円 と、前年度に比べ 1,140万円 、率にして 0.3% 減 となった。

家屋は 31億4,981万6千円 と、前年度に比べ 4,424万1千円 、率にして 1.4% 増 となった。

市税収入全体に占める割合は 9.0% で前年度より 0.2ポイント 上昇 した。

〈市税収入率〉

令和2年度の市税収入率は 96.7% と、前年度に比べ 0.1ポイント 低下 した。

内訳として、現年課税分は 98.6% と、前年度に比べ 0.4ポイント 低下 、滞納繰越分は 34.3% と、前年度に比べ 1.6ポイント 上昇 した。

主な税目別では、個人市民税で 0.5ポイント 上昇 、法人市民税で、0.9ポイント 低下 、純固定資産税で 0.3ポイント 低下 、都市計画税は前年度と同じであった。

〈実質収入未済額〉

実質収入未済額は市税合計で 26億6,117万9千円 となり、前年度に比べ 1億5,402万4千円 、率にして 6.1% 増となった。

内訳でみると、現年課税分が 11億3,044万1千円と、前年度に比べ 3億3,551万4千円 、率にして 42.2% 増
滞納繰越分が 15億3,073万8千円 と、前年度に比べ 1億8,149万円 、率にして 10.6% 減となった。

税目別でみると、個人市民税は 12億9,727万7千円 と、前年度に比べ 9,893万円、率にして 7.1% 減となり、
全体の 48.7% を占めている。

法人市民税は 1億530万8千円 と、前年度に比べ 5,241万8千円 、率にして 99.1% 増となり、全体の 4.0%
を占めている。

固定資産税は 9億7,759万1千円 と、前年度に比べ 1億6,121万1千円、率にして 19.7% 増となり、全体の
36.7% を占めている。

軽自動車税は 3,807万1千円 と、前年度に比べ 158万6千円、率にして 4.0% 減となり、全体の 1.4% を占めて
いる。

事業所税は 3,146万2千円 と、前年度に比べ 3,035万3千円、率にして 2737.0% 増となり、全体の 1.2% を占め
ている。

都市計画税は 2億1,145万2千円 と、前年度に比べ 1,054万円、率にして 5.2% 増となり、全体の 7.9% を占め
ている。

〈市税収入確保に向けた取組総括〉

平成20年8月に設置した「納税催告センター」を発展解消し、平成23年4月から「納税推進センター」を開設
して、引き続き現年課税分の市・県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税について、督促状発送後になお納
付のない滞納者を対象に電話・文書による納税勧奨を効果的に実施した。

平成23年度から特別処理担当（滞納額50万円以上の滞納整理を所管）に課長を配置するとともに平成25年度
からは個人住民税整理担当（職員3名）を新設、平成26年度には特別処理担当に職員3名を増員、平成27年度に
は納税課及び特別処理担当に職員を4名増員し、徴収体制の強化を図ってきた。さらに、平成30年度には納税課に
職員5名を増員（特別処理担当は1名減員）し、納税第1担当に現年課税分滞納額50万円未満の差押等案件を追
加、また、個人住民税整理担当案件を滞納額20万円以上50万円未満から、滞納繰越額・現年課税分滞納額10万
円以上50万円未満に拡充し、現年課税分についても滞納整理の強化を図るとともに、徴収対策専門員の指導・助言
なども得る中で、財産調査を充実させ、債権差押などの滞納処分による効果的・効率的な滞納整理を推進した。令和
元年度から、更なる収入率の向上及び収入未済額の縮減を図るため、納税課の徴収体制を、これまでの「機能分担
制」から「地区担当制」に変更し、滞納整理部門の進捗管理の徹底等を図るため、納税課内に徴収管理担当係長（総
括係長）を設置するとともに、効率的かつ効果的な滞納整理を行うため、滞納額のランク分類による取組優先順位の
設定を実施した。令和2年度からは悪質な滞納者に対して捜索を実施したことに加え、現徴収体制を積極的に運用
し、更なる収入率向上を目指す。

また、平成20年4月から実施したコンビニ収納については、利用件数が伸びており、収入率の向上に効果があっ
た。平成24年度からは、口座振替推進事業として、「ペイジー口座振替受付サービス」を市役所や各サービスセン
ターで実施し、さらに、平成30年10月からインターネットで口座振替の申し込みができる「Web口座振替受付サー
ビス」を運用開始。令和3年1月からキャッシュレス納付を導入し、今後利用率向上に向け、納税者への積極的な広
報を実施していく。

〈令和3年度市税収入確保に向けた取組〉

令和3年度予算額である 763億6,870万6千円 以上を確保するとともに、収入率の向上及び、収入未済額の一層の縮減を目指し次の取組を実施する。

- (1) 納税推進センターにおいて、会計年度職員6人で現年課税分の未納者への電話・文書による納税勧奨を効果的に実施し、滞納額の圧縮に努める。
- (2) 納税管理担当、徴収支援担当、収入整理担当、徴収管理担当、納税第1担当、納税第2担当、納税第3担当、個人住民税整理担当及び特別処理担当との相互補完及び連携を密にし、滞納事案の縮減に取組む。
- (3) 滞納者に対して早期納付を促し、納付されない場合は給与の差押えを行うなど債権（給与・預貯金・その他債権）の差押強化に向けた取組を推進する。また、徴収が見込めない案件を執行停止処分等で縮減し、効率的な滞納整理を行う。
- (4) 現徴収体制を積極的に運用し、更なる進捗管理の徹底、詳細なスケジュールに基づく効率的な滞納整理の実施、滞納整理研修の充実による職員の滞納整理スキルの向上等に取り組む。
- (5) これまでの口座振替やコンビニ収納などに加え、令和3年1月よりキャッシュレス納付を導入し、納税者の更なる利便性向上を図る。
- (6) 個人住民税整理担当内に「現年対策チーム」を2名専任させ、個人市民税の現年課税分の徴収強化を図る。
- (7) 分納管理等行政事務員を増員し、さらに迅速かつ効果的な滞納整理を行うため、財産調査の強化を図る。
- (8) 悪質な滞納案件の早期解決を目指し、捜索を実施する。

〈参考：令和2年度日本経済の動向等〉

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」、令和2年度第1次・第2次補正予算の効果も相まって、持ち直しの動きがみられる。他方、経済の水準はコロナ前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばである。

今後については、感染拡大の防止策を講じるなかで、総合経済対策の着実な執行等による各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、内外の感染拡大による影響が国内経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。

この結果、令和2年度の実質国内総生産成長率は▲5.2%程度、名目国内総生産成長率は▲4.2%程度と見込まれる。また、消費者物価変化率は▲0.6%程度と見込まれる。

令和3年度については、総合経済対策を円滑かつ着実に実施すること等により、令和3年度の実質GDP成長率は4.0%程度、名目GDP成長率は4.4%程度と見込まれ、年度中には経済の水準がコロナ前の水準に回帰することが見込まれる。

7月の月例経済報告の中で、「先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」との基調判断が示されている。

産業分類別法人税割調定額比較（現年度分）

（単位：千円、％）

区分	令和元年度		令和2年度		うち税割法人数	増減	
	調定額①	構成比	調定額②	構成比		②－①	②／①
建設業	485,201	8.1	402,704	9.5	2,027	1,006	△ 82,497 △ 17.0
製造業	2,865,864	48.2	1,619,451	38.2	1,555	689	△ 1,246,413 △ 43.5
食品	69,027	1.2	53,332	1.3	136	47	△ 15,695 △ 22.7
パルプ・紙・紙加工品	175,237	2.9	166,336	3.9	33	15	△ 8,901 △ 5.1
化学工業	1,165,701	19.6	585,663	13.8	129	76	△ 580,038 △ 49.8
窯業・土石製品	170,421	2.9	71,148	1.7	44	30	△ 99,273 △ 58.3
鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	458,141	7.6	261,999	6.2	416	173	△ 196,142 △ 42.8
機械器具	768,740	12.9	432,733	10.2	520	242	△ 336,007 △ 43.7
その他の製造	58,597	1.1	48,240	1.1	277	106	△ 10,357 △ 17.7
その他の業種	2,604,161	43.7	2,229,185	52.3	7,706	3,305	△ 374,976 △ 14.4
卸売・小売業	987,754	16.6	758,812	17.7	2,117	884	△ 228,942 △ 23.2
金融・保険業	298,076	5.0	287,630	6.8	166	92	△ 10,446 △ 3.5
不動産業	257,738	4.3	204,516	4.8	1,466	713	△ 53,222 △ 20.6
情報通信・運輸業	367,706	6.2	464,808	10.9	694	345	97,102 26.4
電気・ガス・熱供給・水道業	6,348	0.1	16,455	0.4	21	6	10,107 159.2
サービス業	686,539	11.5	496,964	11.7	3,242	1,265	△ 189,575 △ 27.6
合計	5,955,226	100.0	4,251,340	100.0	11,288	5,000	△ 1,703,886 △ 28.6

(6) 当初及び最終予算額累年比較

区 分	平成 28 年 度			平成 29 年 度			平 均
	当 初	補 正	最 終	当 初	補 正	最 終	
市 税	76,790,106	744,000	77,534,106	77,829,605	452,000	78,281,605	78,492,031
現年課税分	75,588,646	744,000	76,332,646	76,803,075	452,000	77,255,075	77,503,985
滞納繰越分	1,201,460	0	1,201,460	1,026,530	0	1,026,530	988,046
市 民 税	29,606,612	486,000	30,092,612	30,112,201	304,000	30,416,201	30,995,245
個 人	23,100,680	386,000	23,486,680	23,610,570	121,000	23,731,570	24,026,552
現年課税分	22,559,809	386,000	22,945,809	23,089,025	121,000	23,210,025	23,517,156
滞納繰越分	540,871	0	540,871	521,545	0	521,545	509,396
法 人	6,505,932	100,000	6,605,932	6,501,631	183,000	6,684,631	6,968,693
現年課税分	6,474,226	100,000	6,574,226	6,483,159	183,000	6,666,159	6,952,556
滞納繰越分	31,706	0	31,706	18,472	0	18,472	16,137
固 定 資 産 税	33,186,011	134,000	33,320,011	33,589,031	162,000	33,751,031	33,449,590
純固定資産税	32,922,884	134,000	33,056,884	33,367,651	162,000	33,529,651	33,228,782
現年課税分	32,425,323	134,000	32,559,323	32,995,019	162,000	33,157,019	32,868,736
土地・家屋	27,634,077	94,000	27,728,077	28,129,208	116,000	28,245,208	27,943,914
償却資産	4,775,376	40,000	4,815,376	4,838,070	46,000	4,884,070	4,894,697
過年度	15,870	0	15,870	27,741	0	27,741	30,125
滞納繰越分	497,561	0	497,561	372,632	0	372,632	360,046
交 付 金	263,127	0	263,127	221,380	0	221,380	220,808
軽自動車税	373,018	0	373,018	373,906	0	373,906	398,268
環境性能割	0	0	0	0	0	0	0
種別割	373,018	0	373,018	373,906	0	373,906	398,268
現年課税分	364,148	0	364,148	363,606	0	363,606	389,220
滞納繰越分	8,870	0	8,870	10,300	0	10,300	9,048
市たばこ税	3,498,336	44,000	3,542,336	3,473,232	△ 132,000	3,341,232	3,294,513
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	19,291	0	19,291	18,616	0	18,616	17,361
現年課税分	19,290	0	19,290	18,615	0	18,615	17,361
滞納繰越分	1	0	1	1	0	1	0
事 業 所 税	3,145,461	40,000	3,185,461	3,206,147	80,000	3,286,147	3,293,121
現年課税分	3,144,324	40,000	3,184,324	3,193,250	80,000	3,273,250	3,287,623
滞納繰越分	1,137	0	1,137	12,897	0	12,897	5,498
都 市 計 画 税	6,961,377	40,000	7,001,377	7,056,472	38,000	7,094,472	7,043,933
現年課税分	6,840,063	40,000	6,880,063	6,965,789	38,000	7,003,789	6,956,012
滞納繰越分	121,314	0	121,314	90,683	0	90,683	87,921

(単位：千円)

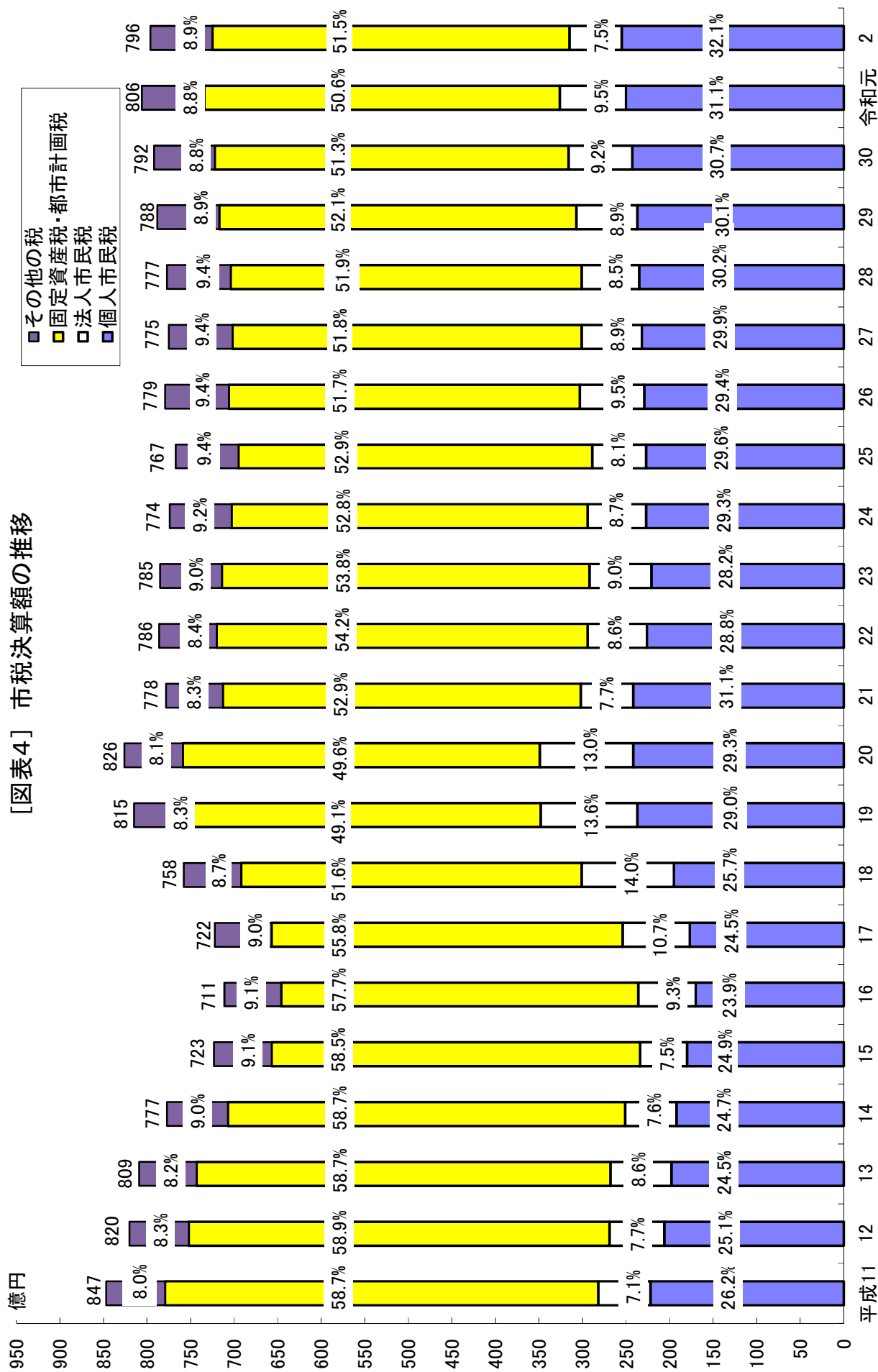
成 30 年 度		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度			令 和 3 年 度
補 正	最 終	当 初	補 正	最 終	当 初	補 正	最 終	当 初
777,000	79,269,031	79,803,695	387,000	80,190,695	79,411,977	△ 300,000	79,111,977	76,368,706
777,000	78,280,985	78,892,514	387,000	79,279,514	78,599,331	△ 300,000	78,299,331	75,154,098
0	988,046	911,181	0	911,181	812,646	0	812,646	1,214,608
853,000	31,848,245	32,166,146	387,000	32,553,146	31,280,302	30,000	31,310,302	28,280,675
235,000	24,261,552	24,601,005	387,000	24,988,005	25,100,004	300,000	25,400,004	23,818,568
235,000	23,752,156	24,121,074	387,000	24,508,074	24,647,536	300,000	24,947,536	23,386,554
0	509,396	479,931	0	479,931	452,468	0	452,468	432,014
618,000	7,586,693	7,565,141	0	7,565,141	6,180,298	△ 270,000	5,910,298	4,462,107
618,000	7,570,556	7,545,749	0	7,545,749	6,168,852	△ 270,000	5,898,852	4,394,074
0	16,137	19,392	0	19,392	11,446	0	11,446	68,033
△ 30,000	33,419,590	33,630,896	0	33,630,896	34,003,441	△ 280,000	33,723,441	33,650,164
△ 30,000	33,198,782	33,404,621	0	33,404,621	33,784,076	△ 280,000	33,504,076	33,436,459
△ 30,000	32,838,736	33,086,270	0	33,086,270	33,512,356	△ 280,000	33,232,356	32,872,132
0	27,943,914	28,206,650	0	28,206,650	28,597,806	△ 170,000	28,427,806	28,397,698
△ 30,000	4,864,697	4,846,291	0	4,846,291	4,902,979	△ 110,000	4,792,979	4,452,080
0	30,125	33,329	0	33,329	11,571	0	11,571	22,354
0	360,046	318,351	0	318,351	271,720	0	271,720	564,327
0	220,808	226,275	0	226,275	219,365	0	219,365	213,705
0	398,268	415,305	0	415,305	441,901	0	441,901	453,572
0	0	6,353	0	6,353	22,075	0	22,075	20,363
0	398,268	408,952	0	408,952	419,826	0	419,826	433,209
0	389,220	396,194	0	396,194	410,288	0	410,288	423,551
0	9,048	12,758	0	12,758	9,538	0	9,538	9,658
△ 46,000	3,248,513	3,201,739	0	3,201,739	3,195,555	0	3,195,555	3,444,770
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	17,361	19,262	0	19,262	19,522	0	19,522	14,205
0	17,361	19,262	0	19,262	19,522	0	19,522	14,205
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	3,293,121	3,275,530	0	3,275,530	3,316,580	0	3,316,580	3,370,401
0	3,287,623	3,272,593	0	3,272,593	3,315,755	0	3,315,755	3,338,711
0	5,498	2,937	0	2,937	825	0	825	31,690
0	7,043,933	7,094,817	0	7,094,817	7,154,676	△ 50,000	7,104,676	7,154,919
0	6,956,012	7,017,005	0	7,017,005	7,088,027	△ 50,000	7,038,027	7,046,033
0	87,921	77,812	0	77,812	66,649	0	66,649	108,886

(7) 市税予算額・決算額の推移

(単位：千円)

区分 年度	当初予算額		最終予算額		決算額		最終予算額と決算額比較	
	収入額	前年比	収入額①	前年比	収入額②	前年比	② - ①	② / ①
平成3	81,875,959	102.5%	83,682,690	104.1%	83,572,779	104.3%	△ 109,911	99.9%
4	87,140,289	106.4%	86,089,289	102.9%	86,332,062	103.3%	242,773	100.3%
5	89,647,553	102.9%	87,697,553	101.9%	87,284,303	101.1%	△ 413,250	99.5%
6	88,413,080	98.6%	83,382,789	95.1%	82,344,047	94.3%	△ 1,038,742	98.8%
7	80,309,310	90.8%	80,013,245	96.0%	80,835,066	98.2%	821,821	101.0%
8	83,671,091	104.2%	86,840,587	108.5%	87,142,856	107.8%	302,269	100.3%
9	90,707,567	108.4%	90,983,448	104.8%	90,523,622	103.9%	△ 459,826	99.5%
10	91,179,899	100.5%	87,220,499	95.9%	86,915,745	96.0%	△ 304,754	99.7%
11	87,297,092	95.7%	84,665,092	97.1%	84,721,932	97.5%	56,840	100.1%
12	82,014,916	93.9%	82,014,916	96.9%	82,033,738	96.8%	18,822	100.0%
13	81,466,614	99.3%	81,466,614	99.3%	80,930,947	98.7%	△ 535,667	99.3%
14	75,799,783	93.0%	77,272,783	94.9%	77,680,707	96.0%	407,924	100.5%
15	71,986,162	95.0%	71,986,162	93.2%	72,298,758	93.1%	312,596	100.4%
16	69,802,555	97.0%	70,918,764	98.5%	71,112,899	98.4%	194,135	100.3%
17	70,084,696	100.4%	71,885,400	101.4%	72,234,403	101.6%	349,003	100.5%
18	73,056,776	104.2%	75,514,507	105.0%	75,770,073	104.9%	255,566	100.3%
19	80,761,324	110.5%	81,368,951	107.8%	81,512,835	107.6%	143,884	100.2%
20	82,762,455	102.5%	82,798,455	101.8%	82,597,270	101.3%	△ 201,185	99.8%
21	79,926,642	96.6%	77,713,642	93.9%	77,845,020	94.2%	131,378	100.2%
22	78,235,298	97.9%	78,090,298	100.5%	78,566,138	100.9%	475,840	100.6%
23	78,298,399	100.1%	78,298,399	100.3%	78,469,229	99.9%	170,830	100.2%
24	76,795,621	98.1%	77,232,621	98.6%	77,454,095	98.7%	221,474	100.3%
25	76,074,220	99.1%	76,674,220	99.3%	76,679,351	99.0%	5,131	100.0%
26	77,085,796	101.3%	77,492,796	101.1%	77,892,183	101.6%	399,387	100.5%
27	76,816,471	99.7%	76,990,471	99.4%	77,459,503	99.4%	469,032	100.6%
28	76,790,106	100.0%	77,534,106	100.7%	77,659,392	100.3%	125,286	100.2%
29	77,829,605	101.4%	78,281,605	101.0%	78,767,750	101.4%	486,145	100.6%
30	78,492,031	100.9%	79,269,031	101.3%	79,238,902	100.6%	△ 30,129	100.0%
令和元	79,803,695	101.7%	80,190,695	101.2%	80,591,085	101.7%	400,390	100.5%
2	79,411,977	99.5%	79,111,977	98.7%	79,557,367	98.7%	445,390	100.6%

[図表4] 市税決算額の推移



(8) 市税決算状況の推移

区 分	平成 28 年 度			平成 29 年 度			平成 調 定 額
	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	
市 税 総 計	81,925,418	77,659,392	94.8%	82,444,911	78,767,750	95.5%	82,361,914
現年課税分	77,489,571	76,490,061	98.7%	78,572,506	77,629,039	98.8%	78,935,986
(現年度)	77,061,039	76,116,193	98.8%	78,191,747	77,282,670	98.8%	78,467,960
(過年度)	428,532	373,868	87.2%	380,759	346,369	91.0%	468,026
滞納繰越分	4,435,847	1,169,331	26.4%	3,872,405	1,138,711	29.4%	3,425,928
市 民 税	32,262,856	30,131,507	93.4%	32,655,024	30,724,237	94.1%	33,339,167
個 人	25,581,950	23,538,876	92.0%	25,603,373	23,739,519	92.7%	26,009,913
現年課税分	23,491,075	22,962,312	97.7%	23,715,354	23,211,348	97.9%	24,270,697
(現年度)	23,363,861	22,875,204	97.9%	23,578,843	23,099,699	98.0%	24,099,817
均等割	732,446	717,984	98.0%	745,500	731,845	98.2%	757,779
所得割	22,631,415	22,157,220	97.9%	22,833,343	22,367,854	98.0%	23,342,038
(過年度)	127,214	87,108	68.5%	136,511	111,649	81.8%	170,880
滞納繰越分	2,090,875	576,564	27.6%	1,888,019	528,171	28.0%	1,739,216
法 人	6,680,906	6,592,631	98.7%	7,051,651	6,984,718	99.1%	7,329,254
現年課税分	6,582,480	6,569,768	99.8%	6,979,570	6,964,482	99.8%	7,265,115
(現年度)	6,395,982	6,387,237	99.9%	6,792,495	6,780,388	99.8%	7,058,699
均等割	1,538,605	1,536,502	99.9%	1,541,929	1,539,182	99.8%	1,532,202
税割	4,857,377	4,850,735	99.9%	5,250,566	5,241,206	99.8%	5,526,497
(過年度)	186,498	182,531	97.9%	187,075	184,094	98.4%	206,416
滞納繰越分	98,426	22,863	23.2%	72,081	20,236	28.1%	64,139
固 定 資 産 税	34,969,971	33,324,930	95.3%	35,195,336	33,864,293	96.2%	34,621,906
純 固 定 資 産 税	34,706,844	33,061,803	95.3%	34,973,956	33,642,913	96.2%	34,401,098
現年課税分	32,967,782	32,613,192	98.9%	33,503,468	33,177,584	99.0%	33,131,822
(現年度)	32,910,607	32,564,895	98.9%	33,465,983	33,145,330	99.0%	33,092,571
土 地	14,492,411	14,316,875	98.8%	14,548,099	14,386,192	98.9%	14,577,276
家 屋	13,597,413	13,432,717	98.8%	14,026,441	13,870,341	98.9%	13,665,870
償却資産	4,820,783	4,815,303	99.9%	4,891,443	4,888,797	99.9%	4,849,425
(過年度)	57,175	48,297	84.5%	37,485	32,254	86.0%	39,251
滞納繰越分	1,739,062	448,611	25.8%	1,470,488	465,329	31.6%	1,269,276
交 付 金	263,127	263,127	100.0%	221,380	221,380	100.0%	220,808
軽 自 動 車 税	413,859	372,629	90.0%	429,802	387,585	90.2%	445,220
環境性能割	0	0	-	0	0	-	0
種 別 割	413,859	372,629	90.0%	429,802	387,585	90.2%	445,220
現年課税分	378,775	363,092	95.9%	393,872	378,014	96.0%	407,027
(現年度)	378,482	362,825	95.9%	393,573	377,722	96.0%	406,740
(過年度)	293	267	91.1%	299	292	97.7%	287
滞納繰越分	35,084	9,537	27.2%	35,930	9,571	26.6%	38,193
市 た ば こ 税	3,520,558	3,520,558	100.0%	3,330,999	3,330,999	100.0%	3,272,898
特 別 土 地 保 有 税	0	0	-	0	0	-	0
現年課税分	0	0	-	0	0	-	0
(現年度)	0	0	-	0	0	-	0
(過年度)	0	0	-	0	0	-	0
滞納繰越分	0	0	-	0	0	-	0
入 湯 税	58,463	18,688	32.0%	57,869	18,094	31.3%	17,285
現年課税分	18,688	18,688	100.0%	18,094	18,094	100.0%	17,285
(現年度)	18,688	18,688	100.0%	18,094	18,094	100.0%	17,285
(過年度)	0	0	-	0	0	-	0
滞納繰越分	39,775	0	0.0%	39,775	0	0.0%	0
事 業 所 税	3,296,661	3,291,312	99.8%	3,326,592	3,320,375	99.8%	3,336,355
現年課税分	3,291,029	3,289,411	100.0%	3,321,243	3,318,757	99.9%	3,333,495
(現年度)	3,236,935	3,235,317	100.0%	3,305,153	3,302,668	99.9%	3,284,386
(過年度)	54,094	54,094	100.0%	16,090	16,089	100.0%	49,109
滞納繰越分	5,632	1,901	33.8%	5,349	1,618	30.2%	2,860
都 市 計 画 税	7,403,050	6,999,768	94.6%	7,449,289	7,122,167	95.6%	7,329,083
現年課税分	6,976,057	6,889,913	98.8%	7,088,526	7,008,381	98.9%	7,016,839
(現年度)	6,972,799	6,888,342	98.8%	7,085,227	7,006,390	98.9%	7,014,756
(過年度)	3,258	1,571	48.2%	3,299	1,991	60.4%	2,083
滞納繰越分	426,993	109,855	25.7%	360,763	113,786	31.5%	312,244

(単位：千円)

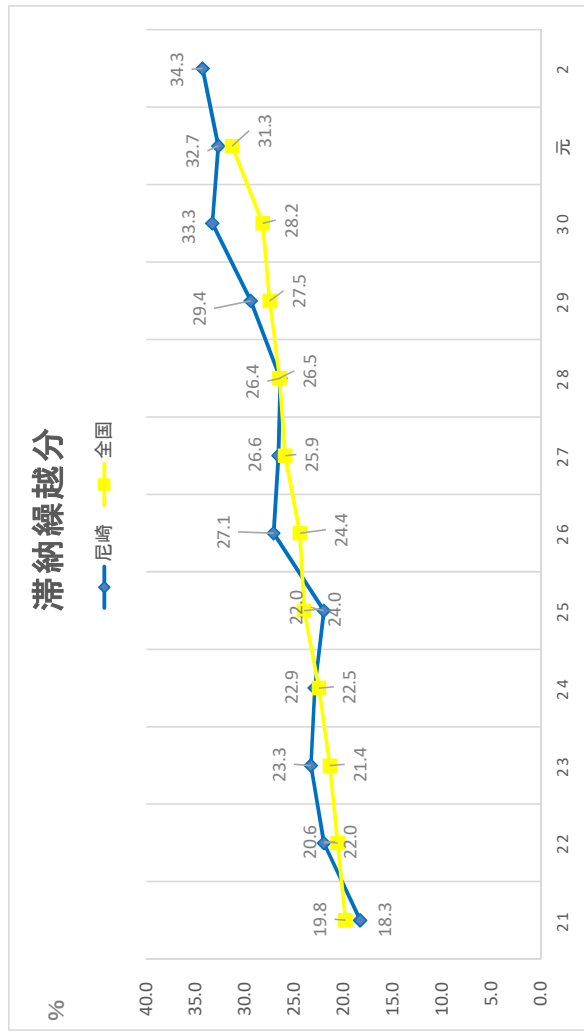
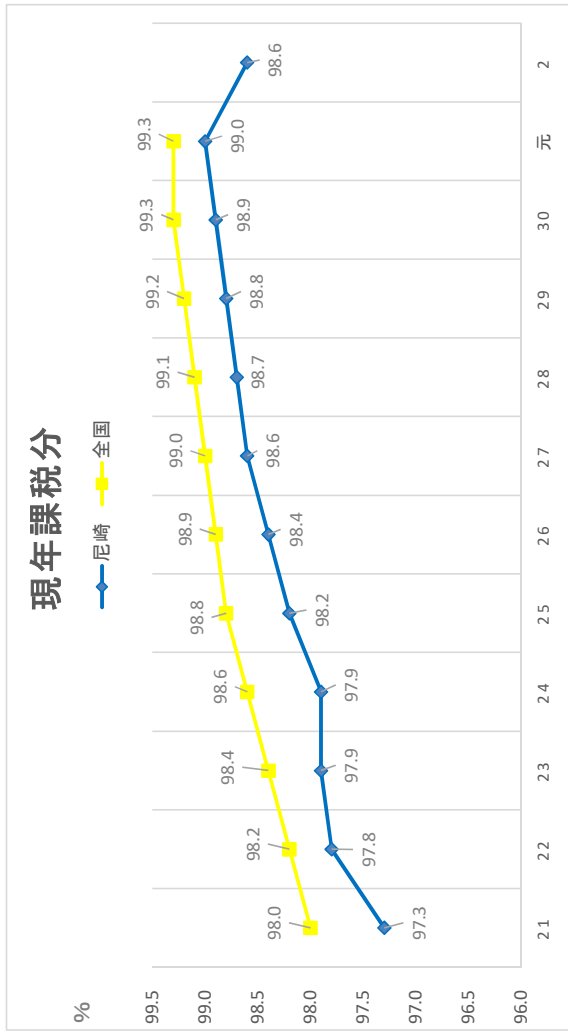
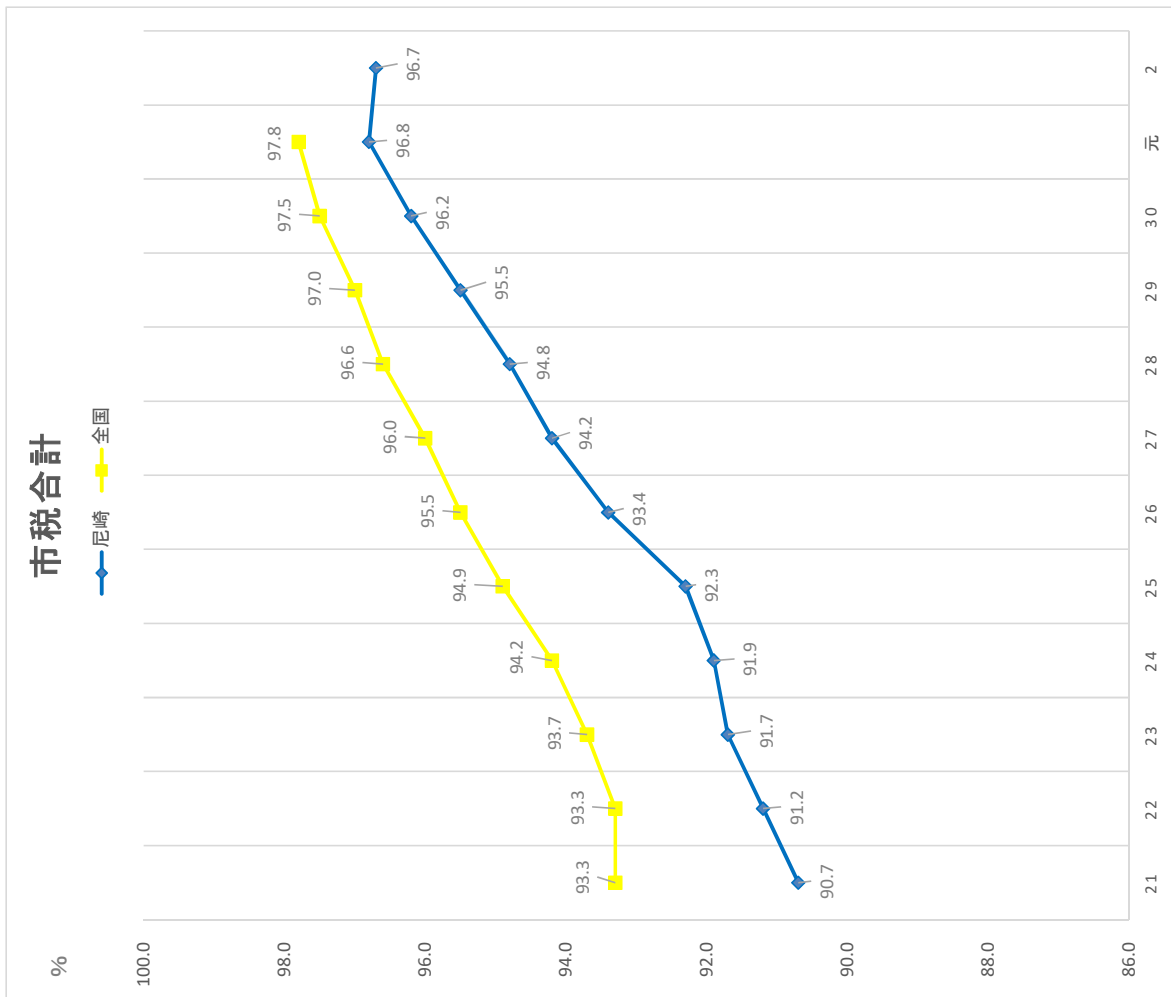
30 年 度		令 和 元 年 度			令 和 2 年 度		
収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率	調 定 額	収 入 額	収 入 率
79,238,902	96.2%	83,280,680	80,591,085	96.8%	82,312,493	79,557,367	96.7%
78,096,530	98.9%	80,446,638	79,664,249	99.0%	79,816,774	78,702,343	98.6%
77,667,944	99.0%	80,010,626	79,264,984	99.1%	79,370,780	78,295,619	98.6%
428,586	91.6%	436,012	399,265	91.6%	445,994	406,724	91.2%
1,142,372	33.3%	2,834,042	926,836	32.7%	2,495,719	855,024	34.3%
31,584,020	94.7%	34,241,423	32,690,247	95.5%	32,938,268	31,485,649	95.6%
24,308,821	93.5%	26,546,816	25,049,366	94.4%	26,881,175	25,527,805	94.97%
23,793,866	98.0%	24,984,330	24,548,965	98.3%	25,489,852	25,075,772	98.4%
23,650,676	98.1%	24,829,459	24,420,271	98.4%	25,352,987	24,973,752	98.5%
745,162	98.3%	772,131	760,716	98.5%	784,589	773,162	98.5%
22,905,514	98.1%	24,057,328	23,659,555	98.3%	24,568,398	24,200,590	98.5%
143,190	83.8%	154,871	128,694	83.1%	136,865	102,020	74.5%
514,955	29.6%	1,562,486	500,401	32.0%	1,391,323	452,033	32.5%
7,275,199	99.3%	7,694,607	7,640,881	99.3%	6,057,093	5,957,844	98.4%
7,258,156	99.9%	7,638,776	7,628,184	99.9%	6,004,391	5,941,512	99.0%
7,053,411	99.9%	7,473,529	7,467,562	99.9%	5,760,495	5,697,873	98.9%
1,531,049	99.9%	1,518,303	1,517,088	99.9%	1,509,155	1,492,752	98.9%
5,522,362	99.9%	5,955,226	5,950,474	99.9%	4,251,340	4,205,121	98.9%
204,745	99.2%	165,247	160,622	97.2%	243,896	243,639	99.9%
17,043	26.6%	55,831	12,697	22.7%	52,702	16,332	31.0%
33,562,642	96.9%	34,565,053	33,685,327	97.5%	34,892,423	33,879,057	97.1%
33,341,834	96.9%	34,338,778	33,459,052	97.4%	34,672,709	33,659,343	97.1%
32,861,732	99.2%	33,398,887	33,139,776	99.2%	33,860,831	33,357,931	98.5%
32,828,422	99.2%	33,372,922	33,118,589	99.2%	33,809,996	33,310,552	98.5%
14,442,582	99.1%	14,572,799	14,444,020	99.1%	14,615,755	14,423,897	98.7%
13,539,597	99.1%	13,937,587	13,814,421	99.1%	14,265,597	14,078,335	98.7%
4,846,243	99.9%	4,862,536	4,860,148	100.0%	4,928,644	4,808,320	97.6%
33,310	84.9%	25,965	21,187	81.6%	50,835	47,379	93.2%
480,102	37.8%	939,891	319,276	34.0%	811,878	301,412	37.1%
220,808	100.0%	226,275	226,275	100.0%	219,714	219,714	100.0%
403,409	90.6%	464,924	422,110	90.8%	489,677	449,478	91.8%
0	-	6,184	6,184	100.0%	17,919	17,919	100.0%
403,409	90.6%	458,740	415,926	90.7%	471,758	431,559	91.5%
392,012	96.3%	420,328	405,970	96.6%	432,898	420,993	97.2%
391,747	96.3%	420,024	405,696	96.6%	432,568	420,692	97.3%
265	92.3%	304	274	90.1%	330	301	91.2%
11,397	29.8%	38,412	9,956	25.9%	38,860	10,566	27.2%
3,272,944	100.0%	3,301,837	3,301,837	100.0%	3,265,033	3,265,015	100.0%
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
0	-	0	0	-	0	0	-
17,285	100.0%	19,256	19,256	100.0%	12,626	12,626	100.0%
17,285	100.0%	19,256	19,256	100.0%	12,626	12,626	100.0%
17,285	100.0%	19,256	19,256	100.0%	12,626	12,626	100.0%
0	-	0	0	-	0	0	-
0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
3,329,853	99.8%	3,373,027	3,373,415	100.0%	3,362,346	3,333,808	99.2%
3,329,240	99.9%	3,366,525	3,367,260	100.0%	3,361,237	3,333,100	99.2%
3,282,693	99.9%	3,280,314	3,281,049	100.0%	3,348,247	3,320,148	99.2%
46,547	94.8%	86,211	86,211	100.0%	12,990	12,952	99.7%
613	21.4%	6,502	6,155	94.7%	1,109	708	63.8%
7,068,749	96.4%	7,315,160	7,098,893	97.0%	7,352,120	7,131,734	97.0%
6,950,487	99.1%	7,084,240	7,020,542	99.1%	7,152,273	7,057,761	98.7%
6,949,958	99.1%	7,080,826	7,018,265	99.1%	7,151,195	7,057,328	98.7%
529	25.4%	3,414	2,277	66.7%	1,078	433	40.2%
118,262	37.9%	230,920	78,351	33.9%	199,847	73,973	37.0%

(9) 市税決算額税目別構成比及び前年度比較

区 分	平 成 28 年 度			平 成 29 年 度		
	決 算 額	構 成 比	前 年 比	決 算 額	構 成 比	前 年 比
市 税 総 計	77,659,392	100.0%	100.3%	78,767,750	100.0%	101.4%
市 民 税	30,131,507	38.8%	100.2%	30,724,237	39.0%	102.0%
個 人	23,538,876	30.3%	101.4%	23,739,519	30.1%	100.9%
均 等 割	737,197	0.9%	101.3%	750,796	1.0%	101.8%
所 得 割	22,801,679	29.4%	101.4%	22,988,723	29.2%	100.8%
法 人	6,592,631	8.5%	96.0%	6,984,718	8.9%	105.9%
均 等 割	1,565,564	2.0%	104.6%	1,568,792	2.0%	100.2%
税 割	5,027,067	6.5%	93.6%	5,415,926	6.9%	107.7%
固 定 資 産 税	33,324,930	42.9%	100.4%	33,864,293	43.0%	101.6%
土 地	14,551,605	18.7%	99.9%	14,628,375	18.6%	100.5%
家 屋	13,646,714	17.6%	101.7%	14,094,150	17.9%	103.3%
償 却 資 産	4,863,484	6.3%	98.5%	4,920,388	6.2%	101.2%
交 付 金	263,127	0.3%	102.2%	221,380	0.3%	84.1%
軽 自 動 車 税	372,629	0.5%	126.2%	387,585	0.5%	104.0%
環 境 性 能 割	0	0.0%	-	0	0.0%	-
種 別 割 (旧軽自動車税)	372,629	0.5%	126.2%	387,585	0.5%	104.0%
市 た ば こ 税	3,520,558	4.5%	97.4%	3,330,999	4.2%	94.6%
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0%	-	0	0.0%	-
入 湯 税	18,688	0.0%	96.4%	18,094	0.0%	96.8%
事 業 所 税	3,291,312	4.3%	99.3%	3,320,375	4.2%	100.9%
都 市 計 画 税	6,999,768	9.0%	100.8%	7,122,167	9.1%	101.7%

平成30年度			令和元年度			令和2年度		
決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比	決算額	構成比	前年比
79,238,902	100.0%	100.6%	80,591,085	100.0%	101.7%	79,557,367	100.0%	98.7%
31,584,020	39.9%	102.8%	32,690,247	40.6%	103.5%	31,485,649	39.6%	96.3%
24,308,821	30.7%	102.4%	25,049,366	31.1%	103.0%	25,527,805	32.1%	101.9%
763,214	1.0%	101.7%	778,243	1.0%	102.0%	788,461	1.0%	101.3%
23,545,607	29.7%	102.4%	24,271,123	30.1%	103.1%	24,739,344	31.1%	101.9%
7,275,199	9.2%	104.2%	7,640,881	9.5%	105.0%	5,957,844	7.5%	78.0%
1,562,243	2.0%	99.6%	1,549,948	1.9%	99.2%	1,527,838	1.9%	98.6%
5,712,956	7.2%	105.5%	6,090,933	7.6%	106.6%	4,430,006	5.6%	72.7%
33,562,642	42.4%	99.1%	33,685,327	41.8%	100.4%	33,879,057	42.6%	100.6%
14,689,091	18.5%	100.4%	14,609,027	18.1%	99.5%	14,577,201	18.3%	99.8%
13,771,508	17.4%	97.7%	13,974,616	17.3%	101.5%	14,224,562	17.9%	101.8%
4,881,235	6.2%	99.2%	4,875,409	6.1%	99.9%	4,857,580	6.1%	99.6%
220,808	0.3%	99.7%	226,275	0.3%	102.5%	219,714	0.3%	97.1%
403,409	0.5%	104.1%	422,110	0.5%	104.6%	449,478	0.5%	106.5%
0	0.0%	-	6,184	0.0%	皆増	17,919	0.0%	289.8%
403,409	0.5%	104.1%	415,926	0.5%	103.1%	431,559	0.5%	103.8%
3,272,944	4.1%	98.3%	3,301,837	4.1%	100.9%	3,265,015	4.1%	98.9%
0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-
17,285	0.0%	95.5%	19,256	0.0%	111.4%	12,626	0.0%	65.6%
3,329,853	4.2%	100.3%	3,373,415	4.2%	101.3%	3,333,808	4.2%	98.8%
7,068,749	8.9%	99.2%	7,098,893	8.8%	100.4%	7,131,734	9.0%	100.5%

[図表5] 市税収入率の推移



II 市 民 税



Ⅱ 市 民 税

1 個人市民税

■ 納税義務者

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人でその市内に住所がない人	○	

市内に住所があるかどうか、又、事業所等があるかどうかは、1月1日（賦課期日）現在の状況で判断する。

■ 市民税が課税されない人

★ 均等割も所得割もかからない人

- (1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与の収入金額では 2,044,000円未満）の人
- (3) 前年中の合計所得金額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
 - * 扶養家族のない人は、45万円
 - * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋31万円

★ 所得割がかからない人

- 前年中の総所得金額等の合計額が、次による額又は次の算式で求めた額以下の人
- * 扶養家族のない人は、45万円
 - * 扶養家族のある人は、35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数）＋42万円

■ 税額の計算方法

均等割額 3,500円

（ほかに県民税2,300円（平成18年度から県民緑税800円含む。））

（※）平成26年度から令和5年度までに限り、防災・減災事業の財源を確保するため、市民税・県民税の均等割額をそれぞれ年額500円引上げ

所得割額 （前年中の所得金額－所得控除額）×税率－税額控除額

〔注〕 所得割額は、100円未満の端数を切り捨てる。

2 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所等がある法人等に課される税で、個人市民税と同様に均等割と法人等の法人税額に応じて負担する法人税割がある。

■ 納税義務者

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所を有する法人（※）	○	○
市内に寮等を有する法人（※）で市内に事務所又は事業所を有しないもの	○	
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの		○

（※）法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。

■ 税額の計算方法

均等割額

	法人の区分	従業者数の合計数	税率（年額）
1	下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円
2	資本金等の額が1,000万円以下の法人	50人以下	60,000円
		50人超	144,000円
3	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50人以下	156,000円
		50人超	180,000円
4	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	192,000円
		50人超	480,000円
5	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	492,000円
		50人超	2,100,000円
6	資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下	492,000円
		50人超	3,600,000円

〔注〕 1 従業者数の合計数…市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数

2 資本金等の額及び従業者数の合計数は、算定期間の末日で判定する。

法人税割額

課税標準となる法人税額×税率〔8.4/100〕

〔注〕 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、課税標準となる法人税額が400万円以下の法人等は、上記により算定した法人税割額から、当該額の2.4/8.4相当額を控除した額となる。

★ 申告と納税

法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっている（これを申告納付という。）。

事業年度	申告の種類	申告納付期限等
6か月	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額
1年	中間（予定）申告	申告納付期限…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から原則として2か月以内 申告納付額 …(1)又は(2)の額 (1) 「均等割税率×当該事業年度において事務所等を有していた月数÷12」により求めた均等割額と、「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」により求めた法人税割額の合計額 (2) 均等割額(年額)の1/2の額とその事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額（中間申告）
	確定申告	申告納付期限…事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内 申告納付額 …均等割額と法人税割額との合計額 なお、該当事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額

Ⅱ 市 民 税

1 個 人

(1) 納税義務者数の推移

区 分	均等割のみを納めるもの		均等割と所得割を納めるもの	
	人 員	前年比	人 員	前年比
平成27年度	11,035	101.8%	194,772	100.3%
28	11,381	103.1%	197,127	101.2%
29	11,435	100.5%	200,744	101.8%
30	11,828	103.9%	204,028	103.5%
令和元年度	11,614	98.2%	208,161	102.0%
2	11,499	99.0%	210,529	101.1%
3	10,894	94.7%	209,551	99.5%
給与所得者	4,358	102.3%	176,096	100.4%
営業等所得者	919	78.7%	6,414	80.1%
農業所得者	2	200.0%	9	100.0%
その他の所得者	5,218	93.7%	27,032	99.9%
(注1) 家屋敷等のみ	397	79.1%	—	—

(注1) 「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第 294条第 1 項第 2 号に該当する者に

課税状況調(表2) (単位:人)

均等割を納めるもの		所得割を納めるもの		納税義務者の計		区 分
人 員	前年比	人 員	前年比	人 員	前年比	
205,807	100.4%	194,772	100.3%	205,807	100.4%	平成27年度
208,508	101.3%	197,127	101.2%	208,508	101.3%	28
212,179	101.8%	200,744	101.8%	212,179	101.8%	29
215,856	103.5%	204,028	103.5%	215,856	103.5%	30
219,775	101.8%	208,161	102.0%	219,775	101.8%	令和元年度
222,028	101.0%	210,529	101.1%	222,028	101.0%	2
220,445	99.3%	209,551	99.5%	220,445	99.3%	3
180,454	100.4%	176,096	100.4%	180,454	100.4%	給与所得者
7,333	79.9%	6,414	80.1%	7,333	79.9%	営業等所得者
11	110.0%	9	100.0%	11	110.0%	農業所得者
32,250	98.8%	27,032	99.9%	32,250	98.8%	その他の所得者
397	79.1%	—	—	397	79.1%	家屋敷等のみ

係る数である。

(2) 所得控除額等の推移(その1)

区 分	納 税 義 務 者 数		計	総 所 得		
	所得税の納税義務			総所得金額	分離長期譲渡所得金額	分離短期譲渡所得金額
	あり	なし				
平成27年度	177,916	16,856	194,772	588,234,338	10,613,513	89,817
28	180,574	16,553	197,127	599,279,501	13,160,003	32,225
29	183,868	16,876	200,744	612,577,095	11,302,100	96,839
30	186,593	17,435	204,028	629,972,491	11,884,195	110,287
令和元年度	190,058	18,103	208,161	649,614,129	13,244,832	133,932
2	193,148	17,381	210,529	661,628,118	12,764,657	99,733
3	192,530	17,021	209,551	673,321,833	8,890,023	61,018
10万円以下の金額	2,476	5,351	7,827	5,899,539	2,485,474	7,945
10万円を超え100万円以下	63,167	2,764	65,931	96,497,625	1,343,204	21,590
100万円 " 200万円 "	59,273	3,725	62,998	163,114,301	744,352	4,591
200万円 " 300万円 "	32,522	3,992	36,514	140,680,272	983,221	2,674
300万円 " 400万円 "	15,444	1,137	16,581	85,315,064	526,894	92
400万円 " 550万円 "	10,573	52	10,625	69,744,400	669,455	7,265
550万円 " 700万円 "	3,695	0	3,695	30,503,836	185,016	5,994
700万円 " 1,000万円 "	2,895	0	2,895	30,117,905	353,963	3,133
1,000万円を超える金額	2,485	0	2,485	51,448,891	1,598,444	7,734

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表12・58）（単位：人・千円）

金額等			所得控除額					
株式等に係る譲渡所得金額	上場株式等に係る配当所得金額	先物取引に係る雑所得金額	計	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料
3,815,836	280,824	551,699	603,586,027	7,760	4,093,368	102,236,061	2,012,711	6,035,552
3,587,364	217,486	371,798	616,648,377	9,587	4,191,447	106,329,250	2,120,611	6,221,566
3,024,252	132,096	252,353	627,384,735	4,008	4,302,657	110,486,329	2,219,252	6,444,693
5,198,801	306,765	204,744	647,677,283	2,465	4,422,595	114,419,962	2,450,752	6,658,453
8,153,309	227,530	183,047	671,556,779	39,422	4,504,838	118,126,592	2,781,309	6,832,880
2,578,889	153,872	152,285	677,377,554	23,910	4,305,915	120,839,865	3,037,581	6,918,052
3,973,147	196,112	245,640	686,687,773	2,943	3,785,020	121,078,634	3,200,412	6,897,408
394,151	4,770	36,484	8,828,363	191	149,297	1,084,471	37,846	131,616
456,747	13,575	50,483	98,383,224	1,213	989,407	19,306,340	360,822	1,506,702
447,285	9,832	61,824	164,382,185	1,539	789,706	32,892,509	504,588	1,993,367
255,944	20,763	36,485	141,979,359	0	511,856	27,544,644	482,392	1,493,563
131,836	19,946	32,982	86,026,814	0	342,357	16,052,121	418,122	785,632
122,167	20,993	23,290	70,587,570	0	300,713	12,248,359	388,960	538,068
576,013	5,824	1,300	31,277,983	0	160,589	4,715,048	229,639	188,694
142,363	18,910	184	30,636,458	0	203,203	3,822,412	307,753	146,212
1,446,641	81,499	2,608	54,585,817	0	337,892	3,412,730	470,290	113,554

(2) 所得控除額等の推移(その2)

区 分	所 得					
	地震保険料	障 害 者	寡 婦	寡 夫	ひとり親	勤労学生
平成27年度	154,272	1,991,140	1,118,700	113,100	—	0
28	165,368	1,967,700	1,118,900	114,140	—	0
29	172,333	1,961,200	1,123,600	109,200	—	0
30	174,360	1,974,720	1,149,660	108,680	—	0
令和元年度	185,170	2,006,560	1,156,920	105,820	—	0
2	192,094	2,002,140	1,171,040	107,640	—	8,060
3	193,268	2,015,740	378,040	—	900,900	7,800
10万円以下の金額	3,911	109,280	9,100	—	50,400	7,800
10万円を超え 100万円以下	35,572	811,300	199,940	—	486,000	—
100万円 〃 200万円 〃	42,452	499,960	113,360	—	257,700	—
200万円 〃 300万円 〃	38,647	244,680	42,900	—	101,400	—
300万円 〃 400万円 〃	25,298	136,860	12,740	—	5,400	—
400万円 〃 550万円 〃	20,089	96,460	0	—	0	—
550万円 〃 700万円 〃	8,564	37,300	—	—	—	—
700万円 〃 1,000万円 〃	8,651	32,780	—	—	—	—
1,000万円を 超える金額	10,084	47,120	—	—	—	—

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調 (表58・59) (単位：千円)

控 除 額					
配 偶 者	配偶者特別	扶 養	特別障害 者のうち 同居特障 加算分	基 礎	計
16,415,320	930,960	12,273,780	347,530	64,274,760	212,005,014
16,061,360	979,810	12,173,340	339,940	65,051,910	221,429,407
15,768,960	956,380	12,021,350	322,000	66,245,520	98,680,543
15,400,420	938,890	11,963,250	316,940	67,329,240	227,310,387
14,181,220	2,278,150	11,989,160	324,070	68,693,130	233,205,241
13,825,730	2,380,620	11,851,290	317,170	69,474,570	236,294,771
13,431,100	2,406,150	11,741,120	313,950	89,841,980	256,194,465
345,820	78,400	263,240	17,480	3,353,010	5,641,862
3,987,200	583,140	2,716,100	101,430	28,341,590	59,426,756
3,292,490	688,040	2,732,350	82,570	27,079,400	70,970,031
2,627,130	513,450	2,168,850	46,920	15,693,860	51,510,292
1,543,100	282,740	1,469,790	21,620	7,126,540	28,222,320
1,174,380	195,440	1,174,730	22,310	4,563,160	20,722,669
410,310	56,410	436,750	6,900	1,585,130	7,835,334
50,670	8,530	414,270	6,900	1,238,840	6,240,221
—	—	365,040	7,820	860,450	5,624,980

(2) 所得控除額等の推移(その3)

区 分	課 税 標 準 額							計	算出税額
	総所得金額に係るもの (注1)	分離長期譲渡所得金額に係るもの	分離短期譲渡所得金額に係るもの	株式等に係る譲渡所得金額に係るもの	上場株式等に係る配当所得金額に係るもの	先物取引に係る雑所得金額に係るもの			
平成27年度	376,412,081	10,471,707	88,603	3,788,060	278,571	541,991	391,581,013	23,032,158	
28	382,629,721	13,023,275	28,496	3,543,840	217,218	360,898	399,803,448	23,463,921	
29	390,620,398	11,160,006	94,501	3,002,683	131,488	238,177	405,247,253	23,867,461	
30	402,843,860	11,749,305	107,336	5,162,627	305,202	198,596	420,366,896	24,687,566	
令和元年度	416,598,090	13,086,791	132,004	8,132,487	227,404	174,762	438,351,538	25,640,334	
2	425,331,627	12,624,751	98,660	2,567,421	153,494	145,924	440,921,877	25,978,278	
3	417,257,954	8,783,140	59,317	3,956,843	195,414	240,640	430,493,308	25,423,407	
10万円以下の金額	387,508	2,378,762	6,252	378,167	4,271	31,541	3,186,501	106,315	
10万円を超え 100万円以下	37,070,996	1,343,167	21,589	456,703	13,540	50,473	38,956,468	2,278,301	
100万円を超え 200万円以下	92,144,404	744,323	4,589	447,225	9,800	61,813	93,412,154	5,564,178	
200万円を超え 300万円以下	89,170,096	983,197	2,673	255,892	20,739	36,470	90,469,067	5,387,652	
300万円を超え 400万円以下	57,092,845	526,873	92	131,789	19,922	32,973	57,804,494	3,446,215	
400万円を超え 550万円以下	49,021,827	669,435	7,264	122,126	20,964	23,285	49,864,901	2,966,316	
550万円を超え 700万円以下	22,668,547	185,006	5,993	575,991	5,816	1,296	23,442,649	1,383,277	
700万円を超え 1,000万円以下	23,877,726	353,953	3,132	142,346	18,897	183	24,396,237	1,447,897	
1,000万円を 超える金額	45,824,005	1,598,424	7,733	1,446,604	81,465	2,606	48,960,837	2,843,256	

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(注1) 「総所得金額」欄には、山林所得金額と退職所得金額を含む。

課税状況調 (表12・59) (単位:千円)

税 額 控 除 額					税額 調整額	配当割 額及び 株式等 譲渡所 得割額 の 控除額	減免 税額	所 得 割 額		
調整控除	住宅借入 金等特別 税額控除	寄附金 税額控除	その他	計				所得税の納税義務		計
								あり	なし	
398,178	291,111	36,612	16,988	742,889	3,095	69,909	34,886	21,425,500	755,879	22,181,379
399,119	317,428	195,477	15,173	927,197	2,887	47,205	32,338	21,716,612	737,682	22,454,294
402,380	341,303	332,446	16,028	1,092,157	3,281	30,385	32,028	21,960,734	748,876	22,709,610
405,168	391,290	479,439	16,196	1,292,093	2,447	59,030	30,915	22,515,022	788,059	23,303,081
409,432	433,456	661,896	19,395	1,524,179	2,110	66,946	31,630	23,183,076	832,393	24,015,469
411,134	425,297	673,926	19,733	1,530,090	2,381	36,807	39,257	23,591,802	777,941	24,369,743
409,883	455,429	841,276	14,807	1,721,395	1,924	40,346	34,424	22,881,396	743,922	23,625,318
9,623	5	905	61	10,594	22	271	252	88,919	6,257	95,176
150,593	18,852	15,400	1,094	185,939	1,414	3,851	24,837	2,034,372	27,888	2,062,260
138,159	170,696	90,690	1,834	401,379	488	5,313	8,190	4,980,904	167,904	5,148,808
57,851	215,020	149,337	1,362	423,570	0	3,819	1,145	4,597,529	361,589	4,959,118
24,860	49,310	127,546	1,216	202,932	0	4,502	0	3,069,035	169,746	3,238,781
15,917	1,546	131,702	1,575	150,740	0	4,821	0	2,800,217	10,538	2,810,755
5,529	0	72,929	514	78,972	0	2,436	0	1,301,869	0	1,301,869
4,324	0	80,203	1,942	86,469	0	3,200	0	1,358,228	0	1,358,228
3,027	0	172,564	5,209	180,800	0	12,133	0	2,650,323	0	2,650,323

(3) 所得控除等を行った納税義務者数の推移

区分	所得控除又は税額控除を行った											
	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料	地震保険料	寄附金	障害者	寡婦	寡夫	ひとり親	配偶者
平成27年度	16	20,470	187,502	4,625	134,837	32,294	1,983	6,835	3,947	435	—	48,509
平成28年度	17	20,861	190,014	5,344	135,918	33,456	5,715	6,783	3,949	439	—	47,442
平成29年度	8	20,982	193,730	5,974	138,158	34,940	9,233	6,755	3,958	420	—	46,547
平成30年度	7	21,772	197,017	7,384	140,990	36,320	12,731	6,801	4,051	418	—	45,414
令和元年度	113	21,656	201,055	9,077	143,617	39,496	17,273	6,911	4,076	407	—	41,984
令和2年度	44	19,990	203,492	10,582	144,668	41,168	17,061	6,918	4,130	414	—	40,850
令和3年度	15	17,638	203,198	11,894	143,905	42,426	23,086	6,932	1,454	—	3,003	39,702

(4) 所得区分別納税義務者の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他
	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者
平成27年度	156,399	80.3%	101.4%	8,263	4.2%	99.9%	11	0.0%	84.6%	27,846
平成28年度	158,929	80.6%	101.6%	8,326	4.2%	100.8%	15	0.0%	136.4%	27,686
平成29年度	162,965	81.2%	102.5%	8,273	4.1%	99.4%	11	0.0%	73.3%	27,558
平成30年度	166,510	81.6%	102.2%	8,033	3.9%	97.1%	11	0.0%	100.0%	26,855
令和元年度	171,264	82.3%	102.9%	8,106	3.9%	100.9%	10	0.0%	90.9%	26,432
令和2年度	174,511	82.9%	101.9%	7,943	3.8%	98.0%	9	0.0%	90.0%	25,864
令和3年度	175,347	83.7%	100.5%	6,365	3.0%	80.1%	9	0.0%	100.0%	26,133

(5) 所得区分別所得金額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額
平成27年度	492,005,950	81.5%	102.7%	24,788,396	4.1%	102.5%	41,436	0.0%	105.8%	59,514,731
平成28年度	502,766,136	81.5%	102.2%	25,614,954	4.2%	103.3%	56,957	0.0%	137.5%	59,147,799
平成29年度	518,232,063	82.6%	103.1%	25,437,722	4.1%	99.3%	44,882	0.0%	78.8%	58,651,382
平成30年度	532,851,187	82.3%	102.8%	25,383,516	3.9%	99.8%	39,921	0.0%	88.9%	56,980,044
令和元年度	555,064,846	82.7%	104.2%	25,718,150	3.8%	101.3%	34,036	0.0%	85.3%	55,867,882
令和2年度	568,621,225	84.0%	102.4%	25,952,369	3.8%	100.9%	26,310	0.0%	77.3%	54,465,808
令和3年度	585,940,155	85.4%	103.0%	21,134,803	3.1%	81.4%	30,633	0.0%	116.4%	56,267,628

(6) 所得区分別税額の推移(所得割)

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他
	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比	税額	構成比	前年比	税額
平成27年度	18,441,394	83.1%	102.6%	915,482	4.1%	103.4%	1,787	0.0%	114.1%	1,898,288
平成28年度	18,658,055	83.1%	101.2%	945,238	4.2%	103.3%	2,281	0.0%	127.6%	1,867,620
平成29年度	19,093,468	84.1%	102.3%	931,708	4.1%	98.6%	1,788	0.0%	78.4%	1,836,833
平成30年度	19,496,272	83.7%	102.1%	932,740	4.0%	100.1%	1,630	0.0%	91.2%	1,782,775
令和元年度	20,209,089	84.2%	103.7%	936,705	3.9%	100.4%	1,238	0.0%	76.0%	1,738,047
令和2年度	20,751,444	85.1%	102.7%	957,633	3.9%	102.2%	1,027	0.0%	83.0%	1,696,513
令和3年度	20,437,346	86.5%	98.5%	741,273	3.1%	77.4%	1,183	0.0%	115.2%	1,660,026

課税状況調 (表19) (単位:人、千円)

た 納 税 義 務 者 数							障 害 者 控 除 の 対 象 と な っ た 人 員					
配偶者 特 別	扶 養	配偶者及び 扶養親族の うち同居特 障加算分に 係る者	配 当	住宅借 入金等 特別税 額控除	外国 税 額	配当割額及び 株式等譲渡所 得割額	納税義務者			配偶者及び扶養親族		
							一般	特別	合計	一般	特別	合計
4,045	24,511	1,492	2,075	8,364	13	2,475	1,845	1,224	3,069	2,219	1,891	4,110
4,242	24,506	1,459	2,117	8,255	57	2,432	1,821	1,174	2,995	2,229	1,875	4,104
4,165	24,270	1,380	2,154	8,300	70	2,313	1,881	1,134	3,015	2,294	1,785	4,079
4,074	24,170	1,354	2,225	9,167	81	2,794	1,924	1,137	3,061	2,318	1,769	4,087
7,745	24,275	1,386	2,227	10,005	68	2,575	2,013	1,164	3,177	2,288	1,797	4,085
8,137	23,908	1,357	2,111	9,555	67	2,464	2,017	1,172	3,189	2,327	1,737	4,064
8,177	23,696	1,342	1,985	10,015	55	2,434	2,149	1,230	3,379	2,290	1,642	3,932

課税状況調 (表5～7・9・11) (単位:人)

の 所 得 者		小 計				分 離 譲 渡 所 得 者			合 計		区 分
構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	構成比	前年比	納税義務者	前年比		
14.3%	96.0%	192,519	98.8%	100.5%	2,253	1.2%	85.6%	194,772	100.3%	平成27年度	
14.0%	99.4%	194,956	98.9%	101.3%	2,171	1.1%	96.4%	197,127	101.2%	平成28年度	
13.7%	99.5%	198,807	99.0%	102.0%	1,937	1.0%	89.2%	200,744	101.8%	平成29年度	
13.2%	97.4%	201,409	98.7%	101.3%	2,619	1.3%	135.2%	204,028	101.6%	平成30年度	
12.7%	98.4%	205,812	98.9%	102.2%	2,349	1.1%	89.7%	208,161	102.0%	令和元年度	
12.3%	97.9%	208,327	99.0%	101.2%	2,202	1.0%	93.7%	210,529	101.1%	令和2年度	
12.5%	101.0%	207,854	99.2%	99.8%	1,697	0.8%	77.1%	209,551	99.5%	令和3年度	

課税状況調 (表5～7・9・56) (単位:千円)

の 所 得 者		小 計				分 離 譲 渡 所 得 者			合 計		区 分
構成比	前年比	金 額	構成比	前年比	金 額	構成比	前年比	金 額	前年比		
9.9%	96.8%	576,350,513	95.5%	102.0%	27,235,514	4.5%	93.1%	603,586,027	101.6%	平成27年度	
9.6%	99.4%	587,585,846	95.3%	101.9%	29,062,531	4.7%	106.7%	616,648,377	102.2%	平成28年度	
9.3%	99.2%	602,366,049	96.0%	102.5%	25,018,686	4.0%	86.1%	627,384,735	101.7%	平成29年度	
8.8%	97.2%	615,254,668	95.0%	102.1%	32,422,615	5.0%	111.6%	647,677,283	105.0%	平成30年度	
8.3%	98.0%	636,684,914	94.8%	103.5%	34,871,865	5.2%	107.6%	671,556,779	103.7%	令和元年度	
8.0%	97.5%	649,065,712	95.8%	101.9%	28,311,842	4.2%	81.2%	677,377,554	100.9%	令和2年度	
8.2%	103.3%	663,373,219	96.6%	102.2%	23,314,554	3.4%	82.3%	686,687,773	101.4%	令和3年度	

課税状況調 (表5～7・9・11) (単位:千円)

の 所 得 者		小 計				分 離 譲 渡 所 得 者			合 計		区 分
構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	構成比	前年比	税 額	前年比		
8.6%	97.0%	21,256,951	95.8%	102.1%	924,428	4.2%	95.2%	22,181,379	101.8%	平成27年度	
8.3%	98.4%	21,473,194	95.6%	101.0%	981,100	4.4%	106.1%	22,454,294	101.2%	平成28年度	
8.1%	98.4%	21,863,797	96.3%	101.8%	845,813	3.7%	86.2%	22,709,610	101.1%	平成29年度	
7.7%	97.1%	22,213,417	95.3%	101.6%	1,089,664	4.7%	128.8%	23,303,081	102.6%	平成30年度	
7.2%	97.5%	22,885,079	95.3%	103.0%	1,130,390	4.7%	103.7%	24,015,469	103.1%	令和元年度	
7.0%	97.6%	23,406,617	96.0%	102.3%	963,126	4.0%	85.2%	24,369,743	101.5%	令和2年度	
7.0%	97.8%	22,839,828	96.7%	97.6%	785,490	3.3%	81.6%	23,625,318	96.9%	令和3年度	

(7) 扶養親族等の人員別納税義務者数

	納税義務者数	扶 養 親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人
平成27年度	194,772	122,738	37,752	17,853	12,514
28	197,127	125,751	37,406	17,929	12,176
29	200,744	129,747	37,449	17,873	11,917
30	204,028	133,468	37,296	17,850	11,733
令和元年度	208,161	138,634	37,212	17,977	10,969
2	210,529	141,573	37,252	17,852	10,639
3	209,551	141,743	36,529	17,818	10,295
1万円以下の金額	626	499	104	19	3
1万円を超え 2万円以下	645	544	80	18	2
2万円 " 3万円 "	930	810	92	22	4
3万円 " 4万円 "	1,050	940	92	14	3
4万円 " 5万円 "	1,044	928	97	17	2
5万円 " 6万円 "	699	571	106	15	5
6万円 " 7万円 "	741	577	134	24	5
7万円 " 8万円 "	738	572	134	25	5
8万円 " 9万円 "	661	481	143	28	8
9万円 " 10万円 "	693	516	145	27	5
10万円 " 15万円 "	3,520	2,455	911	122	26
15万円 " 20万円 "	3,447	2,374	896	143	25
20万円 " 25万円 "	3,536	2,548	845	122	13
25万円 " 30万円 "	3,476	2,454	859	118	31
30万円 " 35万円 "	3,151	2,198	817	107	23
35万円 " 40万円 "	3,310	2,275	842	149	35
40万円 " 45万円 "	3,693	2,695	788	156	44
45万円 " 50万円 "	3,677	2,745	753	145	27
50万円 " 55万円 "	3,661	2,730	752	124	42
55万円 " 60万円 "	3,702	2,800	704	134	49
60万円 " 65万円 "	3,768	2,894	671	145	48
65万円 " 70万円 "	3,856	2,946	681	156	59
70万円 " 80万円 "	7,711	5,969	1,254	344	114
80万円 " 90万円 "	7,787	6,134	1,151	319	146
90万円 " 100万円 "	7,636	6,044	1,081	333	134
100万円 " 120万円 "	14,897	11,566	2,059	744	391
120万円 " 160万円 "	26,446	19,810	3,588	1,787	941
160万円 " 200万円 "	21,655	14,968	3,254	1,877	1,160
200万円を超える金額	72,795	39,700	13,496	10,584	6,945

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

課税状況調（表22）（単位：人）

等 の 人 員 別 納 税 義 務 者 数						
4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10人以上
3,306	507	78	19	5	0	0
3,283	485	73	21	2	0	1
3,177	476	89	15	1	0	1
3,084	495	88	12	1	1	0
2,829	449	78	12	1	0	0
2,693	429	77	12	2	0	0
2,665	428	60	10	3	0	0
1						
1						
2						
1						
1	1					
1						
2						
1						
6						
9						
7	1					
12	2					
6						
6	3					
10						
5	1	1				
8	5					
13	2					
7	3					
12		2				
27	3					
31	6					
41	3					
114	19	2	1	1		
270	45	3	2			
315	62	16	2	1		
1,756	272	36	5	1		

(8) 扶養控除人員

課税状況調(表23) (単位:人)

区 分	控除対象配偶者	扶養控除人員	扶養控除人員の内訳	
			老人扶養親族	その他の扶養親族
平成27年度	48,509	32,067	7,156	24,911
28	47,442	47,442	7,021	40,421
29	46,547	31,396	6,714	24,682
30	45,414	31,157	6,722	24,435
令和元年度	41,984	31,156	6,720	24,436
2	40,850	30,747	6,604	24,143
3	39,702	30,502	6,326	24,176
1万円以下の金額	84	63	13	50
1万円を超え 2万円以下	67	58	17	41
2万円 " 3万円 "	77	76	15	61
3万円 " 4万円 "	68	60	16	44
4万円 " 5万円 "	79	54	12	42
5万円 " 6万円 "	84	69	12	57
6万円 " 7万円 "	114	79	17	62
7万円 " 8万円 "	126	74	14	60
8万円 " 9万円 "	123	96	12	84
9万円 " 10万円 "	136	73	13	60
10万円 " 15万円 "	811	409	81	328
15万円 " 20万円 "	792	442	85	357
20万円 " 25万円 "	750	366	87	279
25万円 " 30万円 "	738	423	90	333
30万円 " 40万円 "	1,395	835	213	622
40万円 " 60万円 "	2,521	1,564	385	1,179
60万円 " 80万円 "	2,207	1,597	389	1,208
80万円 " 120万円 "	4,035	3,026	749	2,277
120万円 " 160万円 "	3,900	2,853	676	2,177
160万円 " 200万円 "	3,814	2,714	616	2,098
200万円を超える金額	17,781	15,571	2,814	12,757

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(9) 給与所得の収入金額等の推移

課税状況調 (表13)

区 分	納税義務者数 (人)			給与所得に係る 収入金額 (千円)	給与所得控除額 (千円)	特定支 出控除 額 (千 円)	所得金額 調整控除 額 (千円)	給与所得 金額 (千円)
	所得税の納税義務		計					
	あり	なし						
平成27年度	150,701	13,520	164,221	710,296,358	213,846,735	4,782	—	496,444,841
28	154,144	13,358	167,502	725,183,756	217,825,925	1,268	—	507,356,503
29	157,188	13,592	170,780	745,099,570	223,071,791	460	—	522,027,319
30	160,646	14,221	174,867	768,399,408	229,044,448	1,656	—	539,353,304
令和元年度	164,554	14,847	179,401	796,337,236	236,394,504	800	—	559,941,932
2	168,247	14,238	182,485	815,004,220	241,420,289	513	—	573,583,418
3	169,539	14,099	183,638	813,290,794	222,267,248	942	1,612,209	589,410,395
10万円以下の金額	1,697	3,673	5,370	6,482,665	3,044,329	0	28,886	3,409,450
10万円を超え、100万円以下	47,883	1,742	49,625	105,224,789	36,472,143	0	380,115	68,372,531
100万円 " 200万円 "	55,178	3,592	58,770	215,250,359	67,455,972	0	328,562	147,465,825
200万円 " 300万円 "	31,279	3,929	35,208	185,304,184	52,411,452	67	135,832	132,756,833
300万円 " 400万円 "	14,883	1,113	15,996	108,541,936	27,994,039	875	53,592	80,493,430
400万円 " 550万円 "	10,137	50	10,187	84,231,908	19,130,640	0	202,123	64,899,145
550万円 " 700万円 "	3,509	0	3,509	34,433,948	6,644,014	0	201,390	27,588,544
700万円 " 1,000万円 "	2,688	0	2,688	30,809,646	5,003,291	0	158,992	25,647,363
1,000万円を超える金額	2,285	0	2,285	43,011,359	4,111,368	0	122,717	38,777,274

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

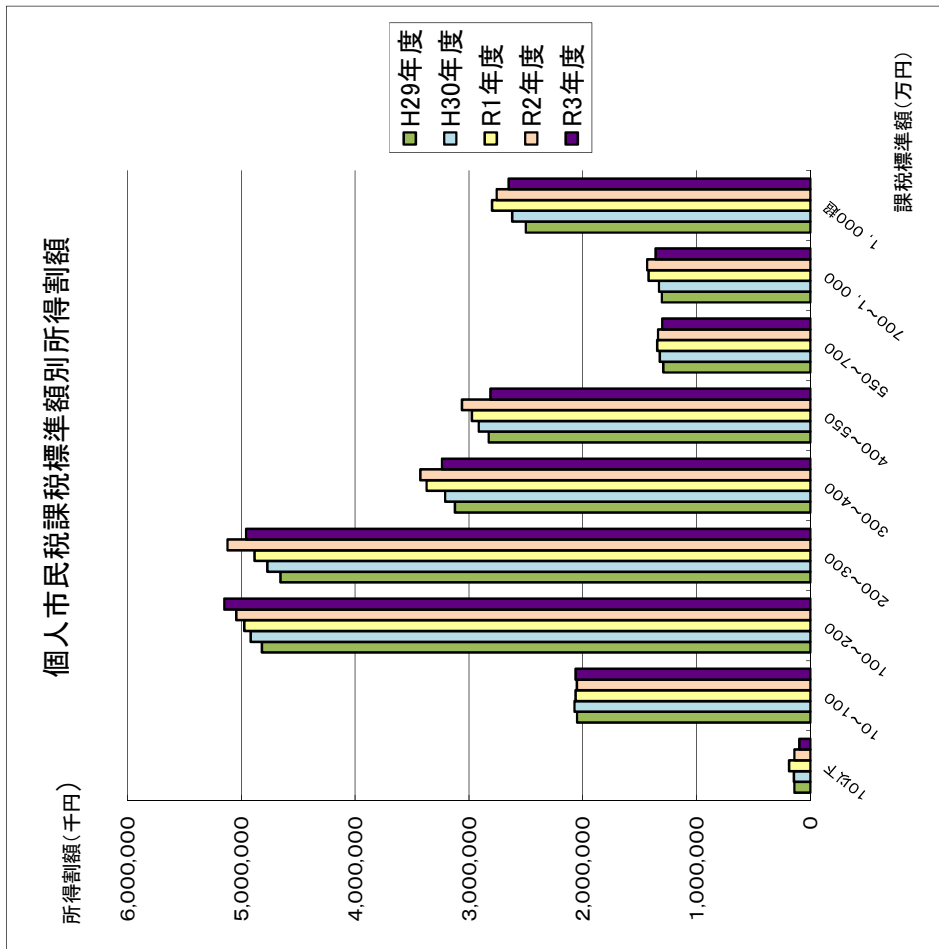
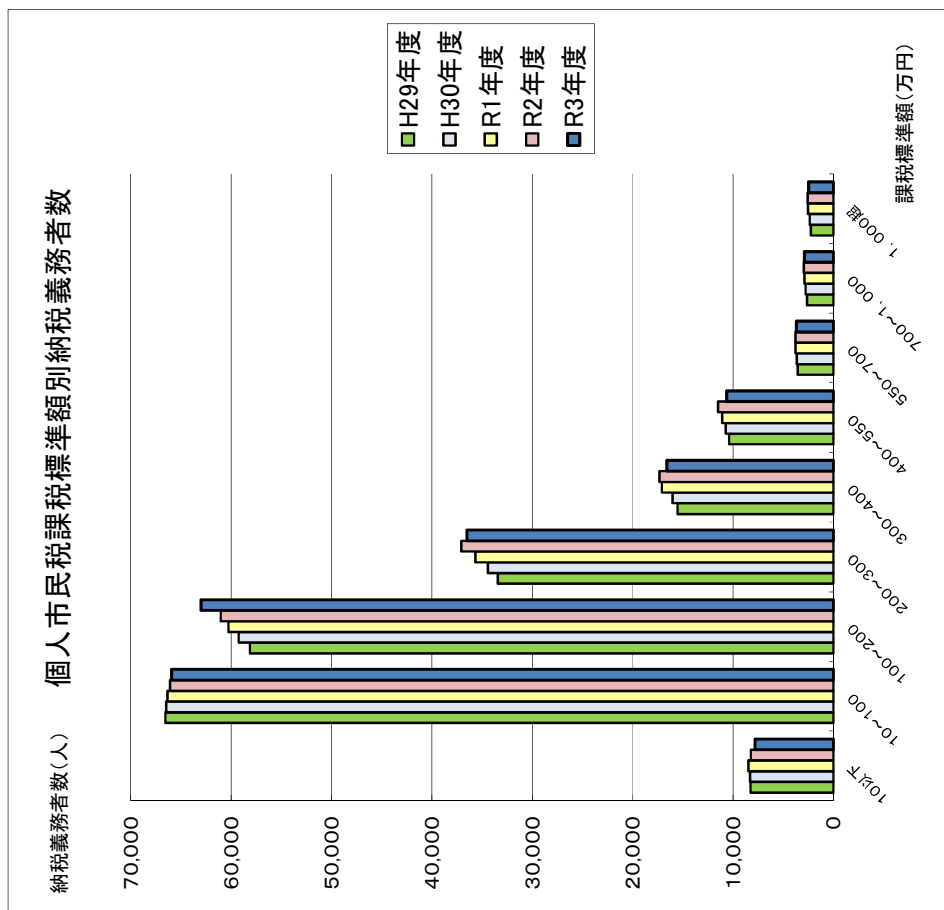
(10) 青色申告者及び事業専従者の推移

課税状況調 (表24) (単位:人)

区 分	青色申告 者である 納税義務 者数	青色事業専従者関係			白色事業専従者関係		
		事業専従者数	専従者を有す る納税義務者 数	専従者給与額 (千円)	事業専従者数	専従者を有する 納税義務者数	専従者控除 額 (千円)
平成27年度	9,702	2,414	2,211	4,443,401	452	430	213,691
28	9,801	2,328	2,123	4,322,404	435	415	208,382
29	9,773	2,189	2,016	4,010,688	391	378	188,367
30	10,014	2,115	1,948	3,981,681	354	341	168,870
令和元年度	9,896	2,104	1,929	3,914,508	351	323	158,022
2	9,703	2,016	1,862	3,829,978	310	295	148,208
3	9,144	1,753	1,632	3,174,389	244	235	182,466
5万円以下の金額	204	32	29	36,653	5	5	2,600
5万円を超え、10万円以下	150	31	25	35,264	7	7	3,892
10万円 " 20万円 "	280	51	48	63,312	7	7	4,648
20万円 " 40万円 "	499	81	78	97,538	17	17	11,867
40万円 " 120万円 "	1,855	282	264	343,691	66	64	50,592
120万円 " 160万円 "	721	140	131	210,603	20	19	16,100
160万円 " 200万円 "	641	105	93	158,078	26	23	19,220
200万円 " 300万円 "	1,249	241	230	391,014	36	35	26,597
300万円 " 550万円 "	1,712	347	324	623,773	42	40	32,210
550万円 " 1,000万円 "	1,024	233	213	588,176	11	11	9,440
1,000万円 " 2,000万円 "	555	151	143	383,683	6	6	4,440
2,000万円を超える金額	254	59	54	242,604	1	1	860

(注) 内訳は、課税標準額段階別内訳である。

(11)個人市民税課税標準額別納税義務者数及U所得割額



(12) 令和3年度分住民税に係る給与所得控除額及び公的年金等控除額

1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

令和3年度から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられる。
 なお、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、片方に係る控除のみが減額される。

2 給与所得控除額

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出するが、令和3年度分住民税の給与所得控除額は、給与等の収入金額に応じて改正後のようになる。

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、次の表にかかわらず、所得税法別表第五により給与所得の金額を求める。

給与等の収入金額	給与所得控除額【改正後】	<参考> 給与所得控除額【改正前】
180万円以下	収入金額×40%－10万円 ※55万円に満たない 場合には55万円	収入金額×40% ※65万円に満たない 場合には65万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円	収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円	収入金額×20%＋54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円	収入金額×10%＋120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円(上限)	
1,000万円超	195万円(上限)	220万円(上限)

3 公的年金等控除額の計算法

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いて算出するが、令和3年度分住民税の公的年金等控除額は、公的年金等の収入金額に応じて改正後のようになる。

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額【改正後】 (公的年金等に係る雑所得以外の 合計所得金額が1,000万円以下)	<参考> 公的年金等控除額【改正前】
65歳未満	130万円以下	60万円	70万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
	1,000万円超	195万5千円(上限)	
65歳以上	330万円以下	110万円	120万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%＋27万5千円	収入金額×25%＋37万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%＋68万5千円	収入金額×15%＋78万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%＋145万5千円	収入金額×5%＋155万5千円
	1,000万円超	195万5千円(上限)	

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には一律20万円が改正後の控除額から引き下げられる。

2 法人

(1) 法人税割産業分類別調定額の推移

区 分	平成 2 8 年 度			平成 2 9 年 度		
	法人数	調 定 額	構成比	法人数	調 定 額	構成比
建 設 業	812	388,296	8.0%	877	361,876	6.9%
製 造 業	671	1,791,944	36.9%	683	2,330,972	44.4%
(1) 食 料 品	51	75,803	1.6%	51	73,966	1.4%
(2) パルプ・紙・紙加工品	13	142,520	2.9%	16	171,891	3.3%
(3) 化 学 工 業	80	806,069	16.6%	84	996,681	18.9%
(4) 窯 業 ・ 土 石 製 品	22	42,019	0.9%	27	68,092	1.3%
(5) 鉄鋼業・金属製品・非鉄金属	159	212,936	4.4%	166	270,484	5.2%
(6) 機 械 器 具	238	464,976	9.6%	230	706,760	13.5%
(7) そ の 他 の 製 造 業	108	47,621	1.0%	109	43,098	0.8%
卸 売 ・ 小 売 業	1,064	877,816	18.1%	1,074	861,614	16.4%
金 融 ・ 保 険 業	88	417,084	8.6%	91	290,787	5.5%
不 動 産 業	579	380,191	7.8%	606	381,265	7.3%
情 報 通 信 ・ 運 輸 業	248	438,361	9.0%	255	432,228	8.2%
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	4	5,100	0.1%	6	8,824	0.2%
サ ー ビ ス 業	1,142	558,585	11.5%	1,212	583,000	11.1%
合 計	4,608	4,857,377	100.0%	4,804	5,250,566	100.0%

(単位：社・千円)

平成30年度			令和元年度			令和2年度		
法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比	法人数	調定額	構成比
940	407,399	7.4%	1,032	485,201	8.1%	1,006	402,704	9.5%
715	2,436,885	44.1%	756	2,865,864	48.2%	689	1,619,451	38.2%
48	80,928	1.5%	48	69,027	1.2%	47	53,332	1.3%
18	159,924	2.9%	19	175,237	2.9%	15	166,336	3.9%
88	877,290	15.8%	88	1,165,701	19.6%	76	585,663	13.8%
27	80,138	1.5%	30	170,421	2.9%	30	71,148	1.7%
179	377,485	6.9%	196	458,141	7.6%	173	261,999	6.2%
245	788,709	14.2%	263	768,740	12.9%	242	432,733	10.2%
110	72,411	1.3%	112	58,597	1.1%	106	48,240	1.1%
1,103	928,604	16.8%	1,103	987,754	16.6%	884	758,812	17.7%
89	328,440	5.9%	87	298,076	5.0%	92	287,630	6.8%
646	445,633	8.1%	685	257,738	4.3%	713	204,516	4.8%
259	391,736	7.1%	263	367,706	6.2%	345	464,808	10.9%
7	6,561	0.1%	6	6,348	0.1%	6	16,455	0.4%
1,243	581,239	10.5%	1,273	686,539	11.5%	1,265	496,964	11.7%
5,002	5,526,497	100.0%	5,205	5,955,226	100.0%	5,000	4,251,340	100.0%

(2) 法人税割月別調定額の推移

区 分	平成 2 8 年 度		平成 2 9 年 度	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
4 月	74,321	1.5%	74,955	1.4%
5 月	298,469	6.1%	319,011	6.1%
6 月	1,288,396	26.5%	1,255,717	23.9%
7 月	498,481	10.3%	558,833	10.7%
8 月	352,306	7.3%	443,426	8.4%
9 月	108,623	2.2%	85,569	1.6%
10 月	116,932	2.4%	130,014	2.5%
11 月	1,164,826	24.0%	1,223,349	23.3%
12 月	327,821	6.7%	393,323	7.5%
1 月	85,814	1.8%	100,864	1.9%
2 月	122,082	2.5%	121,142	2.3%
3 月	419,306	8.6%	544,363	10.4%
出納整理期間	※令和2年度よりシステム変更			
合 計	4,857,377	100.0%	5,250,566	100.0%

(3) 資本金段階別法人数の推移

区 分	平成 2 8 年 度		平成 2 9 年 度	
	法 人 数	構 成 比	法 人 数	構 成 比
300 万円以下	3,716	34.8%	3,816	35.4%
300 万円を超え 500 万円以下	838	7.9%	904	8.4%
500 万円を超え 1,000 万円以下	3,211	30.1%	3,191	29.6%
1,000 万円を超え 3,000 万円以下	1,040	9.8%	1,018	9.4%
3,000 万円を超え 5,000 万円以下	538	5.0%	535	5.0%
5,000 万円を超え 1 億円以下	549	5.1%	579	5.4%
1 億円を超える	671	6.3%	641	5.9%
合 計	10,663	100.0%	10,789	100.0%

(単位：千円)

平成30年度		令和元年度		令和2年度	
金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
79,420	1.4%	72,005	1.2%	84,118	2.0%
358,362	6.5%	431,057	7.2%	321,796	7.6%
1,336,152	24.2%	1,345,961	22.5%	950,926	22.3%
651,764	11.8%	807,029	13.6%	815,476	19.1%
458,205	8.3%	398,233	6.7%	312,659	7.4%
200,112	3.6%	144,675	2.4%	154,967	3.6%
142,364	2.6%	128,189	2.2%	95,795	2.3%
1,351,031	24.5%	1,419,683	23.8%	798,541	18.8%
416,409	7.5%	566,781	9.5%	334,767	7.9%
89,096	1.6%	93,437	1.6%	51,008	1.2%
137,167	2.5%	157,942	2.7%	71,204	1.7%
306,415	5.5%	390,234	6.6%	281,192	6.6%
のため、出納整理期間欄を設定				△ 21,109	-0.5%
5,526,497	100.0%	5,955,226	100.0%	4,251,340	100.0%

(単位：社)

平成30年度		令和元年度		令和2年度	
法人数	構成比	法人数	構成比	法人数	構成比
3,921	35.9%	4,125	37.4%	4,349	38.5%
966	8.8%	1,023	9.3%	1,069	9.5%
3,175	29.1%	3,160	28.7%	3,167	28.1%
1,014	9.3%	1,000	9.1%	1,008	8.9%
533	4.9%	543	4.9%	556	4.9%
583	5.3%	574	5.2%	561	5.0%
616	5.7%	598	5.4%	578	5.1%
10,923	100.0%	11,023	100.0%	11,288	100.0%

3 県民税払込案分率

年 度	特 定 案 分 率		確 定 案 分 率	
	県 民 税	市 民 税	県 民 税	市 民 税
平成23年度	0.39926	0.60074	0.39923	0.60077
平成24年度	0.39929	0.60071	0.39929	0.60071
平成25年度	0.39928	0.60072	0.39918	0.60082
平成26年度	0.39978	0.60022	0.39953	0.60047
平成27年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
平成28年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成29年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
平成30年度	0.39984	0.60016	0.39985	0.60015
令和元年度	0.39983	0.60017	0.39984	0.60016
令和2年度	0.39983	0.60017	0.39982	0.60018
令和3年度	0.39982	0.60018		

Ⅲ 固定資産税
都 市 計 画 税



Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対して課される税である。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人である。ここでいう所有者とは、

土地：土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録又は登録されている人
家屋：家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録又は登録されている人
償却資産：償却資産課税台帳に登録されている人
をいう。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（1.4／100）

■ 課税標準額

当該年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となる。ただし、土地の負担調整措置や住宅用地の特例に該当する場合は、別の計算になる。

土地・家屋については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて3年ごとに評価替えを行い、地目の変換、家屋の増改築等があった場合を除き、価格を3年間据え置く。

償却資産については、地方税法の規定による固定資産評価基準に基づいて、毎年、個々の資産の取得価格又は前年度評価額をもとに評価を行い、原則としてこの評価額が価格となる。

■ 免税点

土地：課税標準額が30万円未満のとき
家屋：課税標準額が20万円未満のとき
償却資産：課税標準額が150万円未満のとき

2 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。

■ 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人である。

■ 税額の計算方法

課税標準額×税率（0.3／100）

■ 課税標準額

固定資産税と同じく、土地・家屋の価格である。
なお、土地の課税標準額については、固定資産税と同様の負担調整措置がとられている。

■ 免税点

固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税もかからない。

■ 納税の方法

固定資産税と併せて納める。

Ⅲ 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税

(1) 納税義務者数の推移

区 分	免 税 点 以 上					
	土 地			家 屋		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
平成 2 9 年度	82,390	3,851	86,241	117,334	4,763	122,097
平成 3 0 年度	82,589	3,972	86,561	118,208	4,885	123,093
令和 元 年 度	82,702	4,137	86,839	118,944	5,067	124,011
令和 2 年 度	82,647	4,257	86,904	119,119	5,195	124,314
令和 3 年 度	82,748	4,505	87,253	119,352	5,024	124,376

(2) 地目別総地積の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成 2 9 年度	26,507,517	649,743	186,638	—	—	—
平成 3 0 年度	26,609,812	628,122	187,940	—	—	—
令和 元 年 度	26,639,115	619,057	188,813	—	—	—
令和 2 年 度	26,668,863	603,936	187,186	—	—	—
令和 3 年 度	26,712,005	591,121	183,750	—	—	4,141

(3) 地目別総筆数の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成 2 9 年度	139,899	1,221	536	—	—	—
平成 3 0 年度	140,227	1,176	530	—	—	—
令和 元 年 度	140,553	1,155	534	—	—	—
令和 2 年 度	140,853	1,120	528	—	—	—
令和 3 年 度	141,449	1,102	523	—	—	18

(4) 地目別決定価格の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼	山 林
平成 2 9 年度	2,648,941,570	8,334,901	3,707,499	—	—	—
平成 3 0 年度	2,704,018,667	7,665,074	3,629,892	—	—	—
令和 元 年 度	2,705,286,088	7,420,972	3,589,106	—	—	—
令和 2 年 度	2,706,928,703	6,494,835	3,468,539	—	—	—
令和 3 年 度	2,737,381,141	5,830,659	3,187,173	—	—	36,299

(固定資産概要調書第1・21・69表) (単位:人)

の も の				免 税 点 未 満 の も の		
償 却 資 産			計 (延人員数)	土 地	家 屋	償 却 資 産
個 人	法 人	計				
734	3,182	3,916	212,254	2,995	4,536	4,508
823	3,225	4,048	213,702	3,037	4,375	4,612
858	3,261	4,119	214,969	3,052	4,228	4,709
882	3,266	4,148	215,366	3,053	4,058	4,822
918	3,077	3,995	215,624	3,084	4,351	5,318

(固定資産概要調書第2表) (単位:㎡)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	598,452	345,464	1,780,297	28,287,814
—	—	597,606	305,608	1,719,276	28,329,088
—	—	597,605	302,208	1,707,683	28,346,798
—	—	597,769	305,023	1,693,914	28,362,777
—	—	597,481	382,813	1,759,306	28,471,311

(固定資産概要調書第2表) (単位:筆)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	1,548	3,548	6,853	146,752
—	—	1,543	3,552	6,801	147,028
—	—	1,543	3,565	6,797	147,350
—	—	1,536	3,583	6,767	147,620
—	—	1,536	3,581	6,760	148,209

(固定資産概要調書第2表) (単位:千円)

原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
	ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地		
—	—	28,622,067	20,254,267	60,918,734	2,709,860,304
—	—	29,405,096	17,106,659	57,806,721	2,761,825,388
—	—	29,418,709	17,140,876	57,569,663	2,762,855,751
—	—	29,417,067	17,249,631	56,630,072	2,763,558,775
—	—	30,222,694	21,098,620	60,375,445	2,797,756,586

(5) 地目別課税標準額の推移(法定免税点以上)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
平成 2 9 年度	1,005,568,221	2,822,073	1,247,110	—	—
平成 3 0 年度	1,010,505,999	2,597,128	1,219,924	—	—
令 和 元 年 度	1,009,889,578	2,518,566	1,207,402	—	—
令 和 2 年 度	1,013,098,153	2,210,572	1,167,770	—	—
令 和 3 年 度	1,008,625,261	1,938,354	1,046,558	—	—

(6) 地目別平均価格の推移(総決定価格/評価総地積で算出した㎡単位当たり価格 法定免税点未満を)

区 分	宅 地	田	畑	鉱 泉 地	池 沼
平成 2 9 年度	99,920	12,138	18,659	—	—
平成 3 0 年度	101,605	11,542	17,997	—	—
令 和 元 年 度	101,541	11,306	17,797	—	—
令 和 2 年 度	101,489	10,138	17,195	—	—
令 和 3 年 度	102,464	9,294	15,988	—	—

(7) 家屋に係る棟数・床面積・決定価格等の推移(法定免税点以上)

区 分		平 成 2 9 年 度	平 成 3 0 年 度	令 和 元 年 度
棟 数	木 造	90,577	90,725	
	非 木 造	40,905	41,151	
	計	131,482	131,876	
床 面 積 (㎡)	木 造	7,674,219	7,723,195	
	非 木 造	17,552,470	17,252,520	
	計	25,226,689	24,975,715	
決 定 価 格 (千 円)	木 造	200,249,206	196,264,821	
	非 木 造	845,315,991	819,586,420	
	計	1,045,565,197	1,015,851,241	
平 均 価 格 (円)	木 造	26,094	25,412	
	非 木 造	48,159	47,505	
	計	41,447	40,674	
決 定 価 格 の 前 年 比	木 造	104.5%	98.0%	
	非 木 造	102.6%	97.0%	
	計	102.9%	97.2%	

(8) 木造家屋の種類別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区 分	専 用 住 宅	共 同 住 宅 寄 宿 舎	併 用 住 宅	農 家 住 宅	旅 館 ・ 料 亭 ホ テ ル	事 務 所 銀 行 ・ 店 舗
平成 2 9 年度	27,605	32,216	12,479	—	9,314	19,374
平成 3 0 年度	26,644	34,882	12,267	—	8,837	18,652
令 和 元 年 度	27,587	39,097	12,562	—	8,837	19,749
令 和 2 年 度	28,589	42,064	12,907	—	9,007	21,379
令 和 3 年 度	27,413	40,843	12,624	—	9,197	21,570

※平成27年度から、評価替えによる用途区分変更のため、「農家住宅」は

(固定資産概要調書第2表) (単位：千円)

山 林	原 野	雑 種 地			宅 地 外 計	合 計
		ゴルフ場用地	軌 道 用 地	その他雑種地		
—	—	—	19,274,603	13,915,726	37,259,512	1,042,827,733
—	—	—	19,404,680	11,440,976	34,662,708	1,045,168,707
—	—	—	19,430,159	11,487,937	34,644,064	1,044,533,642
—	—	—	19,460,320	11,603,489	34,442,151	1,047,540,304
24,463	—	—	19,357,040	13,816,821	36,183,236	1,044,808,497

含む)

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

山 林	原 野	雑 種 地			合 計
		ゴルフ場用地	軌道用地	その他雑種地	
—	—	—	47,827	39,535	95,060
—	—	—	49,205	36,048	96,733
—	—	—	49,228	36,200	96,699
—	—	—	49,211	36,173	96,664
8,766	—	—	50,584	37,815	97,476

(固定資産概要調書第2表)

前 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
90,574	90,143	79,940
41,261	41,283	25,788
131,835	131,426	105,728
7,731,277	7,716,121	7,731,272
17,278,772	17,318,956	17,384,158
25,010,049	25,035,077	25,115,430
205,074,566	213,189,720	205,756,671
832,002,876	842,905,026	858,046,225
1,037,077,442	1,056,094,746	1,063,802,896
26,525	27,629	26,614
48,152	48,670	49,358
41,466	42,185	42,357
104.5%	104.0%	96.5%
101.5%	101.3%	101.8%
97.2%	101.8%	100.7%

(固定資産概要調書第2表) (単位：円)

劇 場 院	公 衆 浴 場	工 場 倉 庫	土 蔵	附 属 家	合 計
30,763	—	4,599	4,221	4,361	26,094
32,267	—	4,690	3,899	4,237	25,412
32,442	—	4,811	3,930	4,242	26,525
32,656	—	5,075	4,015	4,383	27,629
32,864	—	5,100	3,916	4,415	26,614

「専用住宅」に、「公衆浴場」は「工場、倉庫」に含む。

(9) 非木造家屋の種類構造別㎡当たり価格の推移(法定免税点以上)

区分	住 宅 ・ ア パ ー ト						そ の				
	鉄骨鉄筋 コリ ト	鉄筋 コリ ト	鉄骨 コリ ト	鉄骨 造	軽鉄 骨 造	煉瓦 量 造	瓦 コ ト 造	鉄骨鉄筋 コリ ト	鉄筋 コリ ト	鉄骨 造	軽鉄 骨 造
平成29年度	57,717	60,567	42,078	38,448	17,296	54,237	64,579	46,194	39,122	13,211	
平成30年度	57,676	60,645	41,548	36,949	16,994	53,962	63,390	45,526	37,301	13,180	
令和元年度	57,627	61,364	42,294	37,982	17,379	54,656	63,576	46,183	37,874	13,893	
令和2年度	57,626	61,679	43,210	38,873	17,608	55,110	63,581	46,937	38,400	14,340	
令和3年度	59,626	62,339	42,738	37,442	17,392	55,454	61,438	46,871	40,678	14,379	

(10) 償却資産に係る決定価格の推移(法定免税点以上)

区分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
平成29年度	62,381,917	156,376,130	249,300	1,491,513	53,459,823
平成30年度	61,571,511	153,853,702	249,673	1,401,658	53,815,222
令和元年度	63,440,495	152,566,352	191,926	1,437,509	52,954,847
令和2年度	57,484,652	137,114,626	969,714	1,439,281	48,372,286
令和3年度	70,958,196	153,666,706	625,972	1,677,100	53,834,052

(11) 償却資産に係る課税標準額の推移(法定免税点以上)

区分	市 長 決 定				
	構 築 物	機 械 及 び 装 置	船 舶	車 両 及 び 運 搬 具	工 具 器 具 備 品
平成29年度	62,242,240	154,650,018	179,680	1,491,493	53,387,183
平成30年度	61,422,463	152,076,020	164,094	1,401,658	53,758,788
令和元年度	63,218,223	150,597,672	141,674	1,435,785	52,836,979
令和2年度	57,287,123	134,752,880	655,537	1,438,109	48,268,819
令和3年度	69,284,358	144,331,104	359,237	1,646,798	52,553,389

2 国有資産等所在市町村交付金に関する調

交付金額の推移

区分	平成29年度		平成30年度		令和元 金額
	金額	前年比	金額	前年比	
国	3,092	94.3%	2,731	88.3%	2,712
地方公共団体	218,288	84.0%	218,077	99.9%	223,563
合計	221,380	84.1%	220,808	99.7%	226,275

(固定資産概要調書第25～30表) (単位:円)

他			合 計						
煉瓦コンクリートブロック造	その他	計	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽鉄骨造	煉瓦コンクリートブロック造	その他	計
15,663	—	41,443	61,148	57,808	39,838	32,645	16,024	—	48,159
15,168	—	40,037	60,525	57,786	38,385	31,545	15,573	—	47,505
15,379	—	40,466	60,536	58,573	39,014	32,575	15,806	—	48,152
15,475	—	41,000	60,538	58,981	39,653	33,472	15,932	—	48,670
14,784	—	42,144	60,403	59,645	41,192	32,487	15,396	—	49,358

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	273,958,683	83,907,410	—	83,907,410	357,866,093	101.2%
—	270,891,766	81,203,387	—	81,203,387	352,095,153	98.4%
—	270,591,129	78,985,201	—	78,985,201	349,576,330	99.3%
—	245,380,559	76,747,713	—	76,747,713	322,128,272	91.5%
—	280,762,026	77,127,166	—	77,127,166	357,889,192	102.4%

(固定資産概要調書第70表) (単位:千円)

分		配 分			合 計	前年比
調整額	計	総務大臣配分	県配分	計		
—	271,950,614	78,719,275	—	78,719,275	350,669,889	101.3%
—	268,823,023	76,272,846	—	76,272,846	345,095,869	98.4%
—	268,230,333	74,323,928	—	74,323,928	342,554,261	99.3%
—	242,402,468	72,248,936	—	72,248,936	314,651,404	91.2%
—	268,174,886	72,766,907	—	72,766,907	340,941,793	99.5%

(固定資産概要調書第89表) (単位:千円)

前年比	令和2年度		令和3年度	
	金額	前年比	金額	前年比
99.3%	4,000	147.5%	3,994	99.9%
102.5%	215,714	96.5%	209,711	97.2%
102.5%	219,714	97.1%	213,705	97.3%

3 都市計画税

(1) 納税義務者数の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第52表) (単位:人)

区 分	土 地			家 屋			実 数		
	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計	個 人	法 人	計
平成29年度	82,390	3,851	86,241	117,334	4,763	122,097	131,452	5,275	136,727
平成30年度	82,589	3,972	86,561	118,208	4,885	123,093	132,515	5,523	138,038
令和元年度	82,702	4,137	86,839	118,944	5,067	124,011	133,009	5,701	138,710
令和2年度	82,647	4,257	86,904	119,119	5,195	124,314	132,966	5,832	138,798
令和3年度	82,748	4,505	87,253	119,352	5,024	124,376	134,008	6,060	140,068

(2) 課税標準額等の推移(法定免税点以上)

(固定資産概要調書第53・54表)

区 分	地 積 (千 m ²)	床 面 積 (m ²)	決 定 価 格 (千 円)	課 税 標 準 額 (千 円)
平成29年度	28,288	25,226,689	3,755,425,501	2,372,506,553
平成30年度	28,328	24,975,715	3,777,676,629	2,346,365,885
令和元年度	28,347	25,010,049	3,799,933,193	2,367,870,130
令和2年度	28,362	25,035,077	3,819,653,521	2,389,162,146
令和3年度	28,471	25,115,430	3,861,559,482	2,379,983,991

IV 軽自動車税



IV 軽自動車税

1 種別割

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者である。

車 種		税 率			
		改正前	改正後		
原動機付 自転車	総排気量が50cc以下のもの 定格出力が0.6kW以下のもの		—	2,000円	
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの 定格出力が0.6kWを超え0.8kW以下のもの		—	2,000円	
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの 定格出力が0.8kWを超え1.0kW以下のもの		—	2,400円	
	三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの （ミニカー〔注1〕）		—	3,700円	
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの		—	3,600円	
	三輪で総排気量が660cc以下のもの		3,100円	3,900円	
	四輪以上のもの	乗 用	営 業 用	5,500円	6,900円
			自 家 用	7,200円	10,800円
	〔総排気量が660cc 以下のもの〕	貨 物 用	営 業 用	3,000円	3,800円
			自 家 用	4,000円	5,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用を除く（フォークリフト、ショベルローダー等）		—	5,900円	
二輪の小 型自動車	総排気量が250ccを超えるもの		—	6,000円	

〔注2〕

〔注1〕 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が50cc(0.6kW)以下のもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪の距離が50cmを超えるものをいう。

〔注2〕 改正後の税率は平成27年度分から適用。ただし、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車については、改正前の税率を適用

■ 経年車重課

初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車に係る平成28年度以後の軽自動車税（種別割）について、概ね20%を重課する。

区 分			税 率
三 輪			4,600円
四輪以上	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

■ グリーン化特例（軽課）

令和2年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪、四輪以上の軽自動車（電気自動車以外の軽自動車については、各種排出ガスに係る基準を満たすものに限る。）について、令和3年度分の軽自動車税（種別割）の税率を軽減する。

区 分	軽 減 率
	軽 自 動 車 税 種 別 割
電気自動車 燃料電池自動車 プラグインハイブリッド車 天然ガス自動車	75%軽減

2 環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車に対して課される軽自動車税である。

■ 納税義務者

市内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車を取得した者である。

区分	税率	
	自家用	営業用
・令和2年度燃費基準達成車（乗用車）※ ・平成27年度燃費基準+15%達成車（2.5トン以下のトラック）※	100分の1	100分の0.5
平成27年度燃費基準+10%達成車（乗用車または2.5トン以下のトラック）※	100分の2	100分の1
上記以外		100分の2

※ 各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る。

■ 税率の特例

令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%軽減する。

IV 軽自動車税

(1) 課税台数の推移

区分	原 動 機 付 自 転 車				軽		
	総 排 気 量			ミニカー	計	一	
	50cc以下	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成27年度	23,673	1,201	7,194	244	32,312	5,606	0
平成28年度	22,880	1,105	7,491	253	31,729	5,572	0
平成29年度	21,822	1,026	7,725	242	30,815	5,534	0
平成30年度	21,039	979	7,878	250	30,146	5,510	0
令和元年度	20,154	900	8,179	254	29,487	5,455	0
令和2年度	19,260	863	8,473	259	28,855	5,461	0
令和3年度	18,623	835	8,848	272	28,578	5,614	0

(2) 調定額の推移

区分	原 動 機 付 自 転 車				軽		
	総 排 気 量			ミニカー	計	一	
	50cc以下	50cc ～ 90cc	90ccを 超 えるもの			2 輪 (含側車付)	3 輪
平成27年度	23,673	1,441	11,510	610	37,234	13,454	0
平成28年度	45,760	2,210	17,978	936	66,884	20,059	0
平成29年度	43,644	2,052	18,540	895	65,131	19,922	0
平成30年度	42,078	1,958	18,907	925	63,868	19,836	0
令和元年度	40,308	1,800	19,630	940	62,678	19,638	0
令和2年度	38,520	1,726	20,335	958	61,539	19,660	0
令和3年度	37,246	1,670	21,235	1,007	61,158	20,210	0

(課税状況調第33表) (単位:台)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
25,762	10,671	36,433	0	448	448	42,487	4,430	79,229
26,459	10,570	37,029	0	442	448	43,043	4,489	79,261
26,954	10,453	37,407	0	441	441	43,043	4,489	78,347
27,397	10,447	37,844	0	441	441	43,795	4,603	78,544
27,848	10,500	38,348	0	471	471	44,274	4,609	78,370
28,336	10,541	38,877	0	482	482	44,820	4,640	78,315
28,739	10,552	39,291	0	494	494	45,399	4,631	78,608

(課税状況調第33表) (単位:千円)

自 動 車						計	2 輪 の 小 型 自 動 車	合 計
般 用			小 型 特 殊 自 動 車					
4 輪 以 上			農 耕 用	特 殊 作 業 用	小 計			
乗 用	貨 物	小 計						
185,483	41,817	227,300	0	2,106	2,106	242,860	17,720	297,814
215,839	46,419	262,258	0	2,608	2,608	284,925	26,934	378,743
232,818	46,741	279,559	0	2,602	2,602	302,083	27,600	378,743
246,381	47,618	293,999	0	2,602	2,602	316,437	27,618	407,923
259,087	48,726	307,813	0	2,779	2,779	330,230	27,654	420,562
271,598	49,900	321,498	0	2,844	2,844	344,002	27,840	433,381
282,816	50,500	333,316	0	2,915	2,915	356,441	27,786	445,385

V 市 た ば こ 税



V 市 た ば こ 税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課される税である。

■ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者

■ 税額の計算方法

売渡し等をした製造たばこの本数×税率

- ・ 紙巻きたばこ等の税率 1,000本当たり6,122円(令和3年10月1日まで)
(旧3級品を含む) 1,000本当たり6,552円(令和3年10月1日から)

■ 納税の方法

製造たばこの製造者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納める。

(1) 年度別調定状況

(単位：千本・千円)

年 度	本 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成 2 8 年度	685,140	97.0%	3,520,558	97.4%
平成 2 9 年度	643,642	93.9%	3,330,999	94.6%
平成 3 0 年度	607,143	94.3%	3,272,898	98.3%
令 和 元 年 度	583,274	96.1%	3,301,837	100.9%
令 和 2 年 度	556,167	95.4%	3,265,033	98.9%

V 市 た ば こ 税

(2) 年度別月別調定状況

(単位：千本・千円)

年 度	区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月
平成28年度	本数	65,506	52,950	57,354	57,663	59,508	61,291	58,623
	調定	332,435	273,509	295,144	296,567	305,954	315,166	301,406
平成29年度	本数	59,016	51,945	57,921	55,991	54,377	55,832	53,859
	調定	301,668	269,933	300,146	289,885	281,504	289,095	278,912
平成30年度	本数	52,391	50,353	51,986	52,673	51,361	54,804	69,119
	調定	270,474	263,088	271,374	274,850	268,017	286,027	361,363
令和元年度	本数	48,533	49,188	52,185	47,307	51,865	50,256	53,809
	調定	273,494	277,151	294,225	266,589	292,368	283,281	304,304
令和2年度	本数	46,386	46,020	47,224	47,670	50,477	47,378	64,323
	調定	264,030	261,948	268,798	271,338	287,313	269,675	366,125

年 度	区 分	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	手持品課税分	計
平成27年度	本数	60,193	56,627	64,161	52,183	53,983		706,499
	調定	307,792	289,475	328,244	266,934	275,830		3,613,504
平成28年度	本数	57,109	55,244	61,638	48,744	49,510	(935)	685,140
	調定	293,632	284,011	317,140	250,824	254,368	402	3,520,558
平成29年度	本数	53,643	50,718	56,935	47,303	46,102	(860)	643,642
	調定	277,763	262,786	294,892	245,357	238,688	370	3,330,999
平成30年度	本数	37,695	46,482	51,163	44,966	44,150	(32,026)	607,143
	調定	211,786	261,659	288,128	253,401	248,822	13,909	3,272,898
令和元年度	本数	44,511	46,025	46,620	49,276	43,699	(514)	583,274
	調定	253,357	261,972	280,478	265,362	248,737	519	3,301,837
令和2年度	本数	35,379	41,315	47,036	42,317	40,642	(24,242)	556,167
	調定	216,615	252,929	287,959	259,066	248,813	10,424	3,265,033

VI 特別土地保有税



VI 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取得を抑制し、良好な土地の供給促進を図ることを目的とした税で、保有分（土地の所有に対して課されるもの）と取得分（土地の取得に対して課されるもの）と遊休土地に係る特別土地保有税がある。

特別土地保有税は、平成15年度の税制改正において、当分の間、次のとおり課税を停止し、新たな課税は行わないこととなった。
 ①保有分→平成15年度以後の年度分を課税しない。
 ②取得分→平成15年1月1日以後の土地の取得に対しては課税しない。

区 分	保 有 分	取 得 分	(参考)ミニ保有税
課 税 対 象 及 び 納 税 義 務 者	毎年1月1日現在保有している土地で、昭和44年1月1日以後に取得した土地の合計面積が5,000㎡以上	1月1日前1年以内又は7月1日前1年以内に取得した土地で、その合計面積が5,000㎡以上	昭和57年4月1日から昭和63年3月31日までに取得した土地で、一団の土地の面積が500㎡以上又は昭和63年4月1日から平成6年3月31日までに取得した土地で、一団の面積が330㎡以上の土地に対し、取得のあった日から2年経過した日以後の土地所有者
課 税 標 準	土地の取得価額 (購入手数料、仲介手数料その他購入のために要した費用を含む。)		
税 率	1.4/100	3/100	1.4/100
税額の計算方法	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額	(取得価額×税率)－ 不動産取得税相当額	(取得価額×税率)－ 固定資産税相当額
申告納付期限	5 月 末 日	1月1日前1年以内の土地の取得については・・・2月末日 7月1日前1年以内の土地の取得については・・・8月末日	5 月 末 日

[注]

- 1 その年の1月1日において、保有期間が10年を超える土地については、課税されない。
- 2 土地の取得とは、有償無償を問わず現実に所有権を取得した場合で所有権の登記の有無は問わない。
- 3 本人の親族や同族会社等が土地を取得し、その土地が本人の取得した土地とともに一団の土地を形成するような場合は本人との共有物とみなす。
- 4 土地の取得目的や利用状況等に応じ、徴収猶予や納税義務免除の制度がある。
- 5 合計面積が1,000㎡以上の土地保有・取得に対しては、それぞれ次のとおり課税される。
 保有分・・・平成4年度分から平成10年度分まで
 取得分・・・平成3年7月1日を基準日とする取得分から
 平成10年1月1日を基準日とする取得分まで
 ミニ保有税は、平成6年度の税制改正において廃止
 平成10年度税制改正
 - (1) 三大都市圏の特定市の市街化区域の免税点の特例の廃止1,000㎡(特例)→5,000㎡(本則)
 - (2) ミニ保有税の経過措置を廃止
 - (3) 保有期間10年超を課税対象から除外
 - (4) 上表の取得価額には修正取得価額も含める。

VI 特別土地保有税

(1) 納税義務者数の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：人)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	1	0	1	0	1
保有分	0	0	1	1	1
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	1	0	2	1	2

(2) 地積の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：㎡)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	4,181	0	2,975	0	5,754
保有分	0	0	16,896	2,975	5,258
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	4,181	0	19,871	2,975	11,012

(3) 調定額の推移(現年度分) (平成15年度以降課税停止)

(単位：千円)

区分 \ 年度	年度				
	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
取得分	26,095	0	8,041	0	2,129
保有分	0	0	34,438	3,652	448
ミニ保有分	0	0	0	0	0
合計	26,095	0	42,479	3,652	2,577

[参考]

平成18年度の調定額として、平成14年度取得分の徴収猶予の取消しに伴い、2,137千円を計上した。

(4) 特別土地保有税の推移(現年分・平成15年度以降課税停止)

(単位：面積・㎡，税額・千円)

年度			平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度			
区 分	特 別 土 地 保 有 税	取 得	課税対象	筆数 39 面積 95,015 件数 10 税額 168,647	筆数 16 面積 97,441 件数 8 税額 83,712	筆数 60 面積 225,422 件数 11 税額 501,648	筆数 35 面積 98,830 件数 9 税額 194,626	筆数 45 面積 74,102 件数 8 税額 119,669		
			免 除	筆数 36 面積 85,075 件数 8 税額 128,196	筆数 15 面積 84,535 件数 7 税額 44,571	筆数 18 面積 185,286 件数 5 税額 365,976	筆数 6 面積 30,383 件数 1 税額 34,412	筆数 19 面積 45,898 件数 4 税額 68,475		
				徴収猶予	筆数 1 面積 5,759 件数 1 税額 14,356	筆数 1 面積 12,906 件数 1 税額 39,141	筆数 41 面積 37,161 件数 5 税額 127,631	筆数 29 面積 68,447 件数 8 税額 160,214	筆数 16 面積 21,285 件数 2 税額 46,928	
			納 付		筆数 2 面積 4,181 件数 1 税額 26,095	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 1 面積 2,975 件数 1 税額 8,041	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 10 面積 6,919 件数 2 税額 4,266	
		保 有		課税対象	筆数 94 面積 482,381 件数 32 税額 882,010	筆数 139 面積 616,203 件数 45 税額 919,889	筆数 120 面積 585,271 件数 38 税額 747,862	筆数 132 面積 719,677 件数 45 税額 847,635	筆数 244 面積 780,310 件数 49 税額 867,056	
			免 除		筆数 82 面積 462,813 件数 28 税額 806,754	筆数 124 面積 586,009 件数 38 税額 825,632	筆数 100 面積 548,770 件数 33 税額 658,937	筆数 109 面積 669,308 件数 38 税額 748,100	筆数 112 面積 689,712 件数 38 税額 754,060	
				徴収猶予	筆数 12 面積 19,568 件数 4 税額 75,256	筆数 15 面積 30,194 件数 7 税額 94,257	筆数 7 面積 19,605 件数 4 税額 54,487	筆数 22 面積 47,394 件数 6 税額 95,883	筆数 125 面積 85,340 件数 10 税額 112,548	
			納 付		筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 13 面積 16,896 件数 1 税額 34,438	筆数 1 面積 2,975 件数 1 税額 3,652	筆数 7 面積 5,258 件数 1 税額 448	
		ミ 二 保 有 税		課税対象	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	
			免 除		筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	
					徴収猶予	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0
						納 付	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0
	合 計	課税対象	筆数 133 面積 577,396 件数 42 税額 1,050,657	筆数 155 面積 713,644 件数 53 税額 1,003,601	筆数 180 面積 810,693 件数 49 税額 1,249,510		筆数 167 面積 818,507 件数 54 税額 1,042,261	筆数 289 面積 854,412 件数 57 税額 986,725		
			免 除	筆数 118 面積 547,888 件数 36 税額 934,950	筆数 139 面積 670,544 件数 45 税額 870,203	筆数 118 面積 734,056 件数 38 税額 1,024,913	筆数 115 面積 699,691 件数 39 税額 782,512	筆数 131 面積 735,610 件数 42 税額 822,535		
				徴収猶予	筆数 13 面積 25,327 件数 5 税額 89,612	筆数 16 面積 43,100 件数 8 税額 133,398	筆数 48 面積 56,766 件数 9 税額 182,118	筆数 51 面積 115,841 件数 14 税額 256,097	筆数 141 面積 106,625 件数 12 税額 159,476	
					納 付	筆数 2 面積 4,181 件数 1 税額 26,095	筆数 0 面積 0 件数 0 税額 0	筆数 14 面積 19,871 件数 2 税額 42,479	筆数 1 面積 2,975 件数 1 税額 3,652	筆数 17 面積 12,177 件数 3 税額 4,714

VII 入 湯 税



VII 入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用等に充てるために、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課される税である。

■ 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

■ 課税免除

- ・ 12歳未満の者
- ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

■ 税額の計算方法

入湯客数×税率

- ・ 宿泊を伴う場合の税率 1人1日（1泊2日） 150円
- ・ その他の場合の税率 1人1日 75円

■ 納税の方法

鉱泉浴場の経営者が、特別徴収した税額を翌月15日までに申告し、納める。

■ 鉱泉浴場の経営の申告

鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始日の前日までに市長に申告しなければならない。

年度別調定状況

(単位：人・千円)

年 度	入 湯 客 数	前 年 比	調 定 額	前 年 比
平成28年度	467,191	96.4%	18,688	96.4%
平成29年度	452,349	96.8%	18,094	96.8%
平成30年度	404,183	89.4%	17,285	95.5%
令和元年度	450,189	111.4%	19,256	111.4%
令和2年度	291,228	64.7%	12,626	65.6%

VIII 事業所税



Ⅷ 事業所税

事業所税は、道路、公園、上・下水道、教育文化施設等の都市環境の整備及び改善事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事務所又は事業所において、法人又は個人の行う事業に対して課される税である。

区 分	内 容		
納 税 義 務 者	事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人		
課 税 標 準	資 産 割	法 人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個 人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従 業 者 割	法 人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個 人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1 m ² に つ き 年 額 600 円	
	従 業 者 割	従 業 者 給 与 総 額 の 0.25 %	
免 税 点	資 産 割	事 業 所 床 面 積 1,000 m ² 以 下	
	従 業 者 割	従 業 者 数 100 人 以 下	
納 税 の 方 法	申 告 納 付		
納 付 期 限	法 人	事 業 年 度 終 了 の 日 か ら 2 か 月 以 内	
	個 人	翌 年 の 3 月 1 5 日 ま で	

[注] 事業所税については、市内のすべての事業所等を合算して課税される。

なお、次の場合にも申告が必要である。

- ①事業所などの床面積800㎡超又は従業者数80人超の場合
- ②事業所税額が、当該年度は課されていないがその前年度は課されている場合

Ⅷ 事業所税

調定額等に関する調(現年度分)

年度 区分	事業に			
	資産割			従
	課標床面積	件数	金額	従業者数
平成29年度	4,554,574	733	2,732,745	39,879
平成30年度	4,535,343	724	2,721,204	39,542
令和元年度	4,497,498	742	2,698,499	40,852
令和2年度	4,340,217	739	2,756,086	41,163
4月	259,979	48	155,985	1,135
5月	2,743,271	364	1,797,934	30,130
6月	69,503	29	41,701	430
7月	109,415	33	65,647	629
8月	92,159	31	55,294	534
9月	38,870	16	23,322	164
10月	138,315	38	78,866	823
11月	148,379	48	89,024	1,455
12月	20,970	10	16,703	184
1月	74,486	23	44,691	948
2月	615,337	87	369,200	4,731
3月	29,533	12	17,719	0

(単位：m²・千円・人)

係 分			合 計	
業 者 割			件 数	金 額
課 標 給 与 総 額	件 数	金 額		
228,963,200	165	572,408	741	3,305,153
225,272,800	157	563,182	734	3,284,386
232,726,000	165	581,815	754	3,280,314
236,867,592	178	592,160	751	3,348,247
5,436,404	10	13,590	48	169,576
181,630,443	113	454,071	374	2,252,005
1,965,982	2	4,915	29	46,616
3,881,224	3	9,703	33	75,350
1,701,932	3	4,255	31	59,549
874,596	2	2,186	16	25,508
3,687,873	3	9,219	38	88,086
5,137,589	6	12,844	50	101,868
683,947	1	1,710	10	18,412
3,162,629	10	7,906	23	52,597
28,704,973	25	71,761	87	440,961
0	0	0	12	17,719

IX 滯 納 処 分



IX 滞納処分

(1) 滞納処分の停止額税目別明細(年度末現在)

区 分	平成 2 8 年 度		平成 2 9 年 度		平成 3 0 年 度
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
市民税（個人）	20,892	300,505,304	15,859	238,739,971	10,744
市民税（法人）	146	9,406,435	93	6,133,659	60
固定資産税	4,003	105,463,355	3,470	86,003,865	2,551
軽自動車税	3,597	9,396,749	3,264	9,249,379	2,401
事業所税	0	0	0	0	0
都市計画税	-	25,866,920	-	21,072,860	-
計	28,638	450,638,763	22,686	361,199,734	15,756

(2) 不納欠損額税目別明細

区 分	平成 2 8 年 度		平成 2 9 年 度		平成 3 0 年 度
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
市民税（個人）	9,967	149,347,949	8,894	120,077,842	7,691
市民税（法人）	155	22,535,243	111	7,465,781	87
固定資産税	3,045	164,635,907	1,885	56,532,956	2,338
軽自動車税	2,025	4,697,672	1,399	3,471,102	1,186
事業所税	0	0	3	3,385,200	0
入湯税	0	0	39	39,775,275	0
都市計画税	-	39,904,010	-	13,637,010	-
計	15,192	381,120,781	12,331	244,345,166	11,302

(3) 財産差押状況の推移

区 分	差 押 総 額			公 売 処 分 による収入 ②	収 入 等 に よる解除 ③
	前年度以前に 差押えたもの	当該年度におい て差押えたもの	計 ①		
平成 2 8 年 度	1,171,338,401	578,152,865	1,749,491,266	5,561,309	813,550,797
平成 2 9 年 度	930,379,160	482,528,089	1,412,907,249	3,001,500	655,430,820
平成 3 0 年 度	754,474,929	888,149,224	1,642,624,153	2,224,289	1,166,335,988
令和 元 年 度	474,063,876	454,171,800	928,235,676	0	480,747,137
令和 2 年 度	447,488,539	524,346,451	971,834,990	1,003,307	677,971,631

(単位：円)

0 年 度	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		区 分
	金 額	件 数	金 額	件 数	
160,636,451	8,064	125,849,476	6,822	101,214,418	市民税（個人）
4,384,659	37	2,983,360	28	2,221,860	市民税（法人）
55,044,361	1,614	34,429,226	1,265	21,172,923	固定資産税
7,618,697	1,516	5,104,437	835	3,174,037	軽自動車税
0	0	0	0	0	事業所税
13,416,270	-	8,406,490	-	5,156,560	都市計画税
241,100,438	11,231	176,772,989	8,950	132,939,798	計

(単位：円)

0 年 度	令 和 元 年 度		令 和 2 年 度		区 分
	金 額	件 数	金 額	件 数	
129,917,010	7,397	101,242,941	3,992	56,092,949	市民税（個人）
6,742,328	126	9,299,611	72	4,426,676	市民税（法人）
116,669,011	2,072	65,500,353	942	38,498,414	固定資産税
2,764,980	1,145	3,363,647	867	2,281,462	軽自動車税
0	2	347,000	0	0	事業所税
0	0	0	0	0	入湯税
28,487,350	-	15,863,010	-	9,487,070	都市計画税
284,580,679	10,742	195,616,562	5,873	110,786,571	計

(単位：円)

年度末における 差押中のもの ①-(②+③)= ④	④ の 内 訳				区 分
	不 動 産	債 権	抵 当 権	そ の 他	
930,379,160	560,473,822	224,139,147	61,581,693	84,184,498	平成28年度
754,474,929	516,291,174	185,296,411	35,432,441	17,454,903	平成29年度
474,063,876	246,994,527	205,034,524	4,956,936	17,077,889	平成30年度
447,488,539	224,368,664	203,573,763	2,911,480	16,634,632	令和元年度
292,860,052	48,128,269	242,230,035	2,400,978	100,770	令和2年度

X 口 座 振 替



X 口座振替

口座振替加入率等の推移

(単位:件・円)

税目	年度	調定 (A)		加入 (B)		振替 (C)		振替不能		加入率 B/A		振替率 C/B	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市・県民税 《普通徴収》	28	231,802	9,071,001,923	32,567	2,529,933,682	31,274	2,442,116,682	1,293	87,817,000	14.0%	27.9%	96.0%	96.5%
	29	226,834	8,826,373,864	30,654	2,322,434,211	29,396	2,240,373,141	1,258	82,061,070	13.5%	26.3%	95.9%	96.5%
	30	213,142	8,455,963,442	28,032	2,202,148,160	26,971	2,135,536,960	1,061	66,611,200	13.2%	26.0%	96.2%	97.0%
	元	213,482	8,569,008,702	27,696	2,149,862,991	26,683	2,093,327,271	1,013	56,535,720	13.0%	25.1%	96.3%	97.4%
	2	223,832	8,843,648,900	27,628	2,171,190,176	26,749	2,121,186,476	879	50,003,700	12.3%	24.6%	96.8%	97.7%
都市計画 固定資産税	28	558,967	39,893,722,700	183,950	14,233,099,365	178,768	13,984,946,265	5,182	248,153,100	32.9%	35.7%	97.2%	98.3%
	29	561,563	40,558,073,900	185,404	15,026,790,220	180,146	14,812,530,020	5,258	214,260,200	33.0%	37.1%	97.2%	98.6%
	30	565,127	40,125,779,400	185,242	15,035,072,500	179,976	14,804,888,500	5,266	230,184,000	32.8%	37.5%	97.2%	98.5%
	元	568,136	40,469,230,200	185,759	15,529,722,800	180,623	15,278,836,400	5,136	250,886,400	32.7%	38.4%	97.2%	98.4%
	2	568,805	40,978,438,500	186,414	15,863,795,933	181,910	15,676,549,200	4,504	187,246,733	32.8%	38.7%	97.6%	98.8%
軽自動車税	28	79,029	377,568,700	7,353	34,285,600	7,163	33,379,400	190	906,200	9.3%	9.1%	97.4%	97.4%
	29	78,599	393,759,400	7,182	35,225,400	6,932	34,006,900	250	1,218,500	9.1%	8.9%	96.5%	96.5%
	30	78,419	407,327,400	7,077	35,787,300	6,852	34,612,400	225	1,174,900	9.0%	8.8%	96.8%	96.7%
	元	78,368	420,506,600	6,770	35,159,300	6,577	34,223,600	193	935,700	8.6%	8.4%	97.1%	97.3%
	2	78,321	433,032,400	6,707	35,786,300	6,554	35,005,400	153	780,900	8.6%	8.3%	97.7%	97.8%
合計	28	869,798	49,342,293,323	223,870	16,797,318,647	217,205	16,460,442,347	6,665	336,876,300	25.7%	34.0%	97.0%	98.0%
	29	866,996	49,778,207,164	223,240	17,384,449,831	216,474	17,086,910,061	6,766	297,539,770	25.7%	34.9%	97.0%	98.3%
	30	856,688	48,989,070,242	220,351	17,273,007,960	213,799	16,975,037,860	6,552	297,970,100	25.7%	35.3%	97.0%	98.3%
	元	859,986	49,458,745,502	220,225	17,714,745,091	213,883	17,406,387,271	6,342	308,357,820	25.6%	35.8%	97.1%	98.3%
	2	870,958	50,255,119,800	220,749	18,070,772,409	215,213	17,832,741,076	5,536	238,031,333	25.3%	36.0%	97.5%	98.7%

XI 税 外 收 入



X I 税外収入（税務関係分）

（1）税外収入決算状況の推移（税務関係分）

区 分	平成 2 8 年 度			平成 2 9 年 度		
	最終予算額	決 算 額	前年比	最終予算額	決 算 額	前年比
自動車重量譲与税	530,000	543,991	100.5%	546,000	544,162	100.0%
特別とん譲与税	2,200	2,391	139.7%	2,100	2,639	110.4%
地方揮発油譲与税	211,000	224,460	95.0%	209,000	222,007	98.9%
地方道路譲与税※ ¹	1	0	-	1	0	-
森林環境譲与税※ ²	-	-	-	-	-	-
利子割交付金	79,000	87,089	57.0%	90,000	131,754	151.3%
配当割交付金	469,000	347,475	70.7%	417,000	474,105	136.4%
株式等譲渡所得割交付金	419,000	218,128	45.1%	399,000	478,887	219.5%
法人事業税交付金	-	-	-	-	-	-
地方消費税交付金	7,329,000	7,414,112	89.8%	7,830,000	7,666,290	103.4%
自動車取得税交付金	189,000	220,282	102.9%	301,000	280,200	127.2%
環境性能割交付金※ ³	-	-	-	-	-	-
地方特例交付金	311,000	311,791	96.7%	320,000	321,208	103.0%
交通安全対策特別交付金	71,000	70,041	96.5%	70,000	66,272	94.6%
督促手数料	9,270	9,442	100.0%	9,765	8,868	93.9%
納税証明等手数料・自動車臨時運行許可申請手数料（本庁分のみ）	19,609	17,577	93.7%	18,649	19,839	112.9%
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	-	-	皆減	-	-	-
県税徴収交付金	663,186	679,024	101.7%	670,086	688,956	101.5%
軽自動車標識売払収入	1	16	106.7%	1	15	93.8%
物品売払収入	-	-	-	-	-	-
延滞金	164,215	186,475	82.0%	191,758	177,335	95.1%
加算金	1	0	-	1	0	-
軽自動車標識再交付実費弁償金	12	12	92.3%	11	8	66.7%
自動車臨時運行許可番号標識紛失実費弁償金	1	2	66.7%	1	1	50.0%
諸用紙印刷等実費弁償金	49	52	110.6%	49	44	84.6%
滞納処分費	1	829	623.3%	1	101	12.2%
納税通知書等発送用封筒広告収入	118	184	138.3%	126	137	74.5%
配当割額控除額等返還金	1	153	193.7%	1	65	42.5%
還付金返納金	-	-	皆減	-	-	-
延納利息	-	1	皆増	-	-	皆減
求償費	-	-	-	-	286	皆増
合 計	10,466,665	10,333,527	88.2%	11,074,550	11,083,179	107.3%

（※1）平成21年度から地方道路譲与税の名称を変更し、地方揮発油譲与税とする。名称変更以前の地方道路税とし

（※2）令和元年度創設。間伐や路網といった森林整備、森林整備を促進するための人材育成・担い手の確保、木材

（※3）令和元年度創設。車体課税の見直しにより、自動車取得税交付金を廃止し、環境性能割交付金（R1.10.1施行）

(単位：千円)

平成30年度			令和元年度			令和2年度		
最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比	最終予算額	決算額	前年比
539,000	550,460	101.2%	536,000	569,517	103.5%	556,000	563,480	98.9%
2,300	1,608	60.9%	2,000	1,442	89.7%	1,600	1,373	95.2%
205,000	223,459	100.7%	201,000	197,758	88.5%	194,000	193,674	97.9%
1	0	-	1	0	-	1	0	-
-	-	-	17,000	17,183	皆増	34,000	36,514	212.5%
134,000	132,149	100.3%	85,000	68,530	51.9%	63,000	73,373	107.1%
354,000	395,966	83.5%	392,000	444,120	112.2%	353,000	411,788	92.7%
638,000	313,846	65.5%	625,000	238,078	75.9%	343,000	478,104	200.8%
-	-	-	-	-	-	740,000	654,466	皆増
8,250,000	8,055,974	105.1%	7,750,000	7,757,202	96.3%	9,176,000	9,427,900	121.5%
361,000	341,742	122.0%	152,000	160,749	47.0%	0	47	大幅減
-	-	-	60,000	45,283	皆増	140,000	91,334	201.7%
383,000	384,750	119.8%	466,000	466,208	121.2%	444,000	459,443	98.5%
69,000	62,621	94.5%	65,000	63,270	101.0%	63,000	70,292	111.1%
8,902	8,637	97.4%	9,027	9,290	107.6%	9,740	8,127	87.5%
19,883	18,184	91.7%	19,713	17,158	94.4%	18,133	15,612	91.0%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
668,708	697,899	101.3%	687,305	696,741	99.8%	692,560	703,854	101.0%
1	9	60.0%	1	11	122.2%	13	0	皆減
-	4	皆増	-	-	-	-	-	-
162,674	181,288	102.2%	160,858	155,822	86.0%	153,876	156,885	100.7%
1	12	皆増	1	14	116.7%	1	9	64.3%
12	9	112.5%	11	9	100.0%	10	6	66.7%
1	5	500.0%	1	2	40.0%	1	1	50.0%
49	42	95.5%	47	46	109.5%	57	19	41.3%
1	468	463.4%	1	0	皆減	1	1,179	皆増
122	141	102.9%	121	148	105.0%	119	151	102.0%
1	15	23.1%	1	300	大幅増	1	65	21.7%
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	皆減	-	-	-	-	-	-
11,795,656	11,369,288	102.6%	11,228,088	10,908,881	96.0%	12,982,113	13,347,696	122.4%

て収入される分は、引き続き、地方道路譲与税として譲与される。
 利用の促進や普及啓発に充てられる。
 を創設。

(2) 自動車重量譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
譲与額	543,991	544,162	550,460	569,517	563,480	
内訳	6月	148,739	158,843	143,320	158,080	147,894
	11月	221,441	224,554	224,510	237,736	231,086
	3月	173,811	160,765	182,630	173,701	184,500

(3) 特別とん譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
譲与額	2,712	2,932	1,844	1,653	1,592	
前年比(%)	140.7%	108.1%	62.9%	89.6%	96.3%	
尼崎市	2,391	2,639	1,608	1,442	1,373	
尼崎市内訳	9月	1,079	1,342	989	697	908
	3月	1,312	1,297	619	745	465
案分率	尼崎市	0.8818	0.8999	0.8718	0.8725	0.8663
	西宮市	0.1182	0.1001	0.1282	0.1275	0.1337

(4) 地方揮発油譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
譲与額	224,460	222,007	223,459	197,758	193,674	
内訳	6月	64,979	64,168	62,529	55,132	66,858
	11月	94,945	92,564	90,614	83,115	58,873
	3月	64,536	65,275	70,316	59,511	67,943

(5) 地方道路譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
譲与額	0	0	0	0	0	
内訳	6月	0	0	0	0	0
	11月	0	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0

(6) 森林環境譲与税に関する調

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
譲与額	-	-	-	17,183	36,514
内訳	9月	-	-	8,591	18,257
	3月	-	-	8,592	18,257

(7) 利子割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
交付額	87,089	131,754	132,149	68,530	73,373	
内訳	8月	27,211	46,840	50,566	28,040	27,171
	12月	29,566	49,746	51,927	23,363	25,089
	3月	30,312	35,168	29,656	17,127	21,113

(8) 配当割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
交付額	347,475	474,105	395,966	444,120	411,788	
内訳	8月	107,273	113,355	116,778	123,034	114,567
	12月	19,789	21,975	20,372	21,984	21,172
	3月	220,413	338,775	258,816	299,102	276,049

(9) 株式等譲渡所得割交付金に関する調

(単位：千円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
交付額	218,128	478,887	313,846	238,078	478,104	
内訳	8月	-	-	-	-	-
	12月	-	-	-	-	-
	3月	218,128	478,887	313,846	238,078	478,104

(10) 法人事業税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交 付 額		-	-	-	-	654,466
内 訳	8 月	-	-	-	-	405,300
	12 月	-	-	-	-	113,714
	3 月	-	-	-	-	135,452

(11) 地方消費税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交 付 額		7,414,112	7,666,290	8,055,974	7,757,202	9,427,900
内 訳	6 月	1,830,861	1,839,047	1,974,295	2,018,211	2,154,378
	9 月	2,356,677	2,510,501	2,549,998	2,512,433	3,181,820
	12 月	1,377,213	1,359,833	1,428,316	1,074,749	1,699,015
	3 月	1,849,361	1,956,909	2,103,365	2,151,809	2,392,687

(12) 自動車取得税交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交 付 額		220,282	280,200	341,742	160,749	47
内 訳	8 月	64,638	98,507	119,738	101,327	47
	12 月	71,973	92,671	103,277	59,422	-
	3 月	83,671	89,022	118,727	0	-

(13) 環境性能割交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交 付 額		-	-	-	45,283	91,334
内 訳	8 月	-	-	-	-	30,186
	12 月	-	-	-	13,613	33,815
	3 月	-	-	-	31,670	27,333

(14) 地方特例交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交 付 額		311,791	321,208	384,750	466,208	459,443
内 訳	4 月	167,232	167,907	186,726	217,045	235,417
	9 月	144,559	153,301	198,024	249,163	224,026

(15) 交通安全対策特別交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交 付 額		70,041	66,272	62,621	63,270	70,292
内 訳	9 月	36,492	35,074	32,787	32,631	36,337
	3 月	33,549	31,198	29,834	30,639	33,955

(16) 県税徴収交付金に関する調

(単位：千円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総額(7月、10月、1月、4月)		679,024	688,956	697,899	696,741	703,854
納 税 義 務 者 割		628,326	643,989	649,635	660,147	663,720
通 知 書 割		0	0	0	0	0
払 込 金 額 割		687	881	738	654	446
過 誤 納 金 還 付 充 当 額 等		50,011	44,086	47,526	35,940	39,688

(17) 税務関係証明書の発行等に関する調

(単位：件・円)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
本 庁	総 額	件数	52,140	60,619	54,855	52,028	47,117	
		金額	(4,314)	(4,314)	(5,252)	(5,368)	(4,818)	
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	27,474	33,362	27,963	24,057	22,227	
		金額	(648)	(802)	(795)	(580)	(541)	
	固 定 資 産 評 価 額 証 明 ※ 1	件数	18,848	19,470	19,825	19,922	17,183	
		金額	(1,365)	(1,100)	(1,040)	(1,417)	(913)	
	課 税 台 帳・ 名 寄 帳・償 却 資 産 の 閲 覧	件数	-	-	-	-	483	
		金額	-	-	-	-	144,900	
	納 税 証 明 ※ 2	件数	5,818	7,787	7,067	8,049	7,224	
		金額	(2,301)	(3,430)	(3,417)	(3,371)	(3,364)	
	支 所・出 張 所 (サ ー ビ ス セ ン タ ー・ 証 明 コ ー ナ ー)	総 額	件数	57,204	47,351	42,054	36,424	33,282
			金額	(5,726)	(3,850)	(4,219)	(4,023)	(3,904)
市 県 民 税 課 税 額 証 明		件数	43,629	37,094	31,874	26,940	24,111	
		金額	(439)	(310)	(681)	(705)	(647)	
固 定 資 産 評 価 額 証 明		件数	7,736	6,234	6,207	5,716	5,288	
		金額	(813)	(583)	(765)	(692)	(475)	
納 税 証 明		件数	5,839	4,023	3,973	3,768	3,824	
		金額	(4,474)	(2,957)	(2,773)	(2,626)	(2,782)	
課 税 台 帳 の 閲 覧		件数	-	-	-	-	59	
		金額	-	-	-	-	17,700	
合 計		総 額	件数	109,344	107,970	96,909	88,452	80,399
			金額	(10,040)	(8,164)	(9,471)	(9,391)	(8,722)
	市 県 民 税 課 税 額 証 明	件数	71,103	70,456	59,837	50,997	46,338	
		金額	(1,087)	(1,112)	(1,476)	(1,285)	(1,188)	
	固 定 資 産 評 価 額 証 明	件数	26,584	25,704	26,032	25,638	22,471	
		金額	(2,178)	(1,683)	(1,805)	(2,109)	(1,388)	
	課 税 台 帳・ 名 寄 帳・償 却 資 産 の 閲 覧	件数	-	-	-	-	542	
		金額	-	-	-	-	162,600	
	納 税 証 明	件数	11,657	11,810	11,040	11,817	11,048	
		金額	(6,775)	(6,387)	(6,190)	(5,997)	(6,146)	
		金額	1,473,000	1,636,500	1,470,000	1,755,300	1,481,400	

(注) 件数のうち()内は手数料免除分を再掲。

※1 本庁の固定資産評価額証明には住宅用家屋証明等を含む。

※2 本庁の納税証明には未納のない証明等を含む。

※3 平成28年度よりサービスセンターの時間外交付は終了している。

※4 平成29年3月31日に証明コーナーは廃止されている。

XII 徵 收 經 費



XII 徴収経費

徴収経費決算状況の推移

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度
税 収 入 額	(1) 市 税	77,892,183	77,459,503
	(2) 個人 の 県 民 税	15,233,625	15,465,971
	(3) 合 計	93,125,808	92,925,474
徴 税 費	(4) 基 本 給	408,912	406,397
	(5) 諸 手 当	262,472	252,369
	(ア) 超過勤務手当	7,117	11,187
	(イ) 税務特別手当	32	20
	(ウ) その他の手当	255,323	241,162
	(6) 共済組合負担金等	156,069	153,627
	(7) 報 酬	105,636	106,050
	(8) そ の 他	279	772
	(9) 小 計	933,368	919,215
	(10) 旅 費	4,350	4,425
	(11) 賃 金	44,789	43,900
	(12) そ の 他	234,797	236,321
	(13) 小 計	283,936	284,646
報奨金及びこれに類する経費	(14) 納期前納付の報奨金	-	-
	(15) 納税組合奨励金	-	-
	(16) 小 計	0	0
そ の 他	(17) そ の 他	221,634	221,117
合 計	(18) 合 計	1,438,938	1,424,978
県民税徴収取扱費	(19) 納税通知書等を基準にした金額	0	0
	(20) 徴収額を基準にした金額	2,005	1,696
	(21) 納税義務者数を基準にした金額	621,129	623,178
	(22) 合 計	623,134	624,874
純 徴 税 費	(23) (18) - (22)	815,804	800,104
税収入額に対する 徴 税 費 の 割 合	(24) (18) / (3)	1.5%	1.5%
	(25) (23) / (1)	1.0%	1.0%

課税状況調（39表）（単位：千円）

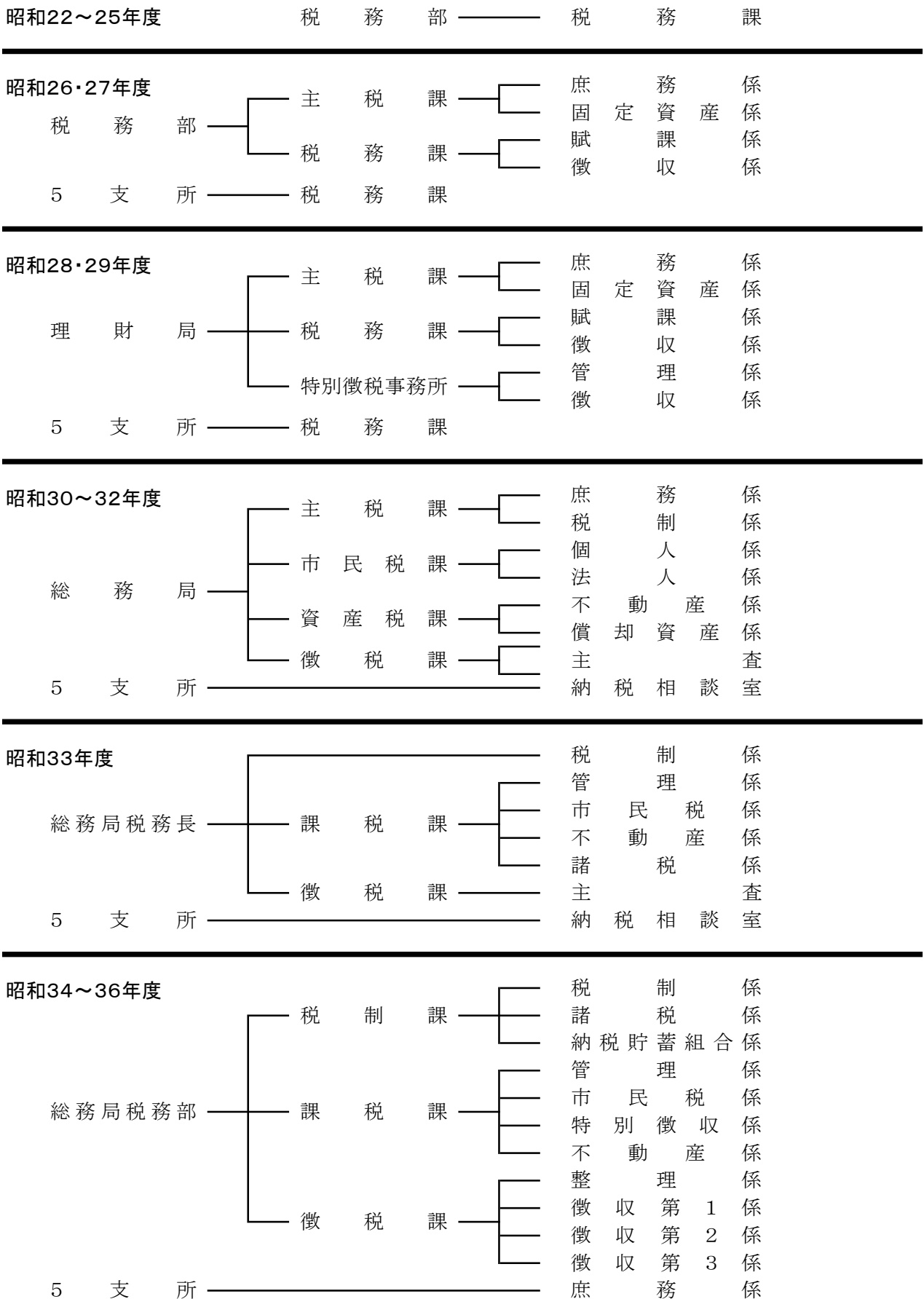
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度
77,659,392	78,767,750	79,238,902	80,591,085	79,557,367
15,682,779	15,816,457	16,195,754	16,688,447	17,005,777
93,342,171	94,584,207	95,434,656	97,279,532	96,563,144
404,339	390,062	392,067	395,786	409,193
248,778	241,757	253,978	261,084	306,437
9,164	9,879	13,552	12,393	28,259
44	32	23	31	185
239,570	231,846	240,403	248,660	277,993
149,348	149,708	149,199	152,415	164,660
114,327	107,962	107,149	104,097	125,453
499	275	1,066	767	460
917,291	889,764	903,459	914,149	1,006,203
4,748	4,146	3,873	3,946	3,898
40,877	42,795	43,645	42,559	0
230,957	231,855	308,212	315,047	250,147
276,582	278,796	355,730	361,552	254,045
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
0	0	0	0	0
232,158	188,384	222,347	261,249	316,539
1,426,031	1,356,944	1,481,536	1,536,950	1,576,787
0	0	0	0	0
687	881	738	654	446
628,326	643,989	649,635	660,147	663,720
629,013	644,870	650,373	660,801	664,166
797,018	712,074	831,163	876,149	912,621
1.5%	1.4%	1.6%	1.6%	1.6%
1.0%	0.9%	1.0%	1.1%	1.1%

XIII 稅 務 機 構

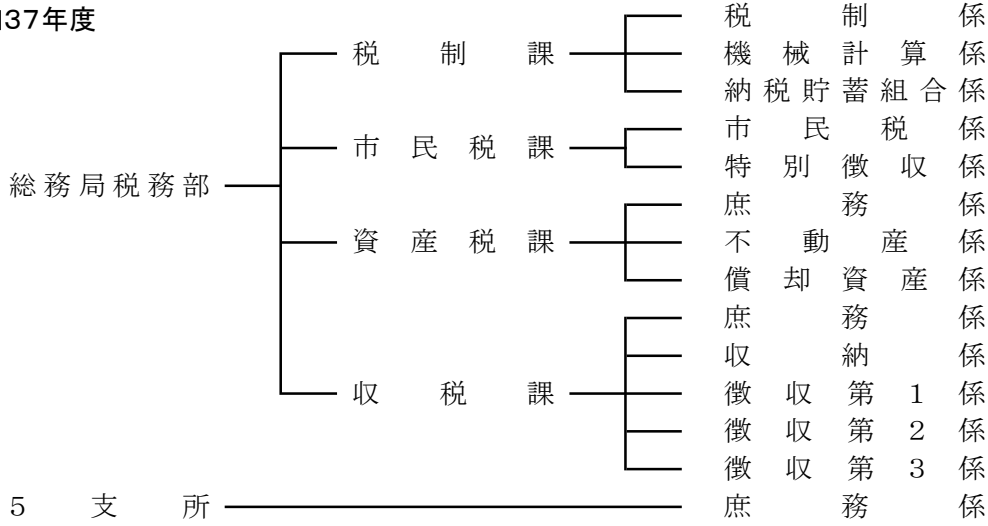


XIII 税務機構

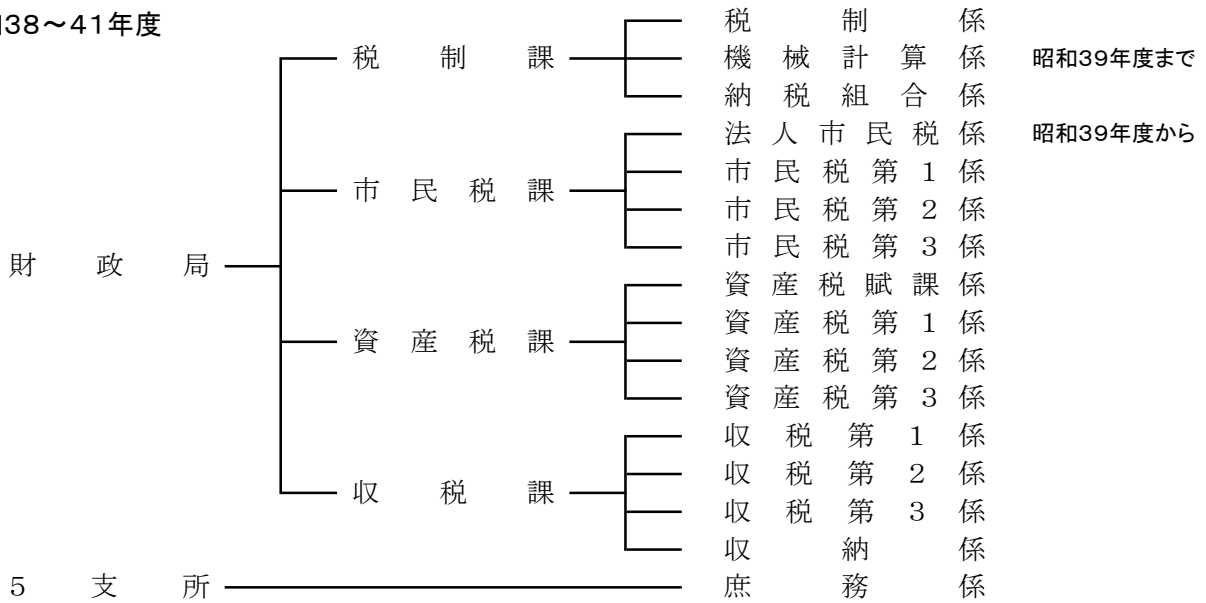
(1) 税務機構の変遷



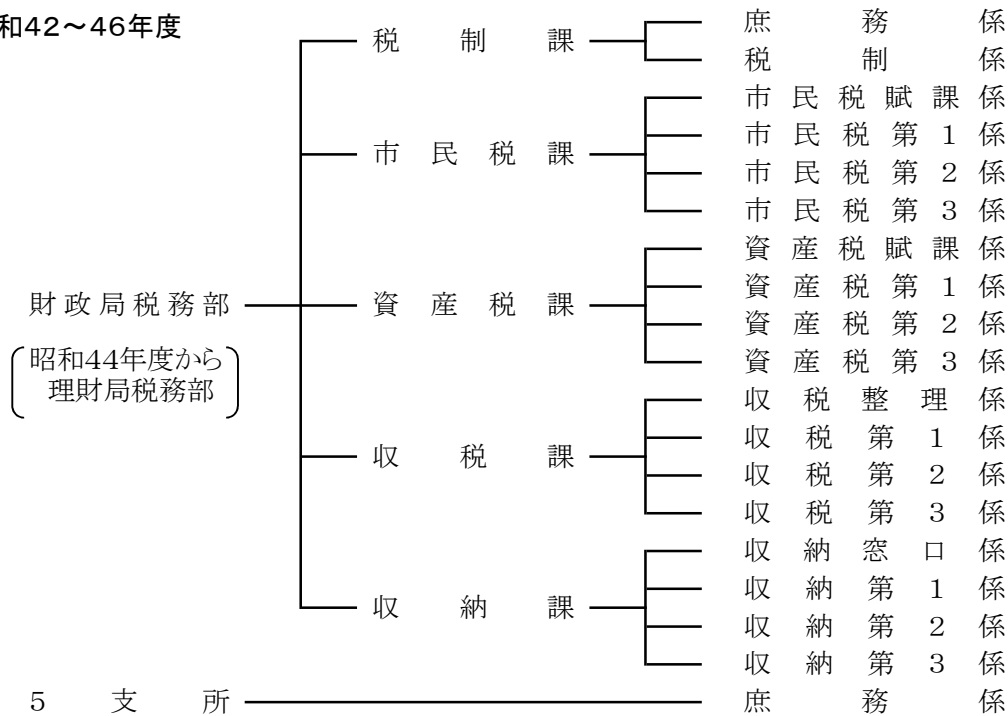
昭和37年度



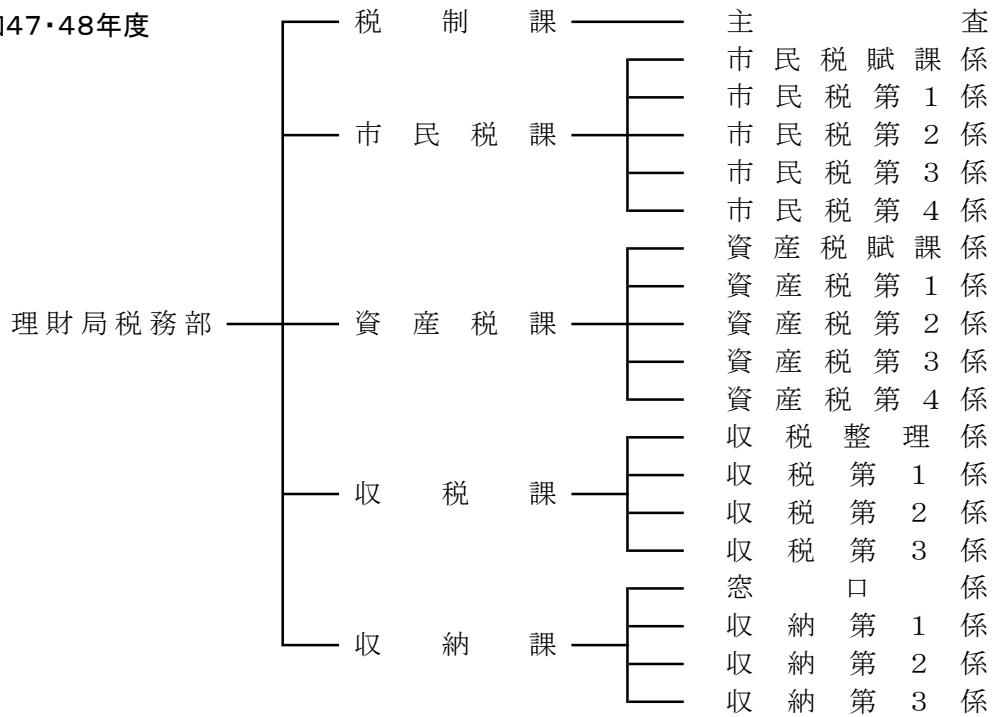
昭和38～41年度



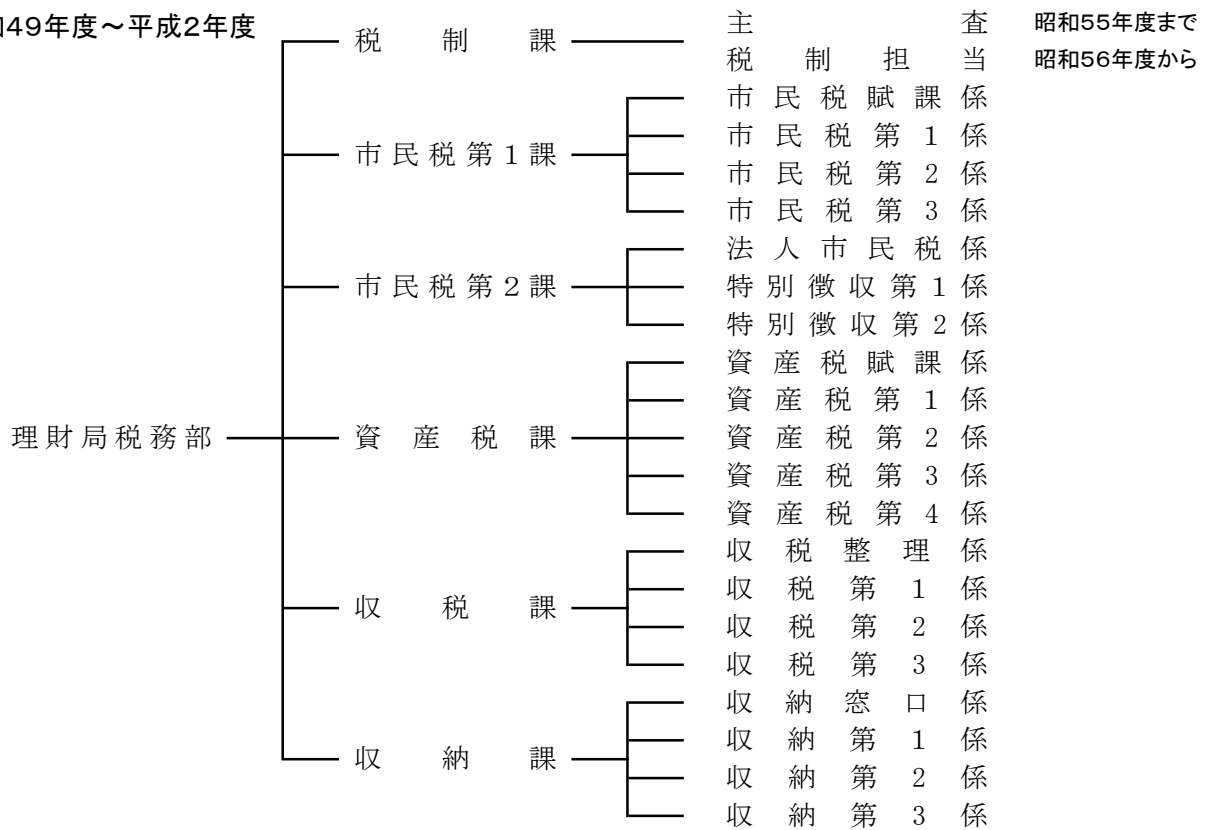
昭和42～46年度



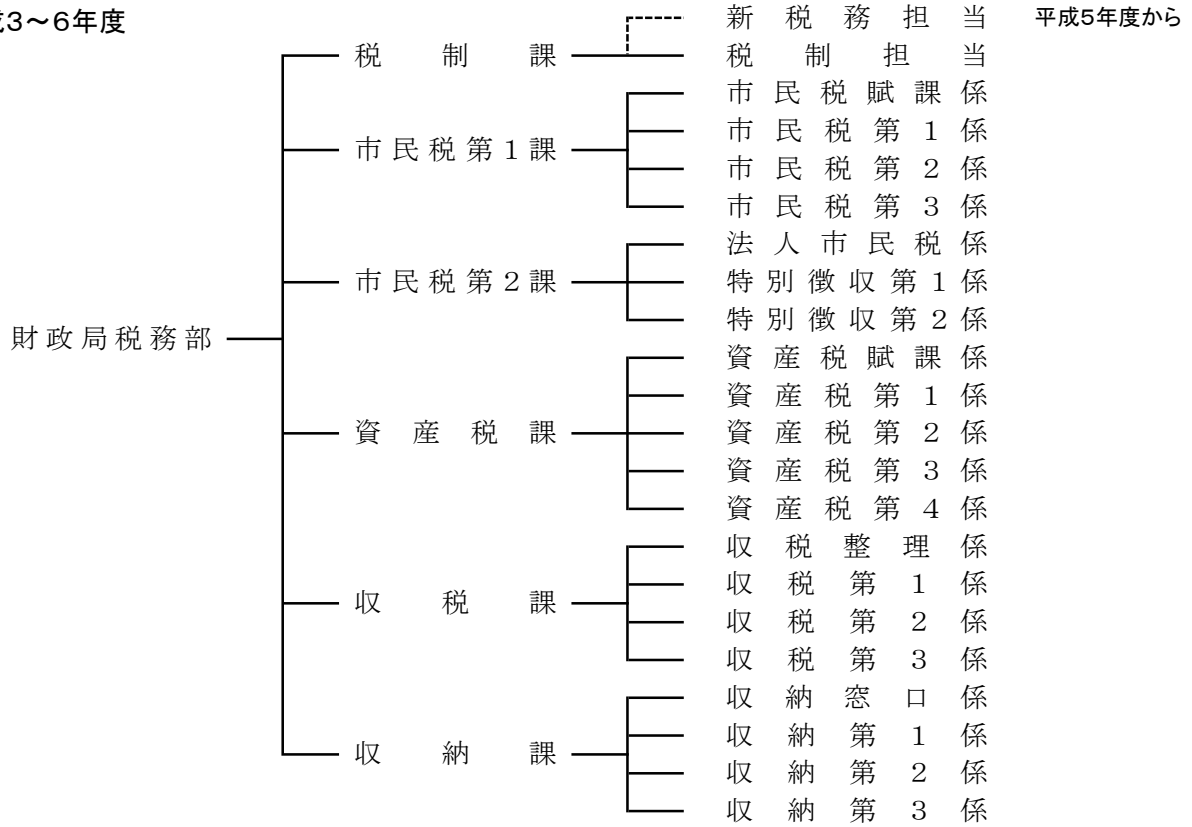
昭和47・48年度



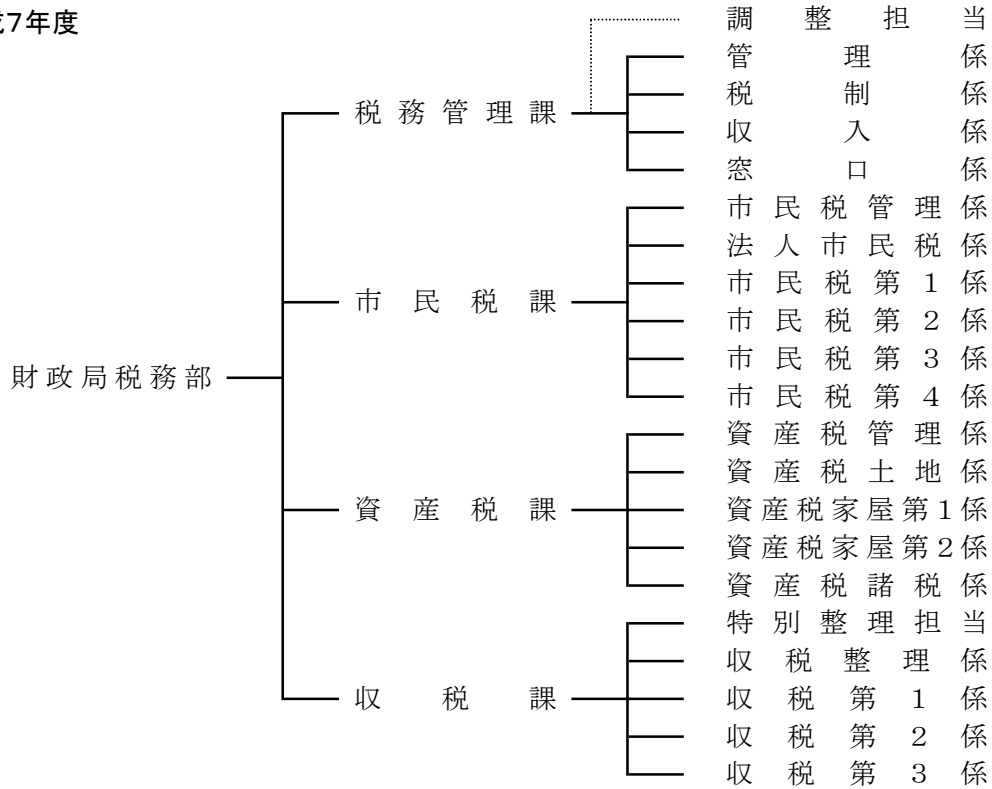
昭和49年度～平成2年度



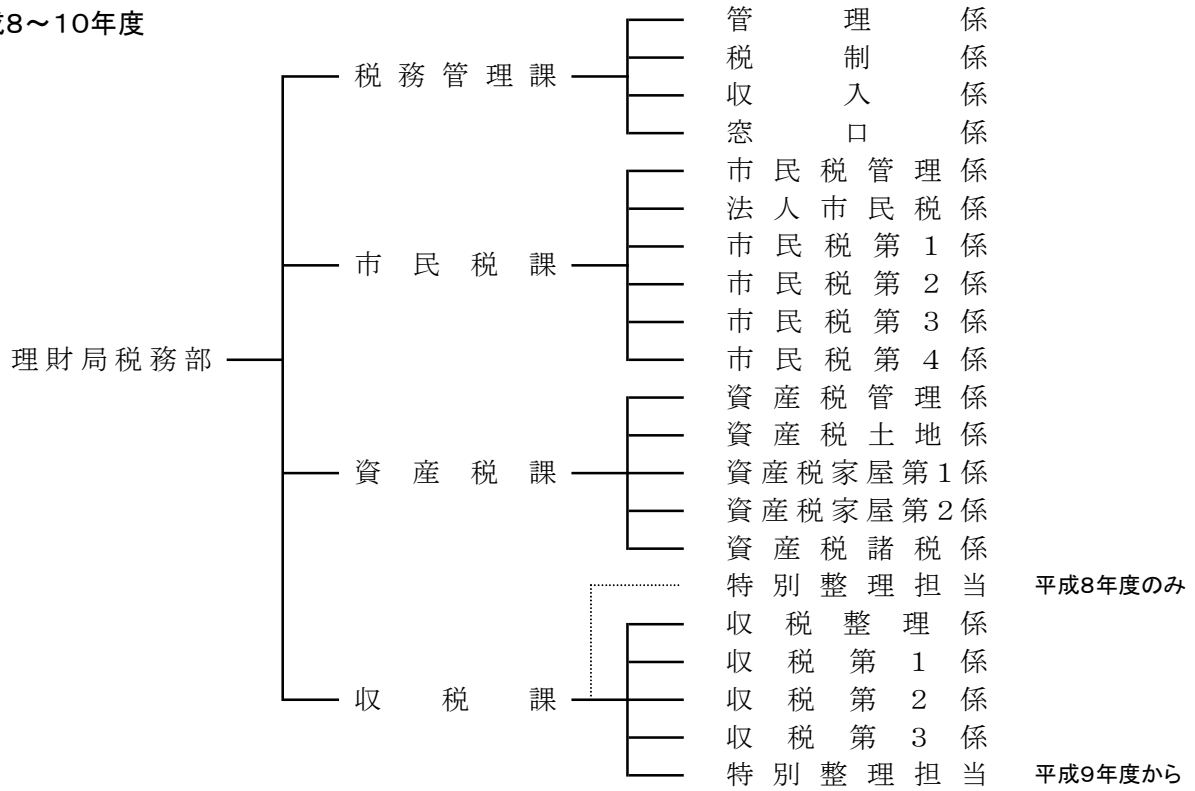
平成3～6年度



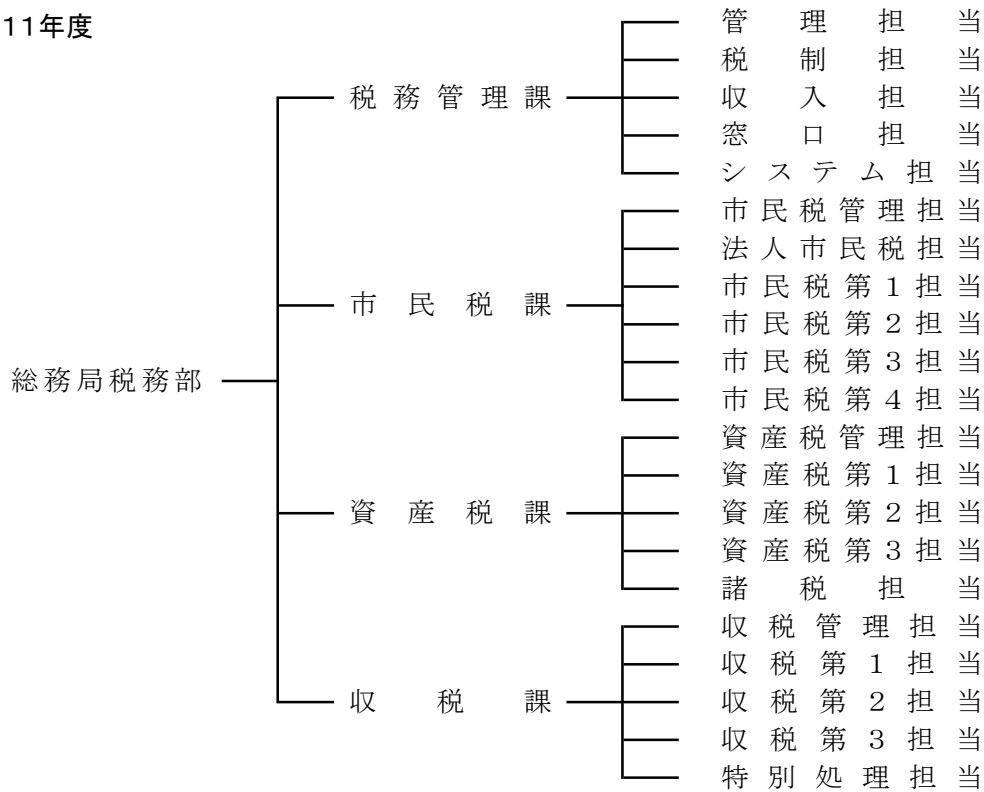
平成7年度



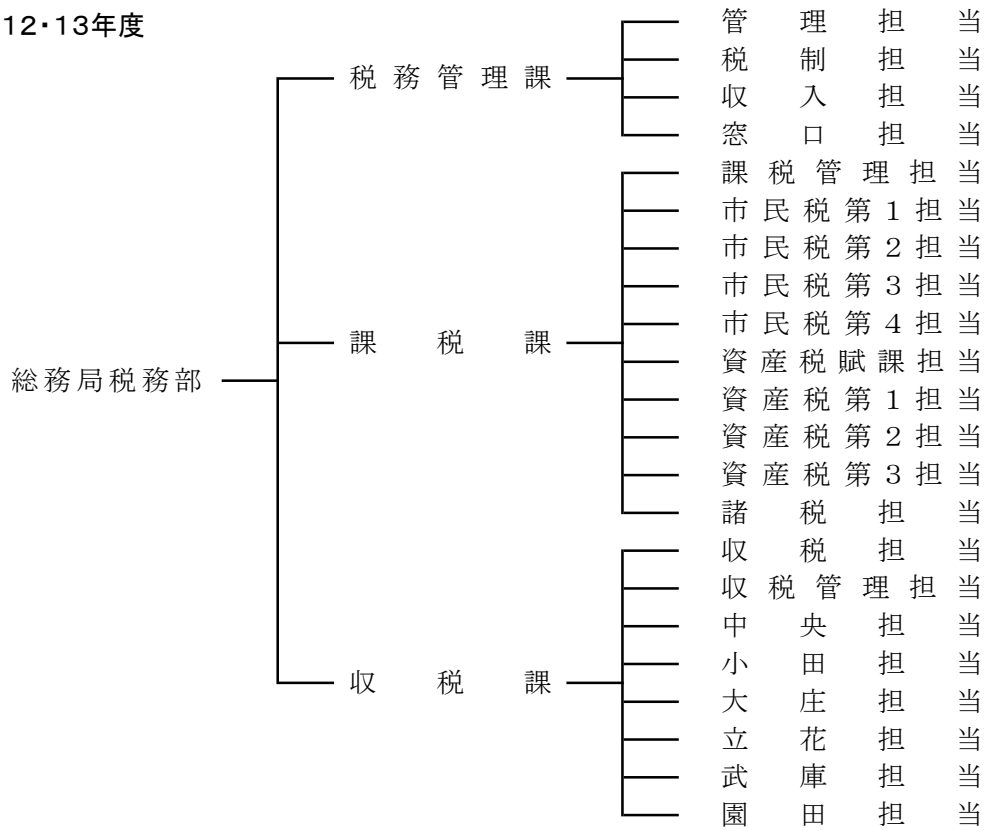
平成8～10年度



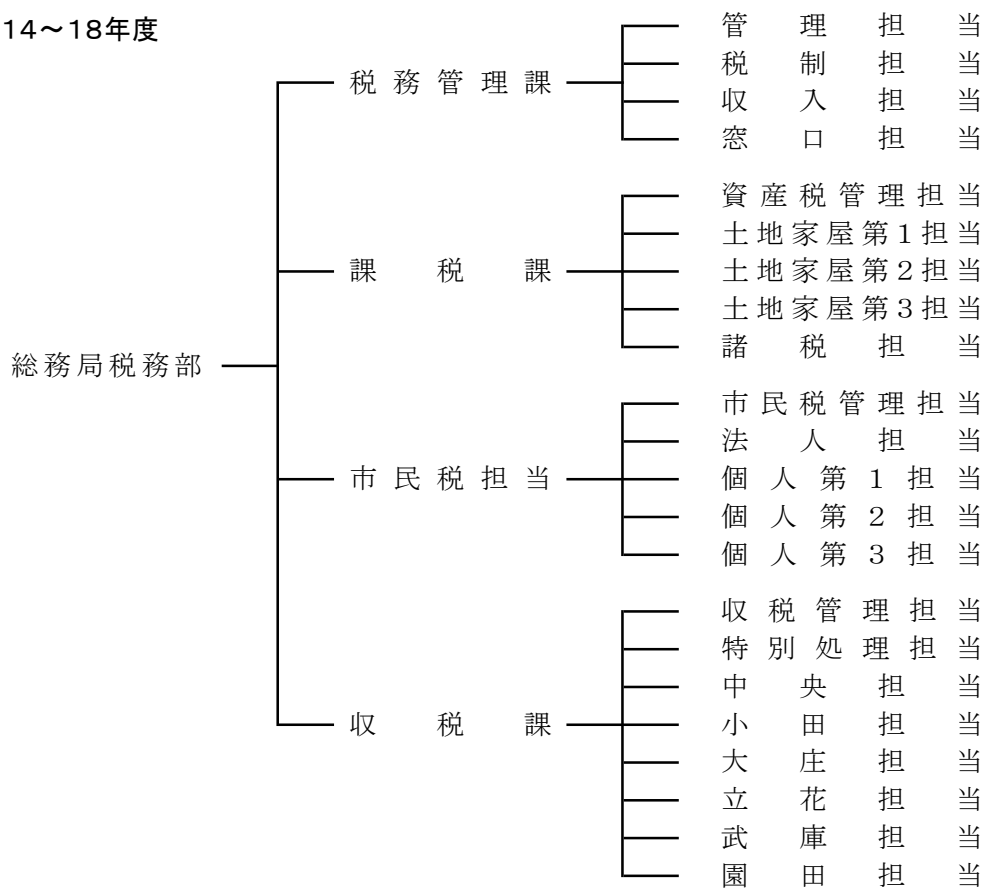
平成11年度



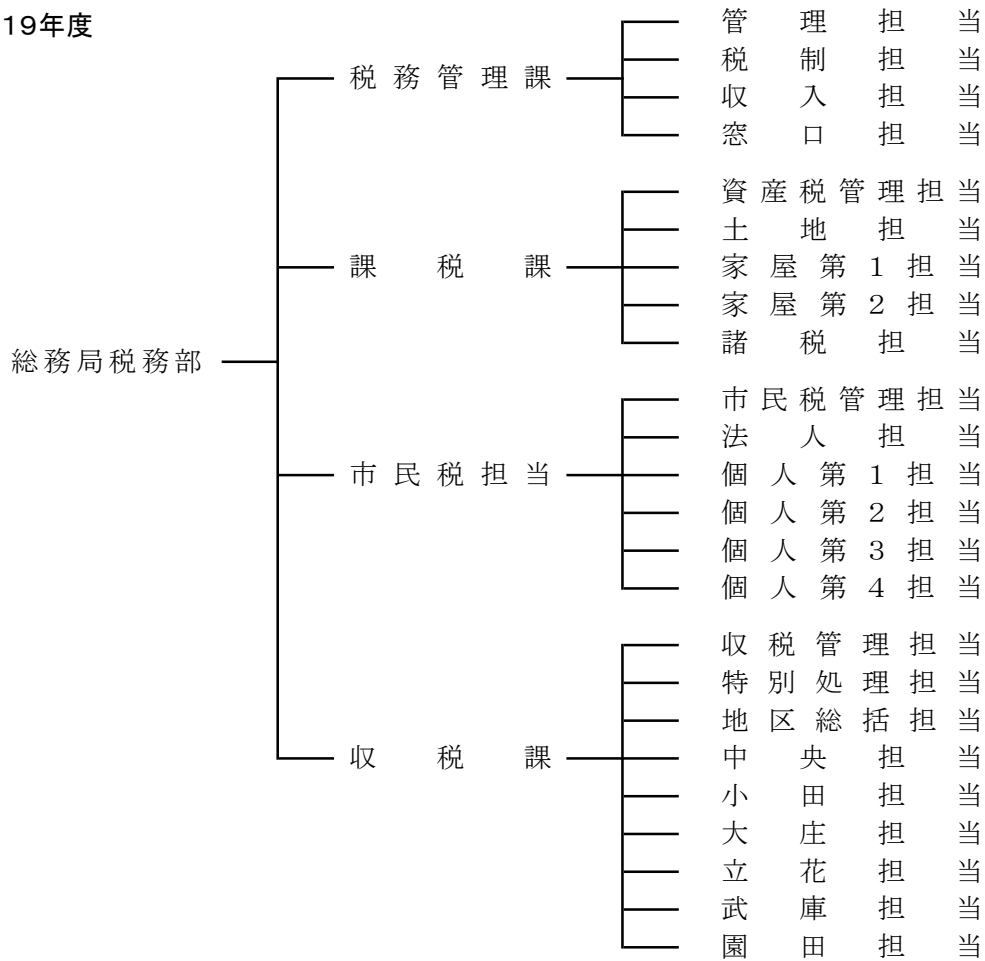
平成12・13年度



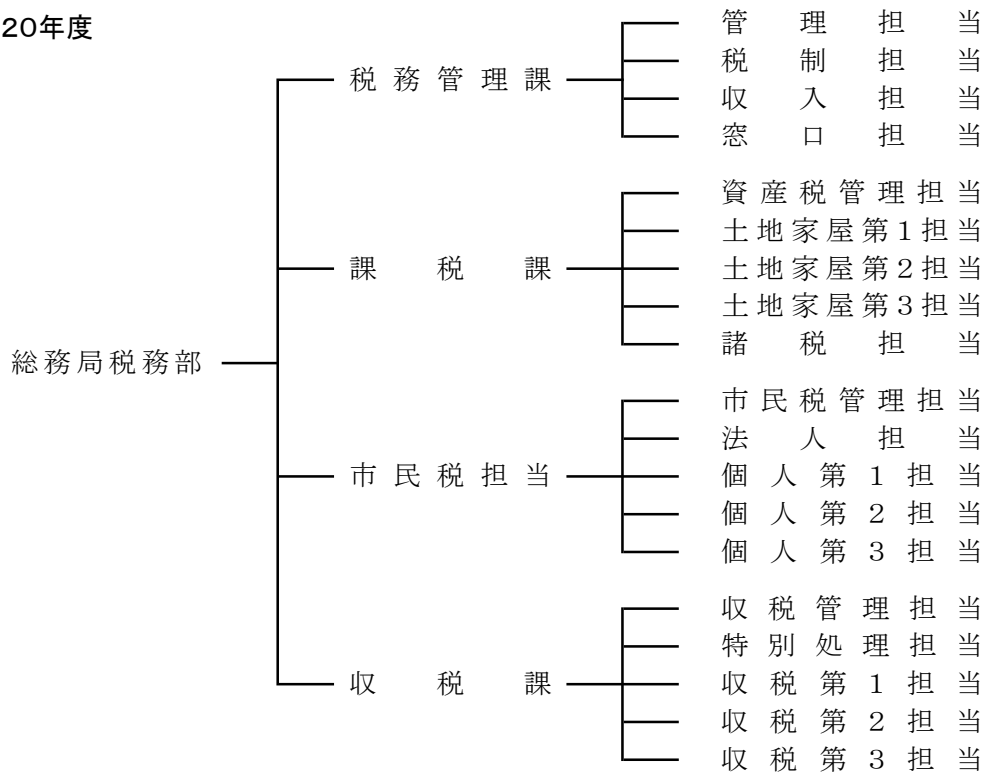
平成14～18年度



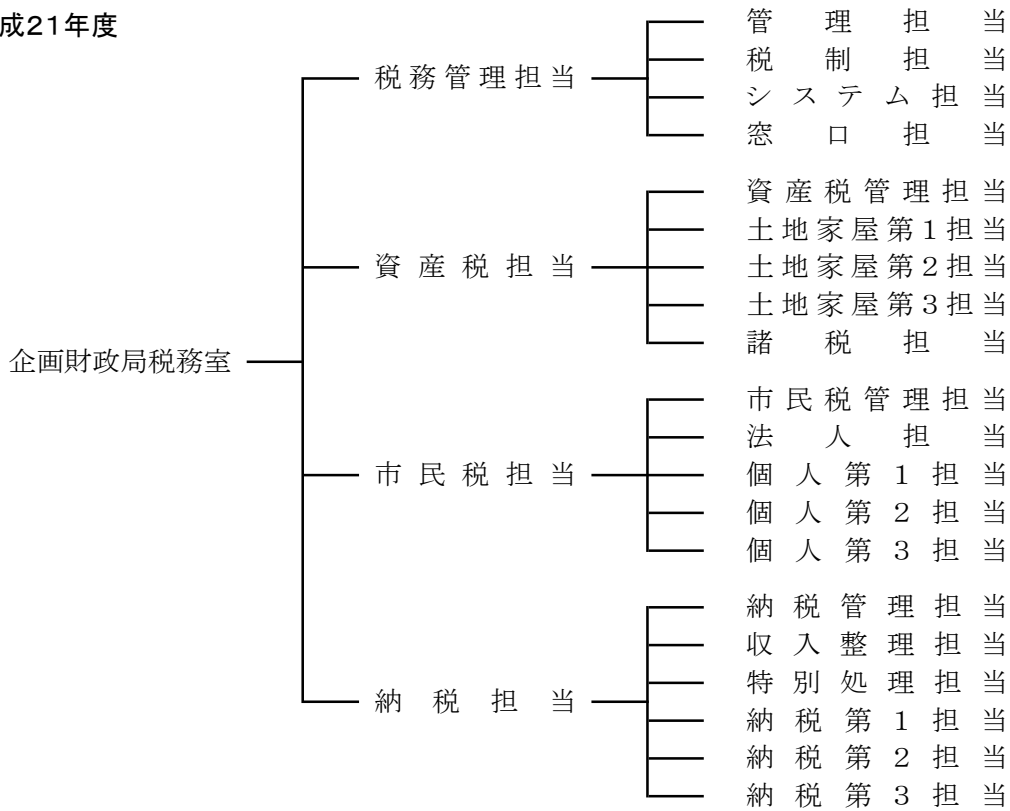
平成19年度



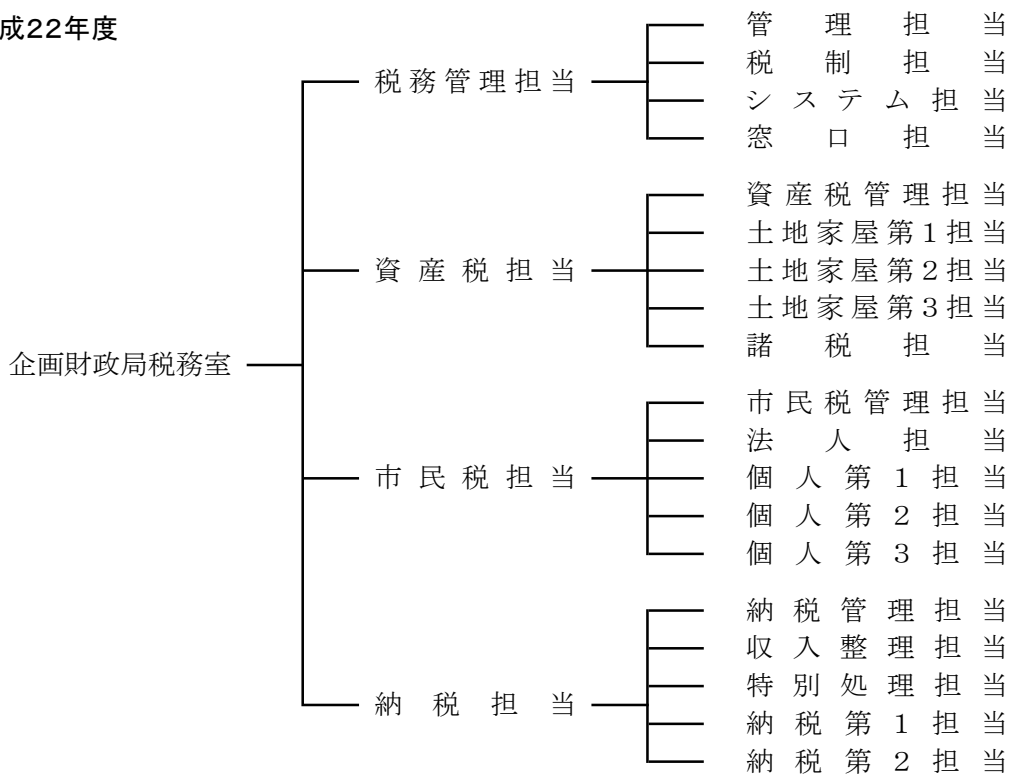
平成20年度



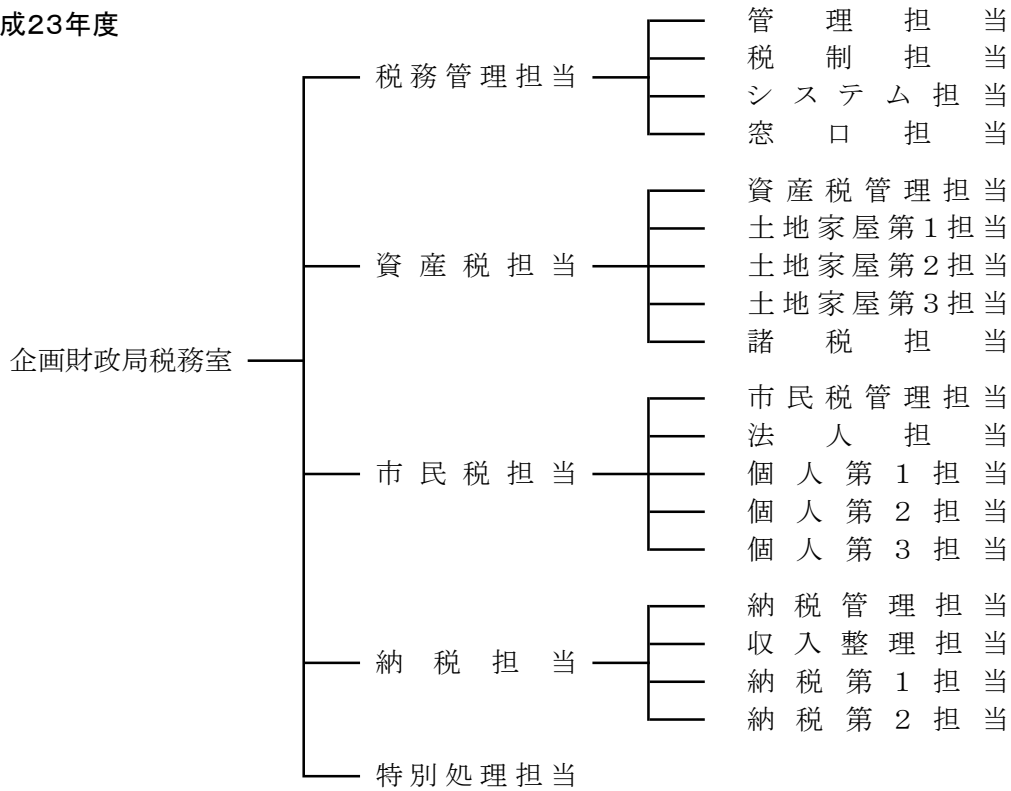
平成21年度



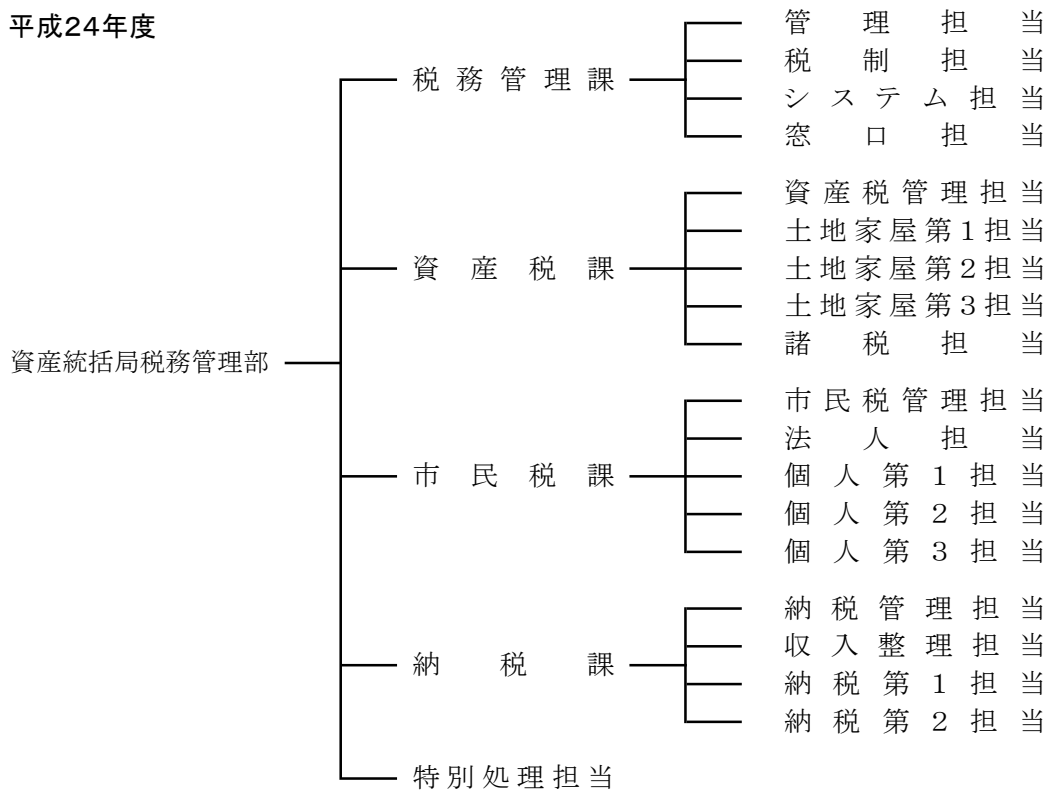
平成22年度



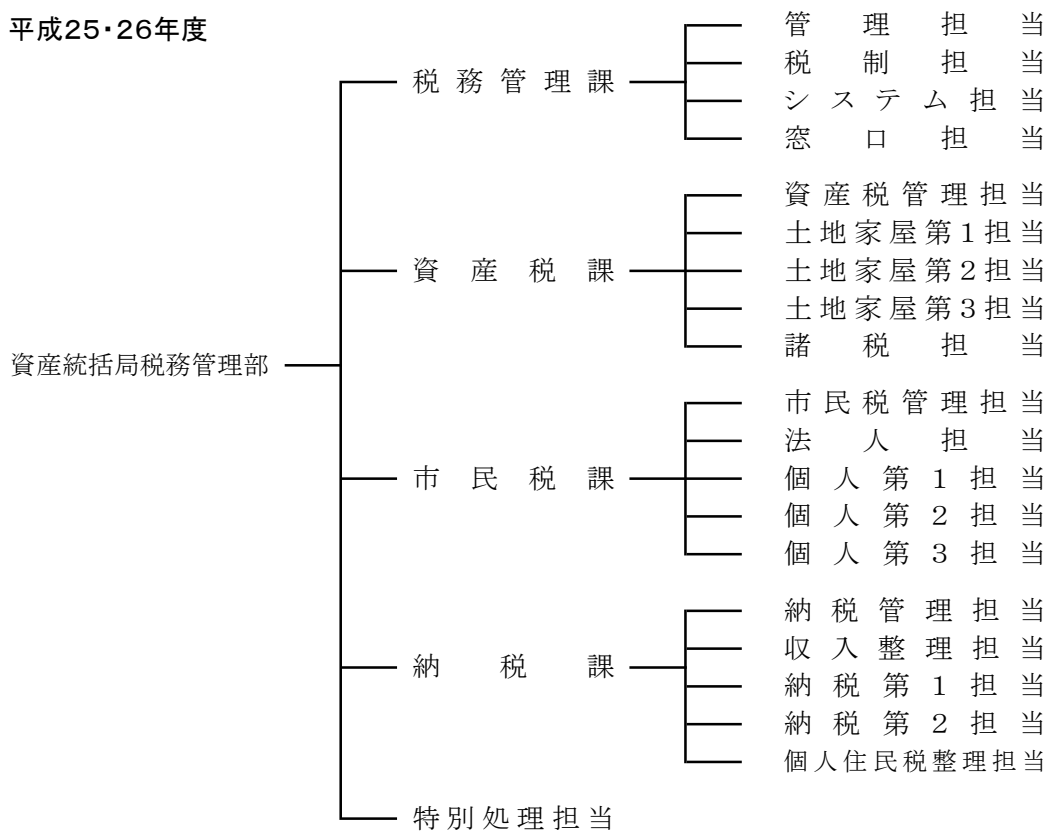
平成23年度



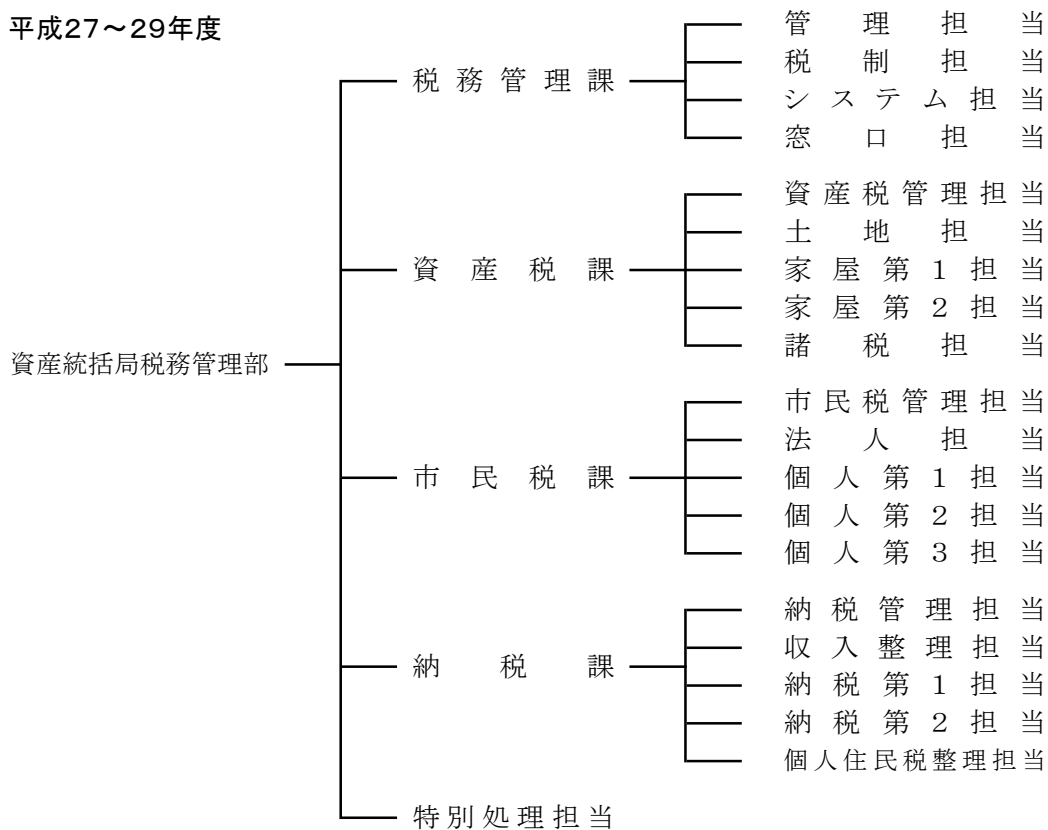
平成24年度



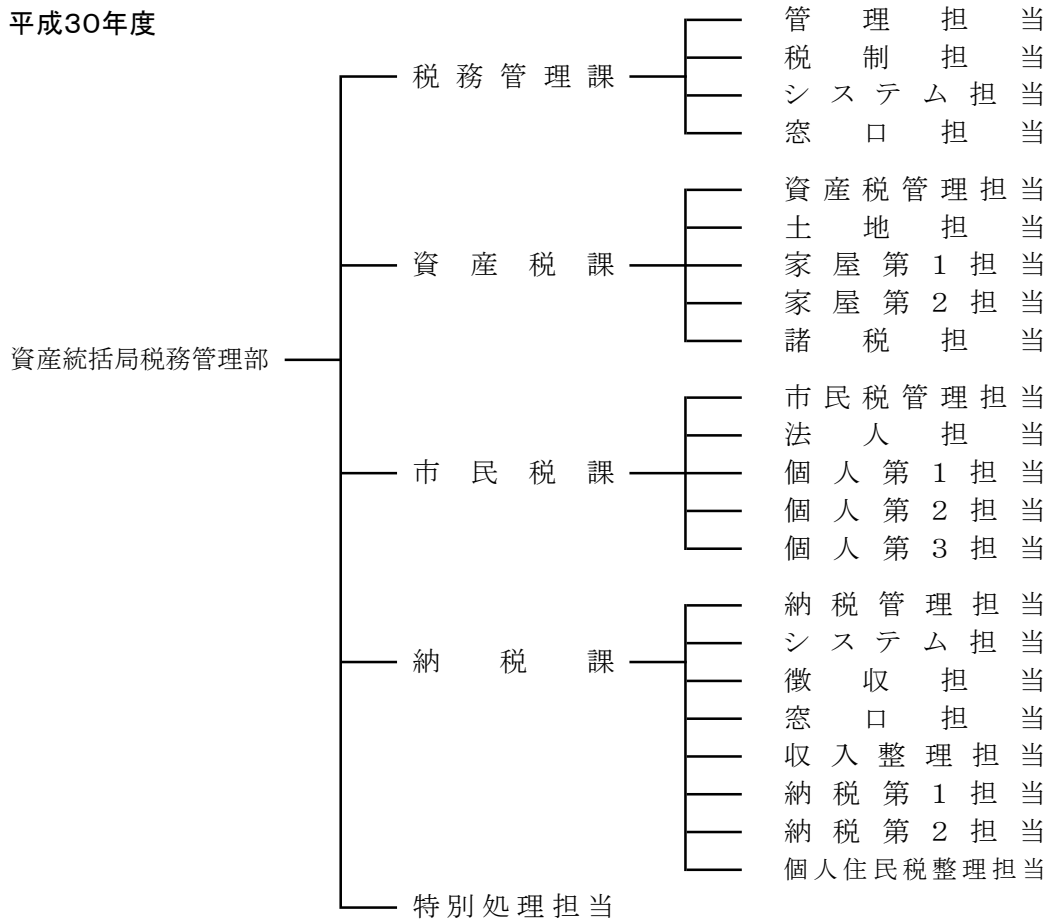
平成25・26年度



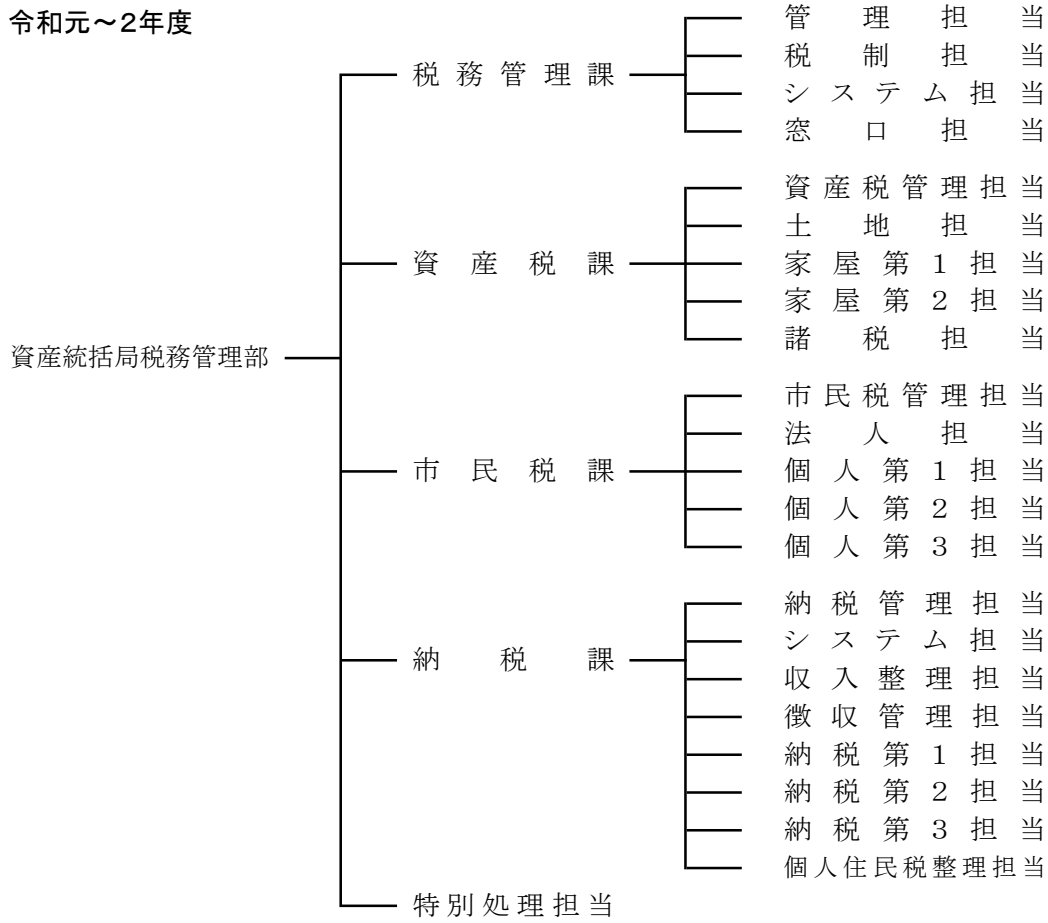
平成27～29年度



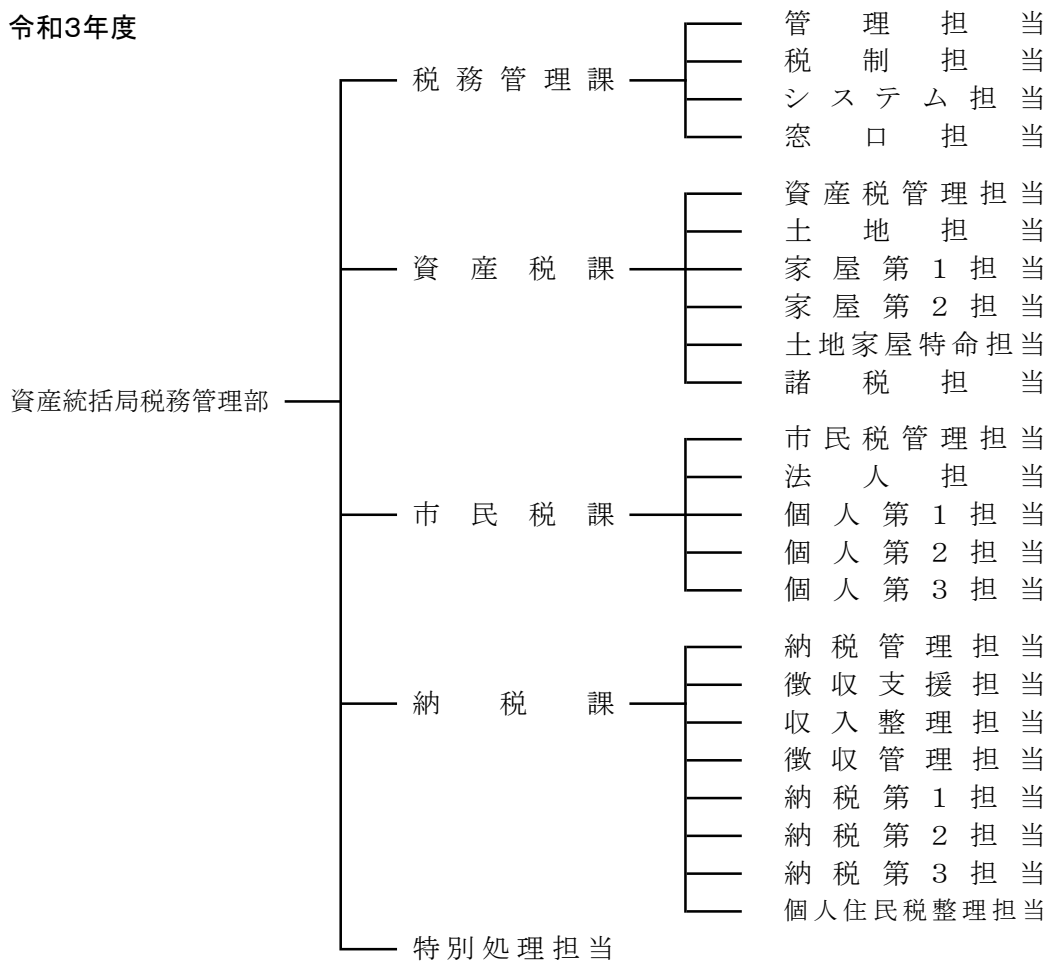
平成30年度



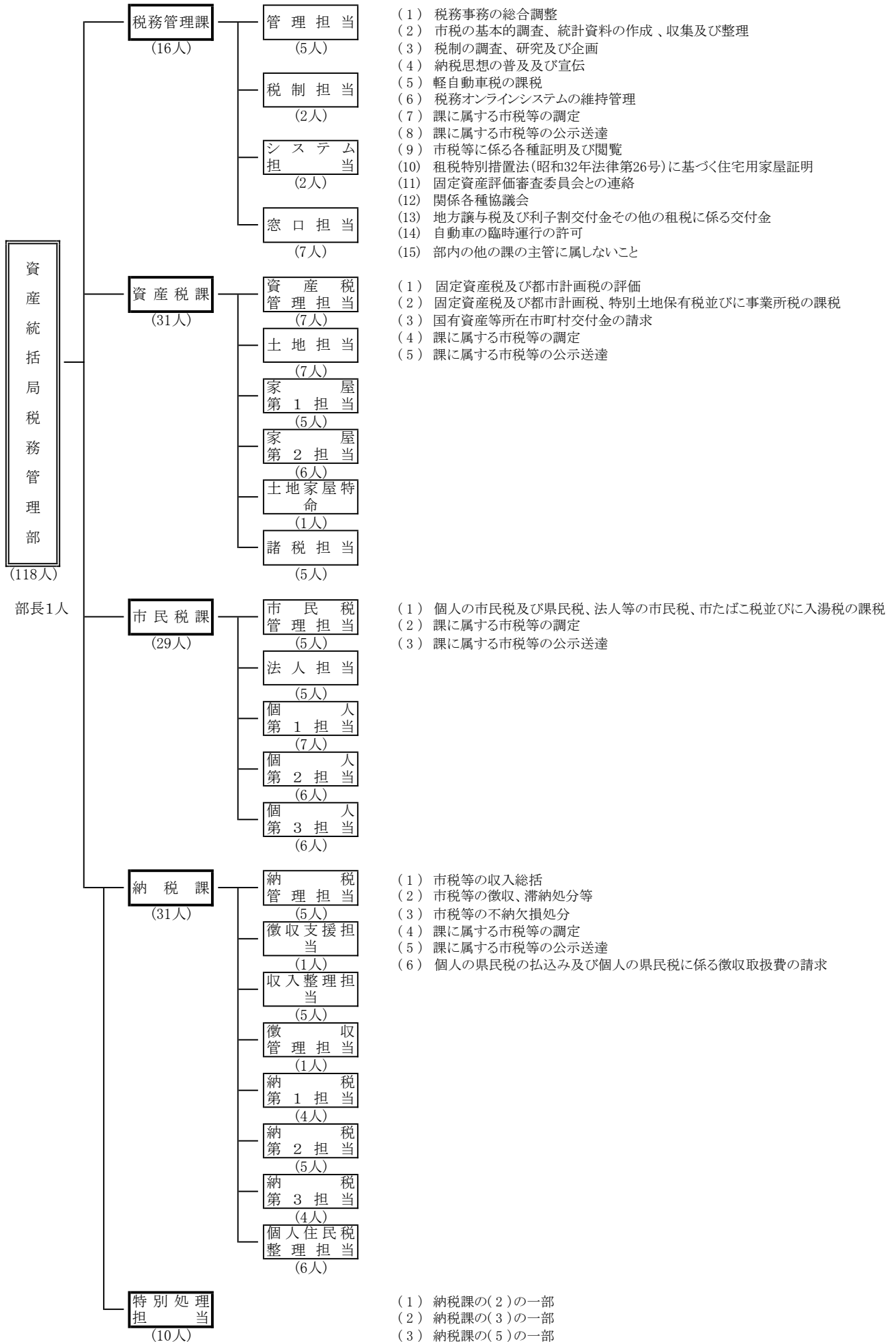
令和元～2年度



令和3年度



(2) 税務機構及び事務分掌(令和3年4月1日現在)



(注) ①管理担当、資産税管理担当、市民税管理担当、納税管理担当及び特別処理担当の人数には、担当課長を含む。

(3) 税務管理部(税務部・税務室)職員の課(担当)・係別人員内訳の推移

(単位:人)

課名	係名	29年度	課名	係名	30年度	課名	係名	令和元年度	課名	係名	令和2年度	課名	係名	令和3年度
税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	6	税務管理課	管理担当	5	税務管理課	管理担当	5
	税制担当	4		税制担当	4		税制担当	4		税制担当	3		税制担当	2
	システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2		システム担当	2
	窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	6		窓口担当	7		窓口担当	7
	計	18		計	18		計	18		計	17		計	16
資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	7	資産税課	資産税管理担当	8	資産税課	資産税管理担当	7
	土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7		土地担当	7
	家屋第1担当	6		家屋第1担当	6		家屋第1担当	6		家屋第1担当	5		家屋第1担当	5
	家屋第2担当	6		家屋第2担当	5		家屋第2担当	5		家屋第2担当	6		家屋第2担当	6
	諸税担当	5		諸税担当	5		諸税担当	6		諸税担当	6		土地家屋特命担当	1
													諸税担当	5
	計	31		計	30		計	31		計	32		計	31
市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	6	市民税課	市民税管理担当	5
	法人担当	6		法人担当	6		法人担当	6		法人担当	6		法人担当	5
	個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	6		個人第1担当	7
	個人第2担当	7		個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第2担当	6		個人第2担当	6
	個人第3担当	6		個人第3担当	7		個人第3担当	7		個人第3担当	7		個人第3担当	6
	計	31		計	31		計	31		計	31		計	29
納税課	納税管理担当	10	納税課	納税管理担当	4	納税課	納税管理担当	5	納税課	納税管理担当	6	納税課	納税管理担当	5
	収入整理担当	6		システム担当	1		システム担当	1		システム担当	1		徴収支援担当	1
	納税第1担当	5		徴収担当	1		収入整理担当	7		収入整理担当	5		収入整理担当	5
	納税第2担当	2		窓口担当	5		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1		徴収管理担当	1
	個人住民税整理担当	4		収入整理担当	6		納税第1担当	6		納税第1担当	5		納税第1担当	4
				納税第1担当	8		納税第2担当	4		納税第2担当	4		納税第2担当	5
				納税第2担当	2		納税第3担当	4		納税第3担当	5		納税第3担当	4
				個人住民税整理担当	5		個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	6		個人住民税整理担当	6
計	27	計	32	計	34	計	33	計	31					
特別処理担当		11	特別処理担当		10	特別処理担当		11	特別処理担当		10	特別処理担当		10
	計	38		計	10		計	11		計	10		計	10
合計		118	合計		121	合計		125	合計		123	合計		117

XIV 参 考



XIV 参 考

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その1)

区 分	平 成 2 8 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	20,697,000	100.8%	22,034,395	100.4%	21,278,361	101.0%
市 町 村 民 税	9,098,100	99.8%	9,928,202	99.7%	9,573,614	100.3%
個 人	7,215,000	101.1%	7,694,073	101.2%	7,365,130	102.0%
均 等 割	212,700	100.6%	227,638	100.6%	217,192	101.6%
所 得 割	7,002,300	101.1%	7,466,435	101.2%	7,147,938	102.0%
法 人	1,883,100	95.4%	2,234,129	95.0%	2,208,484	95.0%
均 等 割	400,600	102.6%	441,577	103.1%	433,264	103.4%
税 割	1,482,500	93.6%	1,792,552	93.1%	1,775,220	93.2%
固 定 資 産 税	8,815,600	101.2%	9,231,755	101.0%	8,893,464	101.6%
純固定資産税	8,725,700	101.3%	9,141,503	101.0%	8,803,212	101.6%
土 地	3,372,100	100.4%	3,515,589	99.3%	3,392,738	99.9%
家 屋	3,745,000	102.4%	3,945,348	101.9%	3,787,032	102.6%
償却資産	1,608,600	100.5%	1,680,566	102.4%	1,623,442	102.9%
交 付 金	89,900	99.1%	90,252	99.0%	90,252	99.0%
軽自動車税	244,200	122.2%	253,963	118.0%	238,411	119.1%
市町村たばこ税	917,100	101.8%	910,894	96.9%	910,876	97.3%
特別土地保有税	800	133.3%	14,417	123.0%	7,211	217.9%
入 湯 税	22,000	97.3%	23,089	98.0%	22,427	98.6%
事 業 所 税	361,200	100.1%	366,982	101.2%	365,941	101.3%
都 市 計 画 税	1,249,200	101.4%	1,300,243	100.8%	1,261,635	101.4%
そ の 他	-11,200	96.6%	4,850	92.3%	4,782	92.3%

(単位:百万円)

平成29年度						区 分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	
21,136,500	102.1%	22,165,150	100.6%	21,507,747	101.1%	総 計
9,344,000	102.7%	10,003,243	100.8%	9,694,911	101.3%	市 町 村 民 税
7,398,300	102.5%	7,756,006	100.8%	7,470,790	101.4%	個 人
215,600	101.4%	228,758	100.5%	220,007	101.3%	均 等 割
7,182,700	102.6%	7,527,248	100.8%	7,250,783	101.4%	所 得 割
1,945,700	103.3%	2,247,237	100.6%	2,224,121	100.7%	法 人
406,500	101.5%	447,424	101.3%	439,852	101.5%	均 等 割
1,539,200	103.8%	1,799,813	100.4%	1,784,269	100.5%	税 割
8,984,400	101.9%	9,319,018	100.9%	9,025,404	101.5%	固 定 資 産 税
8,895,700	101.9%	9,230,920	101.0%	8,937,306	101.5%	純固定資産税
3,364,100	99.8%	3,490,846	99.3%	3,387,198	99.8%	土 地
3,849,000	102.8%	4,021,255	101.9%	3,882,528	102.5%	家 屋
1,682,600	104.6%	1,718,819	102.3%	1,667,580	102.7%	償 却 資 産
88,700	98.7%	88,098	97.6%	88,098	97.6%	交 付 金
250,600	102.6%	264,231	104.0%	248,597	104.3%	軽自動車税
922,800	100.6%	862,328	94.7%	862,315	94.7%	市町村たばこ税
1,700	212.5%	6,144	42.6%	585	8.1%	特別土地保有税
22,300	101.4%	23,267	100.8%	22,689	101.2%	入 湯 税
366,600	101.5%	372,118	101.4%	371,200	101.4%	事 業 所 税
1,257,500	100.7%	1,309,385	100.7%	1,276,694	101.2%	都 市 計 画 税
-13,400	119.6%	5,416	111.7%	5,352	111.9%	そ の 他

(1) 全国市町村税の税目別収入額推移(その2)

区 分	平 成 3 0 年 度					
	計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比
総 計	21,809,200	103.2%	23,005,567	103.8%	22,423,452	104.3%
市 町 村 民 税	9,974,800	106.8%	10,807,653	108.0%	10,532,437	108.6%
個 人	7,983,300	107.9%	8,362,739	107.8%	8,105,655	108.5%
均 等 割	218,500	101.3%	230,123	100.6%	222,468	101.1%
所 得 割	7,764,800	108.1%	8,132,616	108.0%	7,883,187	108.7%
法 人	1,991,500	102.4%	2,444,914	108.8%	2,426,782	109.1%
均 等 割	415,600	102.2%	449,064	100.4%	442,282	100.6%
税 割	1,575,900	102.4%	1,995,850	110.9%	1,984,500	111.2%
固 定 資 産 税	9,030,600	100.5%	9,340,274	100.2%	9,083,165	100.6%
純固定資産税	8,943,400	100.5%	9,252,870	100.2%	8,995,762	100.7%
土 地	3,436,800	102.2%	3,537,630	101.3%	3,447,783	101.8%
家 屋	3,812,400	99.0%	3,969,958	98.7%	3,849,771	99.2%
償 却 資 産	1,694,200	100.7%	1,745,282	101.5%	1,698,208	101.8%
交 付 金	87,200	98.3%	87,404	99.2%	87,403	99.2%
軽 自 動 車 税	260,400	103.9%	273,483	103.5%	258,116	103.8%
市町村たばこ税	861,400	93.3%	850,249	98.6%	850,246	98.6%
特別土地保有税	800	47.1%	5,252	85.5%	169	28.9%
入 湯 税	22,700	101.8%	22,873	98.3%	22,364	98.6%
事 業 所 税	372,500	101.6%	379,026	101.9%	378,270	101.9%
都 市 計 画 税	1,304,300	103.7%	1,319,418	100.8%	1,291,420	101.2%
そ の 他	-18,300	136.6%	7,339	135.5%	7,265	135.7%

※計画額の「その他」には東日本大震災による減免等を平成28年度は△13,200百万円、平成29年度は△15,500百万円、平成30年度は△20,100百万円、令和元年度は△17,900百万円、令和2年度は△19,200百万円を含む。

(単位:百万円)

令和元年度						令和2年度		区分
計画額	前年比	調定額	前年比	決算額	前年比	計画額	前年比	
22,260,600	102.1%	23,408,159	101.7%	22,867,795	102.0%	22,308,600	100.2%	総計
10,258,400	102.8%	10,979,721	101.6%	10,720,345	101.8%	10,049,700	98.0%	市町村民税
8,223,500	103.0%	8,567,579	102.4%	8,325,135	102.7%	8,374,000	101.8%	個人
222,000	101.6%	232,201	100.9%	225,147	101.2%	224,400	101.1%	均等割
8,001,500	103.0%	8,335,378	102.5%	8,099,988	102.8%	8,149,600	101.9%	所得割
2,034,900	102.2%	2,412,143	98.7%	2,395,210	98.7%	1,675,700	82.3%	法人
423,500	101.9%	452,215	100.7%	445,686	100.8%	436,200	103.0%	均等割
1,611,400	102.3%	1,959,928	98.2%	1,949,524	98.2%	1,239,500	76.9%	税割
9,159,300	101.4%	9,522,165	101.9%	9,286,049	102.2%	9,356,000	102.1%	固定資産税
9,072,100	101.4%	9,434,918	102.0%	9,198,802	102.3%	9,269,500	102.2%	純固定資産税
3,470,700	101.0%	3,566,580	100.8%	3,485,345	101.1%	3,496,700	100.7%	土地
3,900,500	102.3%	4,068,821	102.5%	3,957,813	102.8%	4,027,500	103.3%	家屋
1,700,900	100.4%	1,799,517	103.1%	1,755,643	103.4%	1,745,300	102.6%	償却資産
87,200	100.0%	87,247	99.8%	87,247	99.8%	86,500	99.2%	交付金
269,900	103.6%	284,412	104.0%	269,231	104.3%	287,300	106.4%	軽自動車税
874,500	101.5%	853,881	100.4%	853,879	100.4%	878,600	100.5%	市町村たばこ税
200	25.0%	2,662	50.7%	192	113.6%	200	100.0%	特別土地保有税
22,400	98.7%	23,099	101.0%	22,498	100.6%	23,000	102.7%	入湯税
379,100	101.8%	387,604	102.3%	386,702	102.2%	388,400	102.5%	事業所税
1,313,000	100.7%	1,343,358	101.8%	1,317,728	102.0%	1,343,100	102.3%	都市計画税
-16,200	88.5%	11,257	153.4%	11,171	153.8%	-17,700	109.3%	その他

(2) 全国と尼崎市の市税収入率比較(決算)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和 2年度
	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	全 国	尼 崎	尼 崎
市 町 村 税	96.0%	94.2%	96.6%	94.8%	97.0%	95.5%	97.5%	96.2%	97.7%	96.8%	96.7%
市 町 村 民 税	95.9%	92.6%	96.4%	93.4%	96.9%	94.1%	97.5%	94.7%	97.6%	95.5%	95.6%
個人均等割	94.5%	91.7%	95.4%	92.3%	96.2%	92.9%	96.7%	93.7%	97.0%	94.5%	95.0%
個人所得割	95.0%	91.0%	95.7%	92.0%	96.3%	92.7%	96.9%	93.5%	97.2%	94.4%	95.0%
法人均等割	97.9%	98.6%	98.1%	98.8%	98.3%	99.1%	98.5%	99.2%	98.6%	99.2%	98.4%
法人税割	99.0%	98.5%	99.0%	98.6%	99.1%	99.0%	99.4%	99.3%	99.5%	99.3%	98.3%
固 定 資 産 税	95.7%	94.7%	96.3%	95.3%	96.8%	96.2%	97.2%	96.9%	97.5%	97.5%	97.1%
純固定資産税	95.7%	94.7%	96.3%	95.3%	96.8%	96.2%	97.2%	96.9%	97.5%	97.4%	97.1%
土 地	95.9%	93.8%	96.5%	94.5%	97.0%	95.5%	97.5%	96.5%	97.7%	97.0%	97.0%
家 屋	95.3%	94.0%	96.0%	94.6%	96.6%	95.7%	97.0%	96.4%	97.3%	97.0%	97.0%
償却資産	96.1%	99.6%	96.6%	99.6%	97.0%	99.7%	97.3%	99.8%	97.6%	99.8%	97.5%
交 付 金	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
軽自動車税	93.1%	88.0%	93.9%	90.0%	94.1%	90.2%	94.4%	90.6%	94.7%	90.8%	95.3%
市町村たばこ税	99.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
特別土地保有税	28.2%	-	50.0%	-	9.5%	-	3.2%	-	7.2%	-	-
入 湯 税	96.5%	32.8%	97.1%	32.0%	97.5%	31.3%	97.8%	100.0%	97.4%	100.0%	100.0%
事 業 所 税	99.6%	99.9%	99.7%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	100.0%	99.2%
都 市 計 画 税	96.5%	93.9%	97.0%	94.6%	97.5%	95.6%	97.9%	96.4%	98.1%	97.0%	97.0%

(4) 地方税制の変遷(市町村税関係)

年度		24	25	26	27	28
税目	市町村	税率				
		個人	法人	個人	法人	個人
市町村	個人			・ 防災・減災事業の財源確保のため均等割を500円引上げ		
	法人			・ 法人税割に係る税率の引下げ(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)		
市民	個人					
	その他	・ 退職所得に係る10%税額控除の廃止(平成25年1月1日以降に支払われる退職手当等に適用)				
固定資産税				・ 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設		
市町村	たばこ税		<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,495円 (県たばこ税からの税源移譲)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月1日以降の売渡し分からの税率 紙巻きたばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ 1,000本につき2,925円
その他				<ul style="list-style-type: none"> ・ 三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の税率の引上げ(新規取得車両のみ) ・ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入(軽減対象は平成28年度分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車に係る軽自動車税の税率の引上げ ・ 三輪及び四輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の経年重課の導入 ・ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の1年間延長(平成29年度分) 	

29	30	令和元	令和2	令和3
	・県費負担教職員制度に係る給与負担事務の移譲に伴う政令指定都市所在都道府県から政令指定都市への税源移譲			
		・法人税割に係る税率の引下げ(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)		
・耐震改修・省エネ改修を行った既存住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合に係る固定資産税の減額措置の拡充			事業用小規模太陽光発電設備に対する課税免除廃止	
<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき3,355円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻きたばこ <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき4,000円 10月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき4,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき4,000円 10月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻きたばこ <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,692円 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき5,692円 10月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき6,122円 令和2年10月1日以降の軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> 1本あたり0.7グラム未満のもの <ul style="list-style-type: none"> ⇒紙巻たばこ0.7本に換算 1本あたり0.7グラム以上のもの <ul style="list-style-type: none"> ⇒重量比例課税 	<ul style="list-style-type: none"> 4月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき6,122円 10月1日以降の売渡し分からの税率 <ul style="list-style-type: none"> 紙巻きたばこ等 <ul style="list-style-type: none"> 1,000本につき6,552円 令和3年10月1日以降の軽量な葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> 1本あたり1グラム未満のもの <ul style="list-style-type: none"> ⇒紙巻たばこ1本に換算 1本あたり1グラム以上のもの <ul style="list-style-type: none"> ⇒重量比例課税
		<ul style="list-style-type: none"> 10月1日以降に取得する三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を導入(現行の軽自動車税は令和2年度分から種別割に改まる) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長(令和2年度・3年度分) 森林環境譲与税の導入(森林環境税は令和6年度から導入) 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の6月延長(令和3年3月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置(1%の軽減措置)の適用期限の9月延長(令和3年12月31日まで) 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の2年間延長等(令和4年度・5年度分)

(5) 住民税及び所得税の諸控除一覧
ア 所得控除

年 度	平成 19	20	21	22	23	24
基礎	所得税	380,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	330,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
配偶者 扶養	配偶者控除 (一般)	380,000円 (70歳以上) 480,000円				配偶者控除 (一般) 380,000円 (70歳以上) 480,000円
	扶養控除 (一般)	380,000円 (16歳～22歳) 630,000円 (70歳以上) 480,000円 (同居老親等) 580,000円	同 左	同 左	同 左	扶養控除 (16歳～18歳) 380,000円 (19歳～22歳) 630,000円 (23歳～69歳) 380,000円 (70歳以上) 480,000円 (同居老親等) 580,000円
所得税	配偶者特別控除	380,000円以内				配偶者特別控除 380,000円以内
	住民税	配偶者控除 (一般) 330,000円 (70歳以上) 380,000円 扶養控除 (一般) 330,000円 (16歳～22歳) 450,000円 (70歳以上) 380,000円 (同居老親等) 450,000円 同居特別障害者 (上記の額に) 230,000円加算 配偶者特別控除 330,000円以内	同 左	同 左	同 左	同 左
障害者 基礎 (夫) 勤労学生 老年者	障害者・寡婦 (夫)・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同 左	同 左	同 左	障害者・寡婦 (夫)・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 (非同居) 400,000円 特別障害者 (同居) 750,000円	同 左
	障害者・寡婦 (夫)・勤労学生 270,000円 特別寡婦 350,000円 特別障害者 400,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	障害者・寡婦 (夫)・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円 特別障害者 (非同居) 300,000円 特別障害者 (同居) 530,000円
社会 保険料	所得 税・ 住民税	1年中に支払った金額の金額	同 左	同 左	同 左	同 左
小規模 企業共済 等掛金	所得 税・ 住民税	1年中に支払った小規模企業共済等掛金の金額	同 左	同 左	同 左	同 左
生命 保険料等	所得税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額 (昭和55年分から) 25,000円以下 支払額の金額 50,000円以下 支払額×1/2+12,500円 100,000円以下 支払額×1/4+25,000円 100,000円超 50,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=100,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	○ 旧契約 (平成23年12月31日以前の契約) に基づく控除額は、従前のとおり ○ 新契約 (平成24年1月1日以後の契約) に基づく控除額 20,000円以下 支払額の金額 40,000円以下 支払額×1/2+10,000円 80,000円以下 支払額×1/4+20,000円 80,000円超 40,000円 ※ 介護医療保険及び個人年金保険についても同様 ○ 合計限度額等は、下図参照
	住民税	(1) 生命保険料 1年中の支払金額 (昭和55年分から) 15,000円以下 支払額の金額 40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 (2) 個人年金保険 生命保険料控除に同じ (3) 生命保険+個人年金保険=70,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	同 左
損害 保険料	所得税	廃止 (一部経過措置あり ⇒地震保険料控除)	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	長期 (10年以上) 10,000円 (限度) 短期 2,000円 (限度)	廃止 (一部経過措置あり ⇒地震保険料控除)	同 左	同 左	同 左
地震 保険料	所得税	① 地震保険契約 50,000円 (限度) ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 15,000円 (限度) ③ ①と②を併用 50,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左	同 左
	住民税	—	① 地震保険契約 25,000円 (限度) ② 平成18年12月31日までに締結した 長期損害保険契約 10,000円 (限度) ③ ①と②を併用 25,000円 (限度)	同 左	同 左	同 左
医療費	所得 税・ 住民税	「合計所得金額の5%超過額」と「10万円」のいずれか低い 金額の超過額 (限度額200万円) (所得税は昭和63年か ら)	同 左	同 左	同 左	同 左
雑損	所得 税・ 住民税	「合計所得金額の10%超過額」と「災害関連支出額の5万円 超過額」のうちいずれか多い方の金額	同 左	同 左	同 左	同 左
寄附金	所得税	「支出寄附金額」と「所得の30%」のうちいずれか低い方 の金額-5,000円	同 左	同 左	「支出寄附金額」と「所得の 40%」のうちいずれか低い方の 金額-2,000円	同 左
	住民税	「支出寄附金額」と「所得の25%」のうちいずれか低い方 の金額-100,000円	同 左	以後、税額控除	—	—

イ 税額控除

年 度		平成21～23	24・25	26・27
税 額 控 除	配 当	所得税 利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の10 1,000万円を超える部分 100分の5 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の5 1,000万円を超える部分 100分の2.5 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の2.5 1,000万円を超える部分 100分の1.25	同 左	同 左
		県民税 利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.2 1,000万円を超える部分 100分の0.6 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.6 1,000万円を超える部分 100分の0.3 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.3 1,000万円を超える部分 100分の0.15	同 左	同 左
		市民税 利益の配当、剰余金の分配 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の1.6 1,000万円を超える部分 100分の0.8 証券投資信託(特定株式投資信託以外)の収益分配 ・一般外貨建等証券投資信託以外 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.8 1,000万円を超える部分 100分の0.4 ・一般外貨建等証券投資信託 課税総所得金額 1,000万円以下の部分 100分の0.4 1,000万円を超える部分 100分の0.2	同 左	同 左
	寄附金額 県民税 市民税	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率(所得税の 計算の際に適用された税率))(市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度 ④ ②と③の合計額を所得割額から控除	① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の10%が限度 *×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ ④ ②と③の合計額を所得割額から控除	
	外国税額 所得税 外国の法令により所得税に相当する税を課せられたときは所得税額から、 当該所得税額のうち、この法律の施行地外にその源泉がある所得に対応 するものとして政令の定めるところにより計算した金額を限度として、 当該外国の法令により課せられた所得税に相当する税額を控除	同 左	同 左	
調整 県民税 市民税	外国の法令により外国の所得税等(所得税、住民税所得割)を課せられたときは、 当該所得税等の額のうち、所得税法第95条第1項の外国税控除限度額を 超える額があるときは政令により計算した額を限度として政令の定めるところにより 当該超える金額を控除	同 左	同 左	
調整 県民税 市民税	所得税と市民税・県民税所得割の税率の変更により行う税源移譲の実施に 伴う人的控除額の差に基づく負担増の減額措置として導入 (計算式) ① 個人住民税の課税所得金額(以下、調整控除対象課税所得金額という。) が200万円以下の者 イとロのいずれか小さい額の5%(市民税3%、県民税2%) イ 調整控除対象課税所得金額 ロ 人的控除額の差の合計額 ② 調整控除対象課税所得金額が200万円超の者 {人的控除額の差の合計額-(調整控除対象課税所得金額-200万円)} ×5%(市民税3%、県民税2%) *下線部分が5万円を下回る場合には、5万円	同 左	同 左	

※ 上記の税額控除のほかにも所得税及び市・県民税において、住宅借入金等特別税額控除が設置されてい
 参考:市・県民税における住宅借入金等特別税額控除
 対象者……平成11年～平成18年、又は、平成21年～令和3年12月に入居し、
 所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用があり、かつ、所得税から控除しきれない額がある者
 控除額……次のうちいずれか低い方の額
 ・所得税の住宅借入金等特別税額控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額
 ・所得税の課税総所得金額等の額の100分の7に相当する額(最高13万6,500円)
 (平成26年3月31日までに入居した場合は100分の5(最高9万7,500円))

28・29	30・令和元	令和2	令和3
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左	同 左
① 控除対象寄附金額 「寄附金の合計額」と「総所得金額等の合計額の30%」 のいずれか小さい額 ② 基本控除額 (①-2000円)×10%(市民税6%、県民税4%) ③ 特例控除額(都道府県・市区町村への寄附の場合) (①-2000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021) (市民税3/5、県民税2/5) *特例控除額は所得割額の20%が限度 *×1.021は復興特別所得税の適用期間中のみ ④ ②と③の合計額を所得割額から控除	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左 (指定都市に住所を有する者を除く。)	同 左	同 左

(6) 市税税率の変遷

年度		平成 19	20・21	22 ～ 24	25	26	27																																																															
区 分	個人	均等割 3,000円	同 左	同 左	同 左	3,500円	同 左																																																															
	所得割	6%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																															
市 民 法 人 税	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>税率 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 50億円を超えるもの</td> <td>50人超</td> <td>360万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>19万2千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>15万6千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 1千万円以下のもの</td> <td>50人超</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>6 上記1～5に掲げる法人以外の法人等</td> <td></td> <td>6万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率 (年額)	1 50億円を超えるもの	50人超	360万円	50人以下	49万2千円	2 10億円を超え50億円以下のもの	50人超	210万円	50人以下	49万2千円	3 1億円を超え10億円以下のもの	50人超	48万円	50人以下	19万2千円	4 1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	18万円	50人以下	15万6千円	5 1千万円以下のもの	50人超	14万4千円	50人以下	6万円	6 上記1～5に掲げる法人以外の法人等		6万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>税率 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 2～6に掲げる法人以外の法人</td> <td>50人以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>50人 超</td> <td>14万4千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 1千万円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>15万6千円</td> </tr> <tr> <td>50人 超</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>19万2千円</td> </tr> <tr> <td>50人 超</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 1億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td>50人 超</td> <td>210万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>49万2千円</td> </tr> <tr> <td>50人 超</td> <td>360万円</td> </tr> <tr> <td>6 50億円を超えるもの</td> <td>50人 超</td> <td>360万円</td> </tr> </tbody> </table>	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率 (年額)	1 2～6に掲げる法人以外の法人	50人以下	6万円	50人 超	14万4千円	2 1千万円以下のもの	50人以下	15万6千円	50人 超	18万円	3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	19万2千円	50人 超	48万円	4 1億円を超え50億円以下のもの	50人以下	49万2千円	50人 超	210万円	5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	49万2千円	50人 超	360万円	6 50億円を超えるもの	50人 超	360万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
		法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率 (年額)																																																																		
		1 50億円を超えるもの	50人超	360万円																																																																		
			50人以下	49万2千円																																																																		
		2 10億円を超え50億円以下のもの	50人超	210万円																																																																		
			50人以下	49万2千円																																																																		
	3 1億円を超え10億円以下のもの	50人超	48万円																																																																			
		50人以下	19万2千円																																																																			
	4 1千万円を超え1億円以下のもの	50人超	18万円																																																																			
		50人以下	15万6千円																																																																			
5 1千万円以下のもの	50人超	14万4千円																																																																				
	50人以下	6万円																																																																				
6 上記1～5に掲げる法人以外の法人等		6万円																																																																				
法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率 (年額)																																																																				
1 2～6に掲げる法人以外の法人	50人以下	6万円																																																																				
	50人 超	14万4千円																																																																				
2 1千万円以下のもの	50人以下	15万6千円																																																																				
	50人 超	18万円																																																																				
3 1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	19万2千円																																																																				
	50人 超	48万円																																																																				
4 1億円を超え50億円以下のもの	50人以下	49万2千円																																																																				
	50人 超	210万円																																																																				
5 10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	49万2千円																																																																				
	50人 超	360万円																																																																				
6 50億円を超えるもの	50人 超	360万円																																																																				
税 割	昭和三十五年八月一日以降、事業年度終了法人資本の金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は12.3%、その他の法人は14.7%	同 左	同 左	同 左	同 左	平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、資本金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は9.7%、その他の法人は12.1%	同 左																																																															
	均等割	1,800円 (県民緑税の800円含む)	同 左	同 左	同 左	2,300円	同 左																																																															
	所得割	4%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																															
	固定資産税	100分の1.4	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																															
都市計画税	100分の0.3	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 1,000円 50ccを超え90cc以下 1,200円 90ccを超え125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 四輪貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 小型特殊自動車 <ul style="list-style-type: none"> 農耕作業用 1,600円 その他作業用 4,700円 二輪小型自動車 4,000円 	同 左	同 左	同 左	同 左	<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 三輪 3,900円 四輪乗用 営業用 6,900円 自家用 10,800円 四輪貨物用 営業用 3,800円 自家用 5,000円 (平成27年3月31日以前に初回車 両番号指定を受けた車は同左) 小型特殊自動車 農耕作業用 課税免除 上記以外 同左 																																																																
市たばこ税	1,000本につき 旧3級品以外…3,298円 旧3級品…1,564円 (平成18年7月1日から)	同 左	1,000本につき 旧3級品以外…4,618円 旧3級品…2,190円 (平成22年10月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外…5,262円 旧3級品…2,495円 (平成25年4月1日から)	同 左	同 左																																																																
特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> 保有…100分の1.4 取得…100分の3 	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																
入湯税	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊を伴う場合 1人1日(1泊2日)150円 その他の場合 1人1日75円 	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																
事業所税	<ul style="list-style-type: none"> 資産割 1㎡ 600円 従業者割 100分の0.25 	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左																																																																

28	29	30	令和元	2	3
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、資本金額又は出資金額が1億円以下で法人税額が400万円以下の法人は6%、その他の法人は8.4%	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50ccを超え90cc以下 2,000円 90ccを超え125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 ・軽自動車 二輪の軽自動車 3,600円 三輪 同 左 4,600円 四輪乗用 営業用 同 左 8,200円 家用 同 左 12,900円 四輪貨物用 営業用 同 左 4,500円 家用 同 左 6,000円 ・小型特殊自動車 農耕作業用 同 左 その他作業用 5,900円 ・二輪の小型自動車 6,000円 	同 左	同 左	<ul style="list-style-type: none"> <軽自動車税> 同左 <環境性能割> ・令和2年度燃費基準達成車 (乗用車)※ 家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準+50%達成車 (2.5t以下のトラック)※ 家用 100分の1 営業用 100分の0.5 ・平成27年度燃費基準+10%達成車 (乗用車または2.5t以下のトラック)※ 家用 100分の2 営業用 100分の1 ・上記以外 家用 100分の2 営業用 100分の2 	<ul style="list-style-type: none"> <種別割> 左記<軽自動車税>に同じ <環境性能割> 同左 	同 左
(※初回車両番号指定を受けた月から起算し13年を経過した三輪以上の車は経年車重課)			※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る		
1,000本につき 旧3級品以外 …5,262円 旧3級品 …2,925円 (平成28年4月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外 …5,262円 旧3級品 …3,355円 (平成29年4月1日から)	1,000本につき 旧3級品以外 …5,262円(※) 旧3級品 …4,000円 (平成30年4月1日から) ※平成30年10月1日からは5,692円	1,000本につき 旧3級品以外 …5,692円 旧3級品 …4,000円(※) ※令和元年10月1日からは5,692円	1,000本につき (旧3級品を含む) …5,692円 令和2年10月1日から …6,122円 令和3年10月1日以降 …6,552円	1,000本につき (旧3級品を含む) …6,122円 令和3年10月1日以降 …6,552円
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

(7) 尼崎市の税制

税制一覧表

税目	課税客體	納税義務者	賦課期日
市民税	個人	・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日
	法人	・市内に事務所又は事業所を有する法人(※)[均等割・法人税割] ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人(※)で市内に事務所又は事業所を有しないもの[均等割] ・公益法人等で収益事業を行わないもの[均等割] ・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの[法人税割] (※)法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなす。	
固定資産税	土地・家屋・償却資産	固定資産の所有者	1月1日
軽自動車税	・種別割 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車 ・環境性能割 三輪以上の軽自動車	・種別割 軽自動車の所有者 ・環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得者	・種別割 4月1日
市たばこ税	たばこの販売	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	
特別土地保有税 (平成15年度以降課税の停止)	土地の保有又はその取得	所有者又は取得者	保有 1月1日 取得 1月1日 7月1日
入湯税	入湯行為	入湯客	
事業所税	事業所等において法人又は個人の行う事業	事業を行う者	
都市計画税	土地、家屋	土地、家屋の所有者	1月1日

課 税 標 準 及 び 税 率		申 告 期 限	納 期																																						
・均等割 3,500円 ・所得割 6%		市・県民税申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日	・普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～11月1日 第4期 1月1日～1月31日 ・給与からの特別徴収 毎月(6月～翌年5月)分 翌月10日 (特例)6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 ・公的年金からの特別徴収 公的年金の支払月の翌月10日																																						
・均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人の資本等の金額区分</th> <th>市町村の従業者数</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>下記2～6に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">1千万円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>156,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>192,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">50億円を超えるもの</td> <td>50人以下</td> <td>492,000円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>3,600,000円</td> </tr> </tbody> </table>		法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)	1	下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円	2	1千万円以下のもの	50人以下	60,000円	50人超	144,000円	3	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円	50人超	180,000円	4	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円	50人超	480,000円	5	10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円	50人超	2,100,000円	6	50億円を超えるもの	50人以下	492,000円	50人超	3,600,000円	・法人税割 8.4%(※) ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額年400万円以下の法人 6%	法人税の申告期限	申告期限と同じ
	法人の資本等の金額区分	市町村の従業者数	税率(年額)																																						
1	下記2～6に掲げる法人以外の法人		60,000円																																						
2	1千万円以下のもの	50人以下	60,000円																																						
		50人超	144,000円																																						
3	1千万円を超え1億円以下のもの	50人以下	156,000円																																						
		50人超	180,000円																																						
4	1億円を超え10億円以下のもの	50人以下	192,000円																																						
		50人超	480,000円																																						
5	10億円を超え50億円以下のもの	50人以下	492,000円																																						
		50人超	2,100,000円																																						
6	50億円を超えるもの	50人以下	492,000円																																						
		50人超	3,600,000円																																						
課税標準の100分の1.4 免税点 土地30万円未満、家屋20万円未満 償却資産 150万円未満		償却資産 1月31日 住宅用地 1月31日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～3月1日																																						
・種別割 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 50ccを超え90cc以下 2,000円 90ccを超え125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 二輪のもの 3,600円 ※1 ※2 三輪のもの 3,900円 (3,100円) (4,600円) 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) (8,200円) 家用 10,800円 (7,200円) (12,900円) 貨物用 営業用 3,800円 (3,000円) (4,500円) 家用 5,000円 (4,000円) (6,000円) 小型特殊自動車 農耕用 課税免除 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円		・種別割 (1)取得申告 納税義務の発生後 15日以内 (2)廃車申告 納税義務が消滅した日から 15日以内 ・環境性能割 (1)車両番号の指定を受けるもの 車両番号指定の時 (2)上記(1)以外で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき事由があった日から15日以内 (3)上記(1)(2)以外のもの 取得日から15日以内	・種別割 定期分 5月1日～5月31日 ・環境性能割 申告期限と同じ																																						
※1 平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた軽自動車は改正前税率を適用 ※2 初回車両番号指定を受けた月から起算して13年を経過した軽自動車は概ね20%重課 ・環境性能割 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車(2.5トン以下のトラック)※</td> <td>100分の1</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5トン以下のトラック)※</td> <td>100分の2</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>100分の2</td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> ※各種排出ガスに係る基準等を満たすものに限る	区分	税率		自家用	営業用	令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※	100分の1	100分の0.5	平成27年度燃費基準+15%達成車(2.5トン以下のトラック)※	100分の1	100分の1	平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5トン以下のトラック)※	100分の2	100分の2	上記以外	100分の2	100分の2																								
区分		税率																																							
	自家用	営業用																																							
令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※	100分の1	100分の0.5																																							
平成27年度燃費基準+15%達成車(2.5トン以下のトラック)※	100分の1	100分の1																																							
平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車または2.5トン以下のトラック)※	100分の2	100分の2																																							
上記以外	100分の2	100分の2																																							
売渡本数 1,000本あたり(旧3級品を含む) 6,122円(※) ※令和3年10月1日からは6,552円		前月の販売分を毎月末日までに申告納付																																							
保有については100分の1.4 取得については100分の3 法で特別の定めのあるものを除き取得価格 免税点 5,000㎡未満		保有については5月31日 取得については、1月1日前1年以内に取得の場合は、2月末日 7月1日前1年以内に取得の場合は、8月31日までにそれぞれ申告納付																																							
入湯客1人1日 150円(宿泊を伴う場合) 〃 75円(上記以外の場合)		前月分について毎月15日までに申告納入																																							
資産割 事業所床面積1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25/100 免税点 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下		法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付 個人 翌年の3月15日までに申告納付																																							
課税標準の100分の0.3 免税点 固定資産税が免税となるもの		固定資産税の納期と同一																																							

(8) 譲与税・交付金要領(その1)

区 分	譲与を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要																																																																																																																													
自動車重量譲与税 〔昭和46年12月創設〕	市 町 村	一般財源 平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化	<p>自動車重量税は、自動車検査証の交付を受ける自動車及び使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車についてその重量に応じて課税する。 (税率：自動車検査証の有効期間が2年又は3年のものは1年に換算)</p> <p>1. 本則税率（自動車重量税法第7条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>税率(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>バス・トラック</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">軽自動車</td> <td>車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年 2,500</td> </tr> <tr> <td>車検を受け ないもの</td> <td>2 輪 1両ごとに届出時 4,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時 7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 特例税率（13、18年超の車両等を除く）（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>4,100</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年 3,300</td> <td rowspan="2">2,600</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年 4,100</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>1,900</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,300</td> <td>2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 特例税率（13年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="3">税率(円)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">自 家 用</th> <th rowspan="2">事業用</th> </tr> <tr> <th>H26, 4, 1 ～</th> <th>H28, 4, 1～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>5,400</td> <td>5,700</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年 3,900</td> <td rowspan="2">4,100</td> <td rowspan="2">2,700</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年 5,400</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,200</td> <td>2,300</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>3,900</td> <td>4,100</td> <td>2,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 特例税率（18年超の車両）（租税特別措置法第90条の11の2）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乗用自動車（定員10人以下）</td> <td>自重0.5tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>バス（定員11人以上）</td> <td>総重量1tごとに年</td> <td>6,300</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラック</td> <td>車両総重量2.5t以下</td> <td>総重量1tごとに年 4,400</td> <td rowspan="2">2,800</td> </tr> <tr> <td>車両総重量2.5t超</td> <td>総重量1tごとに年 6,300</td> </tr> <tr> <td>小型二輪車</td> <td>1両ごとに年</td> <td>2,500</td> <td>1,700</td> </tr> <tr> <td>軽自動車 車検を受けるもの</td> <td>1両ごとに年</td> <td>4,400</td> <td>2,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 特例税率（軽自動車（車検を受けないもの））（租税特別措置法第90条の11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">税率(円)</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>事業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">軽自動車</td> <td>車検を受け ないもの</td> <td>2 輪 1両ごとに届出時 4,900</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1両ごとに届出時 9,900</td> <td>7,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>エコカー減税(平成24年5月から令和3年4月末まで適用)により、低公害車に対しては、別途軽減措置(免除、本則税率の25・50・75%軽減)が設けられている。 (租税特別措置法第90条の12)</p>	区 分	単 位	税率(円)	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500	バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500	小型二輪車	1両ごとに年	1,500	軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年 2,500	車検を受け ないもの	2 輪 1両ごとに届出時 4,000	その他	1両ごとに届出時 7,500	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 3,300	2,600	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 4,100	小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	2,600	区 分	単 位	税率(円)			自 家 用		事業用	H26, 4, 1 ～	H28, 4, 1～	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 3,900	4,100	2,700	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 5,400	小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800	バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800	トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 4,400	2,800	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 6,300	小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700	軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800	区 分	単 位	税率(円)		自家用	事業用	軽自動車	車検を受け ないもの	2 輪 1両ごとに届出時 4,900	4,100	その他	1両ごとに届出時 9,900	7,800
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																														
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	2,500																																																																																																																														
バス・トラック	総重量1tごとに年	2,500																																																																																																																														
小型二輪車	1両ごとに年	1,500																																																																																																																														
軽自動車	車検を受けるもの	1両ごとに年 2,500																																																																																																																														
	車検を受け ないもの	2 輪 1両ごとに届出時 4,000																																																																																																																														
	その他	1両ごとに届出時 7,500																																																																																																																														
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																														
		自家用	事業用																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																													
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	4,100	2,600																																																																																																																													
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 3,300	2,600																																																																																																																													
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 4,100																																																																																																																														
小型二輪車	1両ごとに年	1,900	1,500																																																																																																																													
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,300	2,600																																																																																																																													
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																														
		自 家 用		事業用																																																																																																																												
		H26, 4, 1 ～	H28, 4, 1～																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																												
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	5,400	5,700	2,700																																																																																																																												
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 3,900	4,100	2,700																																																																																																																												
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 5,400																																																																																																																														
小型二輪車	1両ごとに年	2,200	2,300	1,600																																																																																																																												
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	3,900	4,100	2,700																																																																																																																												
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																														
		自家用	事業用																																																																																																																													
乗用自動車（定員10人以下）	自重0.5tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																													
バス（定員11人以上）	総重量1tごとに年	6,300	2,800																																																																																																																													
トラック	車両総重量2.5t以下	総重量1tごとに年 4,400	2,800																																																																																																																													
	車両総重量2.5t超	総重量1tごとに年 6,300																																																																																																																														
小型二輪車	1両ごとに年	2,500	1,700																																																																																																																													
軽自動車 車検を受けるもの	1両ごとに年	4,400	2,800																																																																																																																													
区 分	単 位	税率(円)																																																																																																																														
		自家用	事業用																																																																																																																													
軽自動車	車検を受け ないもの	2 輪 1両ごとに届出時 4,900	4,100																																																																																																																													
	その他	1両ごとに届出時 9,900	7,800																																																																																																																													

譲 与 等 の 基 準	譲与等の時期
<p>① 自動車重量税の収入額の422/1,000を自動車重量譲与税の譲与総額とする。</p> <p>② 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <p style="margin-left: 2em;">ア $\text{譲与総額} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$</p> <p style="margin-left: 2em;">イ $\text{譲与総額} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p> <p>譲与割合（平成31年度税制改正において、『自動車重量譲与税法附則第2項』により変更） ※本則は『自動車重量譲与税法第1条』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度税制改正により1/4→1/3に変更 ・平成22年度税制改正により1/3→407/1,000に変更 ・平成31年度税制改正により407/1,000→422/1,000に変更 	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>11月 5月～9月収入分</p> <p>3月 10月～1月収入分</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その2)

区 分	譲与等を受ける団体	使 途	本 税 の 概 要												
特別とん譲与税 (昭和32年4月創設)	開港所在市町村	一般財源	<p>とん税及び特別とん税は、外国貿易船の開港への入港に対して課税し、併せて徴収した額の20/36を特別とん税とする。 (特別とん税法第3条、とん税法第3条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>とん税</th> <th>特別とん税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>16円</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td>開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり</td> <td>48円</td> <td>60円</td> </tr> </tbody> </table>		とん税	特別とん税	開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円	開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円			
	とん税	特別とん税													
開港への入港ごとに納付する場合純トン数1トン当たり	16円	20円													
開港ごとに1年分を納付する場合純トン数1トン当たり	48円	60円													
地方揮発油譲与税 (昭和30年8月創設)	都道府県市町村	一般財源	<p>地方揮発油税は、揮発油税と共に、揮発油の製造場から移出される揮発油について、揮発油の製造者に対して課税し、併せて徴収する。 (税率) 平成22年度税制改正により暫定税率は廃止するが、当分の間は、特例税率で暫定税率適用時の税率水準を維持 (租税特別措置法第88条の8)</p> <p>特例税率 (租税特別措置法第88条の8)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地方揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>48,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈参考〉 本則税率 (地方揮発油税法第4条、揮発油税法第9条)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>地方揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>揮発油税</td> <td>1キロリットル当たり</td> <td>24,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成20年4月の1か月のみ暫定税率失効</p> <p>※揮発油価格高騰時における地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止 (租税特別措置法第89条) 総務省が毎月公表するガソリン小売価格が連続3か月間1リットルにつき160円を上回ると、特例税率の適用が停止され、その後130円を3か月間下回ると再び特例税率が適用される。ただし、平成23年4月27日施行の「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」第44条により、上乗せ税率停止措置を停止している。</p>	地方揮発油税	1キロリットル当たり	5,200円	揮発油税	1キロリットル当たり	48,600円	地方揮発油税	1キロリットル当たり	4,400円	揮発油税	1キロリットル当たり	24,300円
地方揮発油税	1キロリットル当たり	5,200円													
揮発油税	1キロリットル当たり	48,600円													
地方揮発油税	1キロリットル当たり	4,400円													
揮発油税	1キロリットル当たり	24,300円													
平成21年度以降、地方道路譲与税から名称を変更		平成21年度以降、道路特定財源から一般財源化													
森林環境譲与税 (平成31年4月創設)	都道府県市町村	一般財源	<p>温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。</p> <p>市町村が個人住民税均等割と合わせて、令和6年度から年額1,000円を課税する。 ※令和元年度は、譲与税特別会計における借入金で対応。 ※令和2～6年度は地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用し、対応。</p>												
利子割交付金 (昭和63年4月創設)	市町村	一般財源	<p>都道府県民税利子割は、利子等の支払又はその取扱いをする者 (金融機関等) の営業所等で当該都道府県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受ける者に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の6)</p>												
配当割交付金 (平成16年1月創設)	市町村	一般財源	<p>都道府県民税配当割は、特定配当等の支払をする者 (株式会社等) で当該都道府県内に所在するものを通じて特定配当等の支払を受ける個人に対して課税する。 (税率) 5% (一律) (地方税法第71条の28)</p> <p>〈参考〉 平成25年12月31日まで軽減税率を適用 (地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>												

譲 与 等 の 基 準	譲与等の時期																																
特別とん税の収入額に相当する額を開港に係る港湾施設が設置されている市町村で総務大臣が指定するものに対して譲与する。	9月 3月～8月收入分 3月 9月～2月收入分																																
<p>① 地方揮発油税の収入額の58/100（指定市等譲与総額）を指定市及び都道府県に42/100（市町村譲与総額）を市町村に譲与する。</p> <p>② 指定市及び都道府県に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">ア</td> <td style="width: 10%;">指定市等譲与総額</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1 — 2</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 45%;"> $\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}$ </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ</td> <td>指定市等譲与総額</td> <td>×</td> <td style="text-align: center;">1 — 2</td> <td>×</td> <td> $\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}$ </td> <td>1 1月 6月～10月收入分</td> </tr> </table> <p>③ 市町村に対する譲与の基準（ア及びイの合計額）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 15%;">ア</td> <td style="width: 10%;">市町村譲与総額</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">1 — 2</td> <td style="width: 5%;">×</td> <td style="width: 45%;"> $\frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$ </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ</td> <td>市町村譲与総額</td> <td>×</td> <td style="text-align: center;">1 — 2</td> <td>×</td> <td> $\frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$ </td> <td>3月 11月～2月收入分</td> </tr> </table> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>		ア	指定市等譲与総額	×	1 — 2	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}$			イ	指定市等譲与総額	×	1 — 2	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}$	1 1月 6月～10月收入分		ア	市町村譲与総額	×	1 — 2	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$			イ	市町村譲与総額	×	1 — 2	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$	3月 11月～2月收入分	6月 3月～5月收入分 1 1月 6月～10月收入分 3月 11月～2月收入分
	ア	指定市等譲与総額	×	1 — 2	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の延長の合計}}$																											
	イ	指定市等譲与総額	×	1 — 2	×	$\frac{\text{当該指定市等内の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}{\text{全国の一般国道及び都道府県道の面積の合計}}$	1 1月 6月～10月收入分																										
	ア	市町村譲与総額	×	1 — 2	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{全国の市町村道の延長の合計}}$																											
	イ	市町村譲与総額	×	1 — 2	×	$\frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{全国の市町村道の面積の合計}}$	3月 11月～2月收入分																										
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 45%; vertical-align: top;"> <p><譲与総額> (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">200</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">600</td></tr> </table> <p><譲与基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">私有林人口林面積</td><td style="text-align: center;">5/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">林業就業者数</td><td style="text-align: center;">2/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">人口</td><td style="text-align: center;">3/10</td></tr> </table> </td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><譲与割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">80/100</td><td style="text-align: center;">20/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">85/100</td><td style="text-align: center;">15/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">88/100</td><td style="text-align: center;">12/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">90/100</td><td style="text-align: center;">10/100</td></tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>	<p><譲与総額> (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">200</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">600</td></tr> </table> <p><譲与基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">私有林人口林面積</td><td style="text-align: center;">5/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">林業就業者数</td><td style="text-align: center;">2/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">人口</td><td style="text-align: center;">3/10</td></tr> </table>	令和元年度	200	令和2年度から令和3年度	400	令和4年度から令和5年度	500	令和6年度～	600	私有林人口林面積	5/10	林業就業者数	2/10	人口	3/10		<p><譲与割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">80/100</td><td style="text-align: center;">20/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">85/100</td><td style="text-align: center;">15/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">88/100</td><td style="text-align: center;">12/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">90/100</td><td style="text-align: center;">10/100</td></tr> </tbody> </table>		市町村	都道府県	令和元年度	80/100	20/100	令和2年度から令和3年度	85/100	15/100	令和4年度から令和5年度	88/100	12/100	令和6年度～	90/100	10/100	9月 3月
<p><譲与総額> (単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">200</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">400</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">500</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">600</td></tr> </table> <p><譲与基準></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">私有林人口林面積</td><td style="text-align: center;">5/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">林業就業者数</td><td style="text-align: center;">2/10</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">人口</td><td style="text-align: center;">3/10</td></tr> </table>	令和元年度	200	令和2年度から令和3年度	400	令和4年度から令和5年度	500	令和6年度～	600	私有林人口林面積	5/10	林業就業者数	2/10	人口	3/10		<p><譲与割合></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">市町村</th> <th style="text-align: center;">都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">令和元年度</td><td style="text-align: center;">80/100</td><td style="text-align: center;">20/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和2年度から令和3年度</td><td style="text-align: center;">85/100</td><td style="text-align: center;">15/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和4年度から令和5年度</td><td style="text-align: center;">88/100</td><td style="text-align: center;">12/100</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">令和6年度～</td><td style="text-align: center;">90/100</td><td style="text-align: center;">10/100</td></tr> </tbody> </table>		市町村	都道府県	令和元年度	80/100	20/100	令和2年度から令和3年度	85/100	15/100	令和4年度から令和5年度	88/100	12/100	令和6年度～	90/100	10/100		
令和元年度	200																																
令和2年度から令和3年度	400																																
令和4年度から令和5年度	500																																
令和6年度～	600																																
私有林人口林面積	5/10																																
林業就業者数	2/10																																
人口	3/10																																
	市町村	都道府県																															
令和元年度	80/100	20/100																															
令和2年度から令和3年度	85/100	15/100																															
令和4年度から令和5年度	88/100	12/100																															
令和6年度～	90/100	10/100																															
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D) \text{ の額} \times 3 / 5$ A：前年度3月から2月までの間に収入した利子割の額 B：前年度1月から12月までの間に申告等がなされた道府県民税法人税割に係る利子割額の控除還付金の合計額 C：Bのうち他の都道府県が徴収した利子割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D：利子割額徴収事務取扱費〔$(A - B \pm C) \times 1\%$〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	8月 3月～7月收入分 1 2月 8月～11月收入分 3月 12月～2月收入分																																
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D) \text{ の額} \times 3 / 5$ A：前年度3月から2月までの間に収入した配当割の額 B：前年度3月から2月までの間に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した額 C：Bのうち他の都道府県が徴収した配当割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D：配当割額徴収事務取扱費〔$(A - B \pm C) \times 1\%$〕</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	8月 3月～7月收入分 1 2月 8月～11月收入分 3月 12月～2月收入分																																

(8) 譲与税・交付金要領(その3)

区 分	交 付 金 を 受 け る 団 体	使 途	本 税 の 概 要																																		
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 〔平成16年1月 創 設〕	市 町 村	一般財源	<p>都道府県民税株式等譲渡所得割は、特定株式等譲渡所得金額の支払をする者（証券会社等）で当該都道府県内に所在するものを通じて一定の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人に対して課税する。</p> <p>(税率) 5% (一律) (地方税法第71条の49)</p> <p>(参考) 平成25年12月31日まで軽減税率を適用(地方税法平成20年改正法附則3条) 3% (一律)</p>																																		
法 人 事 業 税 交 付 金 〔令和元年10月 創 設〕	市 町 村	一般財源	<p>地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）に基づき、法人の行う事業に対して、その事業の事務所又は事業所の所在する道府県が課税する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">※令和元年10月1日以後に開始する事業年度の標準税率</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>年400万円以下</th> <th>年400万円超 800万円以下</th> <th>年800万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、公益法人等)</td> <td>3.5%</td> <td>5.3%</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td>所得課税法人 (特別法人：協同組合、医療法人等)</td> <td>3.5%</td> <td>4.9%</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税法人 (電気供給業、ガス供給業、保険業等)</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	※令和元年10月1日以後に開始する事業年度の標準税率				区分	年400万円以下	年400万円超 800万円以下	年800万円超	所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、公益法人等)	3.5%	5.3%	7.0%	所得課税法人 (特別法人：協同組合、医療法人等)	3.5%	4.9%	5.7%	収入金額課税法人 (電気供給業、ガス供給業、保険業等)	1.0%	1.0%	1.0%														
※令和元年10月1日以後に開始する事業年度の標準税率																																					
区分	年400万円以下	年400万円超 800万円以下	年800万円超																																		
所得課税法人 (資本金1億円以下の普通法人、公益法人等)	3.5%	5.3%	7.0%																																		
所得課税法人 (特別法人：協同組合、医療法人等)	3.5%	4.9%	5.7%																																		
収入金額課税法人 (電気供給業、ガス供給業、保険業等)	1.0%	1.0%	1.0%																																		
地方消費税交付金 〔平成9年4月 創 設〕	市 町 村	一般財源	<p>地方分権の推進、地域福祉の充実等のための地方財源として、消費譲与税に代えて地方消費税が創設された。</p> <p>(課税標準) 国内取引（譲渡割）及び課税貨物の保税地域からの引取り（貨物割）に課される消費税額が課税標準となる。</p> <p>(納税義務者) 消費税の納税義務者</p> <p>(税率) 100分の25 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1%) (平成26年3月31日まで) 63分の17 (地方税法第72条の83) (消費税率換算1.7%) (令和元年9月30日まで) 78分の22 (地方税法第72条の83) (消費税率換算2.2%) (令和元年10月1日から)</p>																																		
環 境 性 能 割 交 付 金 〔令和元年10月 創 設〕	市 町 村	一般財源	<p>自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割が導入された。自動車の取得に対して、燃費基準値達成度等に応じて取得者に課税する。 ※令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した家用乗用車に係る環境性能割については、税率1%を軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費基準値達成度等</th> <th colspan="2">税率</th> <th rowspan="2">営業用</th> </tr> <tr> <th colspan="2">自家用</th> </tr> <tr> <td></td> <th>登録者</th> <th>軽自動車</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+20%達成車</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成車</td> <td>1%</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成車</td> <td>2%</td> <td>1%</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+10%達成車</td> <td>3%</td> <td>2%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	燃費基準値達成度等	税率		営業用	自家用			登録者	軽自動車		電気自動車等	非課税	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	非課税	令和2年度燃費基準+10%達成車	1%	非課税	非課税	令和2年度燃費基準達成車	2%	1%	0.50%	平成27年度燃費基準+10%達成車	3%	2%	1%	上記以外			2%
燃費基準値達成度等	税率		営業用																																		
	自家用																																				
	登録者	軽自動車																																			
電気自動車等	非課税	非課税	非課税																																		
令和2年度燃費基準+20%達成車	非課税	非課税	非課税																																		
令和2年度燃費基準+10%達成車	1%	非課税	非課税																																		
令和2年度燃費基準達成車	2%	1%	0.50%																																		
平成27年度燃費基準+10%達成車	3%	2%	1%																																		
上記以外			2%																																		

譲 与 等 の 基 準	譲 与 等 の 時 期
<p>① 次の算式により算定した額を交付総額とする。 $(A - B \pm C - D)$ の額 $\times 3 / 5$ A : 前年度3月から2月までの間に収入した株式等譲渡所得割の額 B : 前年度3月から2月までの間に過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金を歳出予算から支出した額 C : Bのうち他の都道府県が徴収した株式等譲渡所得割額に係るものについて、3月から2月までの間に当該都道府県との間で精算するために支払いをし、又は支払いを受けた金額の過不足額 D : 配当割額徴収事務取扱費 $[(A - B \pm C) \times 1\%]$</p> <p>② 各市町村に係る個人の道府県民税の額の当該都道府県計に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により当該都道府県内の各市町村に交付する。</p>	<p>3月 3月～2月収入分</p>
<p>① 都道府県の法人事業税額に100分の7.7を乗じた額を交付総額とする。 ② 交付基準は従業者数とし、経過措置として、3年間は以下の通りとする。 令和2年度：法人税割額（令和元年度収入分も併せて令和2年度に交付） 令和3年度：2/3・・・法人税割額 1/3・・・従業者数 令和4年度：1/3・・・法人税割額 2/3・・・従業者数 令和5年度～：従業者数</p>	<p>8月 前年度3月～7月収入分</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月収入分</p>
<p>各都道府県に納付された地方消費税は、各都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて清算される。 (従来分) 国への徴収取扱費を減額し、清算を行った後の1/2に相当する額を各市町村に対し、その1/2を人口で、他の1/2を従業者数で案分して交付する。 (引上げ分：社会保障財源化分) 清算を行った後の1/2に相当する額を各市町村に対し人口で案分して交付する。 ※引上げ分の地方消費税収(交付金を含む。)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。 (交付割合) 令和元年10月1日～：従来分22分の10 / 引上げ分22分の12 ※経過措置あり 令和元年度 従来分17分の10 / 引上げ分17分の7 令和2年度 従来分21分の10 / 引上げ分21分の11</p>	<p>6月 2月～4月収入分</p> <p>9月 5月～7月収入分</p> <p>12月 8月～10月収入分</p> <p>3月 11月～1月収入分</p>
<p>① 都道府県は、自動車税環境性能割を次の交付割合に応じて各市町村に交付する。交付基準等は、自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。(平成28年税制改正大綱・平成31年税制改正大綱) 令和元年度から令和3年度まで：44.65/100 (自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の47に相当する額) 令和4年度以降：40.85/100 (自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の43に相当する額)</p> <p>(ア及びイの合計額)</p> <p>ア 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の延長の合計}}$</p> <p>イ 市町村交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村の市町村道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の市町村道の面積の合計}}$</p> <p>② 指定市を包括する道府県は①の他、自動車税環境性能割収入額の95%を乗じて得た額の100分の35に相当する額のうち次のア及びイの合計額を指定市に交付する。</p> <p>ア 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の延長の合計}}$</p> <p>イ 指定市等交付総額 $\times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該指定市内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}{\text{当該道府県内の一般国道及び道府県道の面積の合計}}$</p> <p>注：道路の延長及び面積は補正される。</p>	<p>8月 (3月収入-3月収入見込) + (4月～7月収入分)</p> <p>12月 8月～11月収入分</p> <p>3月 12月～2月 + 3月収入見込</p>

(8) 譲与税・交付金要領(その4)

区分	交付を受ける団体	使途	本 税 の 概 要
地方特例交付金 〔平成11年4月創設〕	都道府県 市町村 (特別区を含む。)	一般財源	<p>個人住民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの</p> <p>【対象】a.平成20年度税制改正による平成11年から平成18年までの入居者を対象 b.平成21年度税制改正による平成21年から平成25年までの入居者を対象 c.平成27年度税制改正による平成31年6月30日までの入居者を対象 d.平成28年度税制改正による平成33年12月31日までの入居者を対象 e.令和3年度税制改正による令和4年12月31日までの入居者を対象</p> <p>「減収補てん特例交付金」 ①住宅借入金等特別控除分 個人住民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補てんするために交付されるもの《平成20年度創設》 ②自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの環境性能割の時的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの ③軽自動車税環境性能割分 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの環境性能割の時的軽減措置に伴う地方公共団体に生じる軽自動車税環境性能割の減収額を補てんするもの</p>
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 〔令和3年度から交付〕	都道府県 市町村	一般財源	<p>新型コロナウイルスに係る緊急経済対策に伴う軽減措置(令和3年度に限る)により減収となった固定資産税・都市計画税の国費補填。 (地方税法附則第65条)</p>
交通安全対策特別交付金 〔昭和43年7月創設〕	都道府県 市町村	道路交通安全施設の費用に充てる。	<p>交通反則金は、道路交通法第128条第1項の規定により納付 (交付金：道路交通法附則第16条)</p>

県税徴収交付金要領

区分	交付を受ける団体	使途	交 付 の 基 準	交 付 の 時 期
県税徴収交付金	市町村	一般財源	<p>県税徴収取扱費の算定</p> <p>① 納税義務者数×3,000円(地方税法施行令第8条の3) ② 還付又は充当した過誤納金額のうち県民税相当分 ③ 加算した還付加算金額のうち県民税相当分 ④ 市町が交付した納期前納付の報奨金の金額のうち県民税相当分 ⑤ 還付又は充当した所得割額から控除できなかった配当割額又は株式譲渡所得割額の金額のうち県民税相当分 ⑥ 納税通知書及び特別徴収税額通知書等の数×60円 ⑦ 県に払い込まれた金額×7%</p> <p>※⑥、⑦は平成18年度以前に賦課決定をした県民税に係るものに限る。</p>	<p>7月 10月 1月 4月</p>

国有資産等所在市町村交付金要領

区分	交付又は納付義務者	交 付 金 又 は 納 付 金 の 客 体
国有資産等所在市町村交付金	国又は地方公共団体	<p>国有資産等所在市町村交付金……国又は地方公共団体が所有する固定資産</p> <p>① 固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産 ④ 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産 ⑤ 水道法第3条第8項の水道施設若しくは工業用水道事業法第2条第6項の工業用水道施設のうちダム以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産 ⑥ 石油の備蓄の確保等に関する法律第29条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産(国有資産等所在市町村交付金法第2条)</p>

譲与等の基準	譲与等の時期
<p>地方特例交付金総額の5分の3を市町村交付金総額とし、各市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で案分して交付する。</p> $\text{市町村交付総額} \times \frac{\text{当該市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額}}{\text{市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額総額}} = \text{当該市町村交付額}$	<p>4月</p> <p>9月</p>
<p>各市町村における当該年度の固定資産税・都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。</p>	<p>3月</p>
<p>① 道路交通法第128条第1項の規定により納付される反則金に係る収入額等を都道府県及び市町村（指定都市と指定都市以外の市町村では交付基準が異なる）に交付する。</p> <p>② 市町村内における交通事故（人身事故に限る）の発生件数の過去2か年の平均値及び最近の国勢調査による人口集中地区人口並びに改良済道路の延長に応じて案分し、交付される。その算定割合は、2：1：1とされている。</p> <p>③ 一般国道又は都道府県道の管理を行う市には、②で算定した額に、当該市が管理する一般国道及び都道府県道に係る改良済道路の延長に応じて案分された交付金額が加算される。</p>	<p>9月</p> <p>3月～8月収入分</p> <p>3月</p> <p>9月～2月収入分</p>

算定標準等	算定率	算定時期	交付又は納付の時期
<p>国有財産台帳等に記載されている固定資産の価格</p> <p>○算定基準額の特例 （地方税法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地に相当する土地…1/6）</p> <p>(2) 空港の用に供するもの…1/2</p> <p>(3) ダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産 （初年度～5年度まで…1/2） （6年度～10年度まで…3/4）</p>	<p>1.4/10 0</p>	<p>前年の 3月31日</p>	<p>6月30日</p>

(9) 前納報奨金交付状況の推移(平成13年度制度廃止)

(単位:人、円、%)

年度	税目	調定額		前納利用者		交付額		前納率		1人当たり	
		人員	税額	人員	税額	人員	報奨金額	人員	税額	前納額	報奨金額
平成8年度	固定・都計税(土地・家屋)	100,977	29,639,521,300	50,734	6,576,738,400	46,196	139,933,010	50.2	22.2	129,632	3,029
	固定資産税(償却資産)	3,954	4,600,437,300	2,205	524,655,500	2,146	7,603,675	55.8	11.4	237,939	3,543
	市・県民税(普通徴収)	61,916	6,244,156,300	26,765	2,363,189,500	18,515	33,837,874	43.2	37.8	88,294	1,828
	合計	166,847	40,484,114,900	79,704	9,464,583,400	66,857	181,374,559	47.8	23.4	118,747	2,713
平成9年度	固定・都計税(土地・家屋)	104,237	29,375,926,300	55,930	6,926,355,600	49,611	74,844,072	53.7	23.6	123,840	1,509
	固定資産税(償却資産)	4,241	4,663,663,200	2,494	637,805,600	2,310	4,027,332	58.8	13.7	255,736	1,743
	市・県民税(普通徴収)	69,676	7,515,967,400	28,606	2,616,985,400	17,552	19,702,151	41.1	34.8	91,484	1,123
	合計	178,154	41,555,556,900	87,030	10,181,146,600	69,473	98,573,555	48.9	24.5	116,984	1,419
平成10年度	固定・都計税(土地・家屋)	106,507	30,085,214,111	56,405	7,172,822,111	50,110	88,264,782	53.0	23.8	127,166	1,761
	固定資産税(償却資産)	4,467	4,803,382,800	2,452	568,001,500	2,292	4,504,644	54.9	11.8	231,648	1,965
	市・県民税(普通徴収)	60,089	6,787,501,360	26,811	2,392,360,160	16,277	15,527,172	44.6	35.2	89,231	954
	合計	171,063	41,676,098,271	85,668	10,133,183,771	68,679	108,296,598	50.1	24.3	118,284	1,577
平成11年度	固定・都計税(土地・家屋)	108,401	30,716,574,968	57,870	7,367,000,268	51,798	92,250,526	53.4	24.0	127,303	1,781
	固定資産税(償却資産)	4,590	4,744,531,720	2,560	595,240,920	2,357	4,635,672	55.8	12.5	232,516	1,967
	市・県民税(普通徴収)	71,928	5,950,098,241	31,004	2,290,148,941	17,919	18,484,296	43.1	38.5	73,866	1,032
	合計	184,919	41,411,204,929	91,434	10,252,390,129	72,074	115,370,494	49.4	24.8	112,129	1,601
平成12年度	固定・都計税(土地・家屋)	110,586	29,891,960,370	60,379	7,617,360,270	54,334	79,834,752	54.6	25.5	126,159	1,469
	固定資産税(償却資産)	4,567	4,511,753,960	2,573	657,932,060	2,470	4,105,562	56.3	14.6	255,706	1,662
	市・県民税(普通徴収)	68,740	5,732,080,860	30,176	2,356,790,160	17,345	18,124,961	43.9	41.1	78,101	1,045
	合計	183,893	40,135,795,190	93,128	10,632,082,490	74,149	102,065,275	50.6	26.5	114,166	1,376

条	例	改正	率	額
交	付	額	限	度
期	別	税	額	額
		平成5年度	平成6年度以降	平成9年度以降
		0.6/100	0.5/100	0.3/100
		20万円	20万円	10万円

※ ただし、報奨金額が200円未満のときは不交付